

平成30年3月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（3月6日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告並びに例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	14
渡部 勉 君	15
後藤 修 君	27
散会の宣告	41

第2号（3月7日）

議事日程	43
本日の会議に付した事件	44
出席議員	44
欠席議員	44
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	44
職務のため出席した者の職氏名	45
開議の宣告	46
議事日程の報告	46
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	46
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	62

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
延会の宣告	105

第 3 号 (3月8日)

議事日程	107
本日の会議に付した事件	108
出席議員	108
欠席議員	108
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	108
職務のため出席した者の職氏名	108
開議の宣告	109
議事日程の報告	109
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	134

議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	156
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	159
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	160
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	165
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	169
延会の宣告	171

第 4 号 (3月9日)

議事日程	173
本日の会議に付した事件	173
出席議員	173
欠席議員	173
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	173
職務のため出席した者の職氏名	174
開議の宣告	175
議事日程の報告	175
議案第38号の上程、説明、質疑	175
延会の宣告	235

第 5 号 (3月12日)

議事日程	237
本日の会議に付した事件	237
出席議員	237
欠席議員	237
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	238
職務のため出席した者の職氏名	238

開議の宣告	239
議事日程の報告	239
議案第38号の質疑、討論、採決	239
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	262
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	269
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	270
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	272
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	273
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	275
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	276
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	278
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	280
議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	281
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	283
延会の宣告	292

第 6 号 (3月13日)

議事日程	293
本日の会議に付した事件	293
出席議員	293
欠席議員	293
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	293
職務のため出席した者の職氏名	294
開議の宣告	295
議事日程の報告	295
発言の訂正	295
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	295
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	297
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	299
陳情審査報告	303
閉会中継続審査申出	305
日程の追加	308
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	308

発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 9
議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 1
副村長就任挨拶	3 1 2
日程の追加	3 1 2
常任委員の選任について	3 1 3
正副常任委員長の選任について	3 1 4
議会運営委員の選任について	3 1 4
正副議会運営委員長の選任について	3 1 5
閉会の宣告	3 1 6

3 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成30年3月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年3月6日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
 例月出納検査の結果
日程第 4 「陳情の付託」について
日程第 5 村長行政報告
日程第 6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

2番	円谷	要君	3番	大須賀	溪仁君
4番	服部	晃君	5番	小山	克彦君
6番	揚妻	一男君	7番	渡部	勉君
8番	熊田	喜八君	9番	後藤	修君
10番	廣瀬	和吉君			

欠席議員（1名）

1番 北 畠 正 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 淨 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	黒 澤 伸 一 君

住民福祉課	熊田典子君	参事兼産業課長	揚妻浩之君
建設課長	内山晴路君	会計管理者	森廣志君
湯支所本長	星裕治君	天保育所栄長	兼子弘幸君
学校教育課	櫻井幸治君	生涯学習課	小山富美夫君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議事局長	伊藤栄一	書記	星千尋
書記	大須賀久美		

◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

本日、公私ともにご多忙のところ、平成30年3月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成30年3月天栄村議会定例会は成立いたしました。

なお、1番、北畠正議員より、病気療養のため欠席届け出がありました。

これより、平成30年3月天栄村議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

2番 円谷 要 君

3番 大須賀 溪 仁 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る2月26日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成30年3月天栄村議会定例会の会期についてを審査をいたしました結果、今定例会の会期は、本日3月6日より14日までの9日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長から報告がありましたとおり、本日より3月14日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月6日から14日までの9日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告並びに例月出納検査の結果

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、諸般の報告並びに例月出納検査の結果について。

閉会中の議会庶務報告並びに例月出納検査の結果については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、陳情の付託について。

本日までに受理した所管の産業建設常任委員会並びに総務常任委員会に付託した陳情は2件で、皆さんのお手元に配付した陳情文書表のとおりでありますので、報告いたします。

◎村長行政報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、村長行政報告。

村長より、平成30年3月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、平成30年天栄村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案52件をご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、12月定例会以降の行政運営の状況並びに平成30年度における施策の概要を申し上げます。

まず、火災発生時の迅速な初動対応と消防団の後方支援を目的とした村消防団活動支援隊の結成式を昨年12月21日に行いました。

これにより、平日の日中など消防団員が少ない状況でも、火災などの被害を最小限に抑えることができるよう、地域の防災体制の強化を図ったところであります。

次に、地方創生総合戦略の移住・定住促進関係につきましては、12月から2月にかけて都内で開催された移住交流フェアやセミナーに参加し、村のPRを行って参りました。この事業を通じて移住を検討している方もおられることから、PRの効果も徐々にあらわれてきていると感じております。

また、国の地方創生推進交付金事業の新規就農者支援センターの運営関係では、2月に仙台市で行われました就農フェスへの参加や田舎暮らし体験ツアーを村内にて開催するなど、都会の方々に天栄村での暮らしや就農などについて積極的にPRを図っているところであります。

今後も就農への受け入れ態勢や、支援センターの充実を図り、天栄村の農作物の魅力を就農支援策とあわせて村内外に広く情報発信し、村に関心を持っていただけるよう、引き続き関係各所と連携をとりながら事業を進めて参ります。

次に、ふるさと納税事業につきましては、1月末までの寄附が2,437件、金額では5,010万3,000円となっており、昨年度の同時期と比較しますと3割程度の減となっております。

これは、過熱していた自治体の返礼品の競争に対し、今年度、国からの通達があったことから、寄附金の伸びが全国的に鈍くなった影響であると推測されるものであります。

今後につきましては、国の指針に沿いながらも、寄附金の使途を明確にし、具体的な事業が見えるよう工夫を凝らし、天栄村をさらに応援いただけるよう努めて参ります。

次に、福祉関係につきましては、2月9日に子宝祝金贈呈式を天栄村健康保健センターで行いました。今回は、第5子1名、第3子3名、第2子6名の方に祝い金を贈り、健やかな成長をお祝いしました。

平成30年度から3年間の天栄村第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画案と第4次天栄村障がい者計画・第5期天栄村障がい福祉計画・第1期天栄村障がい児童福祉計画案について、2月20日に、それぞれ策定委員会でご審議をいただき、先般、ご承認をいただいたところであります。なお、介護保険の次期計画では、介護保険料基準額について、期間中の介護認定者数や保険給付費などの推計をもとに、月額6,000円、年額7万2,000円として算定していることから、保険料の改定議案を本定例会に上程しております。

また、2月22日には、自立支援型公開地域ケア会議を文化の森てんえいで開催しました。高齢者の自立支援のための介護予防ケアマネジメントを目的とし、本年度はモデル市町村として取り組んで参りました。多職種の専門的な視点に基づく助言を通し、高齢者が住みなれ

た地域の中で生きがいや役割を持って生活するための支援を、今後も関係団体と連絡しながら進めて参ります。

次に、健康づくり事業につきましては、医療機関で受診する特定健診、各種がん検診等の施設検診が1月末で終了いたしました。

検診の受診勧奨に努めた結果、施設検診の受診者総数は、延べ631人で、疾病の予防、早期発見、早期治療に大きな効果を上げたところであります。

また、特定健診で保健指導の対象となった方々には、保健師の訪問等で6カ月間継続的に運動、食事面の生活改善を支援して参りましたが、2月に血液検査等での最終評価を実施し、支援の効果を確認したところであります。

さらに自殺対策といたしまして、2月15日に「心と命を支える地域づくり」と題した講演会を実施しましたところ、健康推進員、民生委員の皆様約50名が受講し、心の健康に不安を抱える村民への接し方や、リラックス健康法などを学びました。今後は、学んだ知識を生かして村民の皆様へ寄り添い、見守っていきたいと考えております。

来年度につきましても、引き続き心と体の健康づくり事業を推進し、村民の長期的な健康管理に努めて参ります。

次に、税務関係につきましては、2月14日より、平成29年分の所得に係る納税相談として、確定申告並びに住民税、国民健康保険税の申告の受付を行っており、3月15日まで実施しているところであります。

また、年末から1月にかけて村内各小学校の6年生児童を対象に租税教室を開催し、税に対する正しい知識と税の使われ方などの普及、啓蒙に努めました。

収税業務につきましては、昨年10月から年末にかけて、全職員体制による村税等特別滞納整理対策本部を設置し、滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等により、村税等の徴収強化を図ったところであります。

また、関東地方における一斉徴収や金融機関の調査及び財産の差し押さえ等の滞納処分を実施し、税の公平性を確保し、収納率の向上を図っているところであります。

次に、国土調査につきましては、湯本第24地区として野仲及び関場地区の本閲覧を2月に実施し、今後の認証に向けて作業を進めているところであります。

また、広戸第25地区の沖内地区に関しましては、一筆地調査を実施し、地籍測量の基礎となる図根三角点等の設置作業を進めているところであります。

次に、農林業につきましては、平成30年産米から国による生産数量目標の配分が廃止され、生産者は国が公表する「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」等を踏まえ、みずからの経営判断で米の生産、販売を行うこととなりますが、主食用米の需要は年々減少しており、引き続き需要に応じた生産、販売を行う必要があることから、福島県においては、当面

の経過措置として地域農業再生協議会ごとに米の生産数量の目安を提示することとなり、本村には、前年実績比3ヘクタール減の729ヘクタールが主食用米の目安として示されたところでもあります。

村地域農業再生協議会では、この数量をこれまで同様、生産者の水田面積に基づき一律配分することにより、目安に沿った主食用米、飼料用米の生産を推進し、米価及び農家所得の維持向上を図るべく、先月下旬に各生産者へ数量の目安をお知らせしたところでもあります。

また、これに先立ち、1月19日には、農林水産省大臣官房政策課長より、国が進める農政改革や米政策について講演いただき、需要に応じた米生産の必要性について農家の皆様に理解を深めていただいたところでもあります。

道の駅の整備事業につきましては、羽鳥湖高原の農林産物加工施設整備工事は今月中旬の完了、また、季の里天栄周辺整備計画に係る土地収用事業認定、開発許可等の許認可申請は今月末の完了となる見込みであります。

ふくしま森林再生事業につきましては、天栄中学校及び牧本小学校付近の森林約50ヘクタールの整備が先月完了となっております。

次に、商工観光につきましては、首都圏からの誘客促進に向け、引き続き旅行商談会やイベントにおいて観光PRを行っているところであります。

次に、仮置場に保管している放射性物質の除染土壌等につきましては、順次中間貯蔵施設への搬出を行っており、今年度は大里中部地区、今坂地区及び中屋敷地区の輸送が完了し、約6,200袋の搬出を行ったところであります。搬出終了の仮置場につきましては、それぞれ地権者への説明会などを行いながら、土地の返還に向けて協議を進めており、順次原形復旧へ向けた設計を進めているところであります。

また、上部シート未設置の仮置場につきましては、除染土壌等の移設を行いながら、順次上部シートの設置を進め適切な管理に努めているところであります。

次に、主な道路整備事業につきましては、復興庁の補助事業であります道路等側溝堆積物撤去工事につきましては、大里地区及び広戸地区を12月に発注し、村内全域の道路等側溝堆積物撤去に取り組んでいるところであり、安全安心な生活空間の確保に努めているところであります。

また、特定防衛施設周辺整備調整交付金により引き続き進めております村道戸ノ内丸山線改良舗装工事につきましては、2月に発注し、年度内完成に向けて取り組んでいるところであります。

社会資本整備総合交付金事業では、二岐線落石防止柵設置工事が12月に完成し、桑名橋橋梁補修工事は計画どおり工事を進めているところでありますが、児渡・滝田線道路改良工事及び仲川原橋橋梁補修工事につきましては、例年にない降雪と積雪などの影響から、年度内

完了が困難と見込まれることから、繰り越しを視野に入れ早期完成に努めていきたいと考えております。

農業土木事業では、湯本糯田地区の用排水路改修二期工事、田良尾字野仲地区の改良舗装工事及び下松本地区の農道整備工事につきましては、12月に完成したところであります。

次に、除雪事業につきましては、平年に比べ、低気圧や寒気の影響で特に気温の低い日が続き、降雪量も多く、除雪の出動回数が予想を上回り、今後の除雪に支障を来すおそれがあることから、補正予算を計上しているところであります。

また、住宅関係につきましては、民間賃貸住宅建設補助事業によるアパート建設も、1棟8戸の新たな住居が完成間近となっており、現在入居者を募集している状況であります。

次に、簡易水道事業では、田良尾地区の水道管路舗装復旧工事も12月に全て完了したところであります。

次に、水道事業では、高林地区の石綿管更新事業の配水管布設替工事を実施しておりますが、県道での施工方法に変更が生じたため、繰り越しを視野に工事を進めているところであります。

次に、学校教育関係につきましては、村内幼稚園及び小・中学校の教職員が、日々の教育実践の中から問題点を捉え、1年間の研究や実践を通して教育活動の改善・充実を図る「教職員研究物展」が、1月30日から2月16日まで、生涯学習センターにおいて、出品点数76点を展示し、16日には代表者による実践発表も行われ、研究の成果が広く披露されました。

これらの先生方の研修と努力の成果が、昨年11月に実施された福島県学力調査の結果にあられ、小中学校とも、ほぼ全ての領域において県平均を上回り、特に中学校の英語は大きく平均を上回る結果を得ることができました。

また、引き続き教育講演会が開催され、来年度からの道徳の教科化を見据え、二本松市教育委員会教育長を講師に迎え、『「考え 議論する道徳」の実現と求められる道徳の評価』と題した講演をいただき、今後のさまざまな子供たちとのかかわりにおいて参考となる意義ある教育講演会となりました。

2月8日には、第59回湯本地区学校スキー大会がスキーリゾート天栄で開催され、村内小・中学校の児童・生徒が、日ごろの練習の成果を存分に発揮するとともに、学校間の交流も図ることができました。

児童・生徒の活躍では、広戸小学校6年生が第30回明るい社会づくり運動作文コンクールにおいて福島県知事賞を受賞、第62回福島県書きぞめ展では団体の部において奨励学校賞を受賞するとともに、個人の部で3年生が奨励賞を受賞、同じく湯本小学校5年生が準大賞を受賞、大里小学校、湯本中学校では、社会を明るくする運動において、長年にわたり積極的に作文コンテストに参加し数々の賞を受賞した功績が実を結び須賀川地区優秀学校賞を受賞、

さらには、天栄中学校の吹奏楽部、バドミントン部女子ダブルス、テニス部男子ダブルスが東北大会に出場するとともに、特設駅伝部女子が全国大会で堂々の走りを見せるなど、たくさんの方の喜ばしい活躍が見られました。

次に、生涯学習につきましては、まず、小学校の冬休み期間に、てんえい子ども教室を、山村開発センターにおいて開催いたしました。牧本小学校や大里小学校から34名の児童が参加し、英語音声によるDVD鑑賞や図書室における読書活動、さらに、地域ボランティアの方々によるしめ縄づくりなどを行い、子供たちへの学習の機会の提供に努めたところです。

2月12日には、今年度2回目となる早稲田大学国際教養学部在籍学生団体「セカクル」との共同事業「地方と世界をつなぐ英語教育プロジェクト」を天栄中において開催しました。当日は、学生11名が東京から来村し、天栄中の生徒と英語を使ったディスカッションやゲームなどを行い、交流を図ったところです。

社会体育につきましては、冬のスポーツ教室として、1月27日に郡山市の磐梯熱海アイスアリーナを会場としてスケート教室を、2月3日にはスキーリゾート天栄を会場としてスキー・スノーボード教室を開催いたしました。いずれも村内の小学生が参加し、それぞれのインストラクターの指導のもと、各個人に合わせた技術の向上に努めたところです。

湯本公民館では、ふるさと湯本工房で、ミニワラグツ、みの作り講座を行い、高齢者の交流、またスキルアップ講座では、男の料理教室を行い、若い世代の交流の場となりました。

次に、平成30年度の施策の概要について申し上げます。

平成30年度の一般会計当初予算は、第5次総合計画の将来像「自然と共に 人・未来を創造する村 てんえい」の実現のため、5つの基本目標を中心に各課が連携して積極的に取り組むための予算編成としたところです。

1つ目の「みんなで安全・安心な環境づくり」では、潤いある住環境を確保するため、豊かな自然環境の保全と防災体制の強化、道路の維持・整備を進めて参ります。

また、消防車両の更新や集会施設の修繕費用の助成を実施し、地域の安全・安心の確保に努めて参ります。

さらに、人口減少対策として、若い世代の定住の受け入れや二地域居住など、村へ移住したい方々への生活の支援を実施し、魅力ある村づくりを推進して参ります。

2つ目の「みんなで支え合い築く健康づくり」では、がん予防や生活習慣病の改善のため、食生活や運動の大切さなどの普及啓発を図る取り組みを進めて参ります。

また、全ての世代が、住み慣れた地域でお互いに助け合い、生き生きと暮らせるきめ細やかな福祉サービスを提供して参ります。

さらに、子育て世代包括支援センターを村健康保健センター内に設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行って参ります。

また、「わんぱく広場」や「預かり保育」、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」など、安心して子育てができる環境づくりにも努めて参ります。

3つ目の「みんなで地域を活かした産業づくり」では、村の基幹産業である農業と観光を振興するため、これまで進めてきたさまざまな事業に加え、羽鳥湖畔オートキャンプ場や羽鳥湖高原交流促進センターの改修など、観光基盤の整備を進めて参ります。また、鳥獣被害対策を図り、農作物の被害を防止して参ります。

4つ目の「みんなで心豊かな人づくり」では、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを進めるとともに、英語教育など特色ある教育をさらに進めて参ります。

村学校給食センターにおいては、改築に向け施設の実施設設計を進めて参ります。

また、引き続き、医師養成奨学金や一人暮らし高校生生活支援金などを通じて、本村の人材育成につなげて参ります。

5つ目の「みんなで未来につなぐ村づくり」では、村民を主役とした村民のための地域づくりの実現を目指し、村民と行政が協働する村づくりを進めて参ります。

これらの施策を積極的に押し進めるため、一般会計の予算総額は45億7,300万円としたところであります。

平成30年度においては、少子高齢化や人口減少という現状をいかに解決していくのかが大きな課題となります。この難局を乗り越えるためにも、議会議員の皆さんを初め、村民の皆様のご協力が必要でございます。さらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本定例会に提案いたしました議案の大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。委員1名の任期が4月18日をもって任期満了となることから、委員を選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。介護保険法の改正により居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に委任されるため、条例を制定するものであります。

議案第3号 天栄村体育施設条例の制定についてであります。村内体育施設の使用料及び減免措置の見直しに伴い、現在制定しているそれぞれの施設の条例を廃止し、1つに統括した新たな体育施設条例を制定するものであります。

議案第4号 天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院規則の改正に伴い、国と同様に高齢職員の給与の抑制を図ることから、所要の改正を行うものであります。

議案第7号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。いずれも国民健康保険法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第9号 天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成30年度からの介護保険料の額の改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。いずれも介護保険関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。大里字館ノ内地内の定住促進村営住宅1棟を入居者の希望により払い下げをすることから、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 天栄村集会所等の設置に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。条例に規定されている残り2つの集会所を行政区に譲与することから、条例の廃止を行うものであります。

議案第17号 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。簡易水道事業の統合に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第19号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について、議案第20号 天栄村湯本スキー場の指定管理者の指定について、議案第21号 天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてであります。これらの4施設におきましては、平成27年度から3年

間の期間で指定管理者制度により施設の管理を委託してきたところではありますが、この3月で期間が満了となることから、新たに指定管理者を指定するために、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第22号 村道の路線の廃止について、議案第23号 村道の路線の認定についてであります。村道南4号線の終点の変更に伴い、村道の廃止及び認定について議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 太平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。平成26年度に策定した平成27年度から平成31年度までの整備計画において、羽鳥湖高原交流促進センターの多目的広場の整備及び羽鳥湖畔オートキャンプ場の事業計画を新たに追加するため、整備計画の一部を変更するものであります。

議案第25号 平成29年度天栄村一般会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,181万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ49億6,226万9,000円とするものであります。

議案第26号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてであります。事業勘定において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,133万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億6,230万2,000円とし、診療施設勘定において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ347万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,600万7,000円とするものであります。

議案第27号 平成29年度牧本財産区特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ262万円とするものであります。

議案第28号 平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額のうち歳出について所要の補正を行うものであります。

議案第29号 平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額のうち歳出について所要の補正を行うものであります。

議案第30号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億1,158万6,000円とするものであります。

議案第31号 平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万円を減額し、歳入歳出それぞれ249万2,000円とするものであります。

議案第32号 平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ362万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,002万

4,000円とするものであります。

議案第33号 平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ207万5,000円とするものであります。

議案第34号 平成29年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ638万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億8,250万9,000円とするものであります。

議案第35号 平成29年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ645万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億333万7,000円とするものであります。

議案第36号 平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,852万2,000円とするものであります。

議案第37号 平成29年度天栄村水道事業会計補正予算についてであります。収益的収入及び支出において、収入支出それぞれ96万2,000円を減額し、資本的収入及び支出において、支出を1,603万円減額補正するものであります。

議案第38号 平成30年度天栄村一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比5.8%減の45億7,300万円で、主な要因は、ふくしま森林再生事業費等の減によるものであります。

議案第39号 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてであります。事業勘定の歳入歳出予算の総額は、対前年度比20.3%の減の6億7,094万2,000円であります。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、対前年度比0.7%減の4,727万5,000円であります。

議案第40号 平成30年度牧本財産区特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、前年度とほぼ同額の48万6,000円であります。

議案第41号 平成30年度大里財産区特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、前年度とほぼ同額の33万8,000円であります。

議案第42号 平成30年度湯本財産区特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、前年度とほぼ同額の179万4,000円であります。

議案第43号 平成30年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比13.4%増の3,393万3,000円であります。

議案第44号 平成30年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、前年度とほぼ同額の1,182万5,000円であります。

議案第45号 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳

入歳出予算の総額は、前年度とほぼ同額の2億637万6,000円であります。

議案第46号 平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、前年度とほぼ同額の270万1,000円であります。

議案第47号 平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比73.6%減の1,424万8,000円で、主な要因は、簡易水道再編推進事業の完了に伴う減によるものです。

議案第48号 平成30年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、前年度とほぼ同額の164万8,000円であります。

議案第49号 平成30年度天栄村介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比2.1%減の6億4,738万9,000円であります。

議案第50号 平成30年度天栄村風力発電事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、前年度とほぼ同額の9,592万8,000円であります。

議案第51号 平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比8.5%増の5,075万8,000円であります。

議案第52号 平成30年度天栄村水道事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出は、前年度とほぼ同額の1億4,452万1,000円、資本的収入は、対前年度比49.2%増の1億1,439万9,000円、資本的支出は、対前年度比2.1%減の1億6,547万6,000円となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

以上、行政報告及び平成30年度の施策の概要並びに提出議案の大要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成30年3月6日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで、村長の行政報告を終わります。

それでは、暫時休議いたします。

11時まで休みます。

(午前10時47分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

◎一般質問

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言の順序は、最初に7番、渡部勉君、次に9番、後藤修君の順によって行います。

質問者の質問の持ち時間は、1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 渡 部 勉 君

○議長（廣瀬和吉君） 初めに、7番、渡部勉君の一般質問の発言を許します。

7番、渡部勉君。

〔7番 渡部 勉君質問席登壇〕

○7番（渡部 勉君） それでは、通告により一般質問を行います。

1、天栄村職員の給与は、他市町村に比べ高すぎるのではないか。

近年、天栄村職員の給与が他市町村に比べると高いとの声が何人かの他町村職員より聞かれました。実態はどうなっているのか、周辺町村と比較を伺いたい。

過去10年間のラスパイレル指数を資料として提出してくださいとありますが、これ、「ラスパイレル」じゃなくて「ラスパイレス」の誤りなんで、「ル」を「ス」に直してください。お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 天栄村職員の給与の実態はどうなっているのか、周辺町村との比較を伺いたいとのご質問にお答えいたします。

まず、周辺町村との比較であります。平成29年4月1日現在のラスパイレス指数は、天栄村が103.5、須賀川市が102.0、鏡石町は99.5となっており、天栄村の指数が高くなっております。

この理由としては、当村の職員の年齢構成の中で、50代の職員が少ないため、ここ数年、課長、副課長、係長への昇格年齢が早目になっております。ラスパイレス指数の算出方法は、職員構成を大学卒、短大卒、高校卒の学歴別に分け、さらに勤務の経験年数別に、例えば15年以上20年未満という区分ごとに、国と地方公共団体の平均給料月額を比較して計算されます。国との比較の中で、同じ経験年数であっても、村職員が早目に昇格すれば、ラスパイレス指数を押し上げる要因となっております。また、天栄村の過去10年間のラスパイレス指数は、お示しした資料のとおりであります。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 若くして課長とかそういった役につくから、この数値が上昇するんだ

というふうなことの、今返答かと思うんですが、何も別に課長にしなくちゃいけないということは私はないと思うんです。

どうなんでしょうか、その辺。必ず課長というのは、副課長であっては駄目なものでしょうか。どうなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

各課に課長は必置でありまして、必ず課長は置かなくてはならないということになっておりますので、課長は当然置かなくてはならないということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） いずれにしても、この状態は、例えば若くして課長、副課長になるからこうなるんだというふうな話がありましたが、周辺町村においても同じようなことだと思うんです。

いわゆる団塊の世代が退職期を迎えて退職したということは、どこの町村であっても一緒のような傾向だと思うんです。ですから、天栄村が当然そうだということは、他市町村でもラスパイレス指数は上がって当然だと思うんですが、今、ここに天栄村、鏡石、須賀川という指数が出ていますが、鏡石町、私調べたところでは98.5なんです、これは99.5。どちらでもいいんですが。

周辺町村という、岩瀬郡でこれ調べたのかもしれませんが、私が調べたところでは、矢吹町100.1、白河99.7、小野町99.0、平田村98.9、鏡石町98.5、玉川村98.4、古殿町98.7、泉崎村95.6、ざっとこんなようなことで、県内で天栄村が一番高いです。全国の市町村で上から2番目。1番は京都の宇治市です。93.7です。これはちょっと私は異常な数字ではないかと思うんです。

出していただいたこの資料を見ますと、平成24年からずっと6年間、29年まで。ずっと100以上の数字が出ています。

これ見てどう思いますか。村長。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

このラスパイレス指数については、議員の言うとおりの高い数値になっております。

その原因というのは、今ほどお話ししましたように、50代職員の人数がやっぱり少ないというような流れの中で、その指数を押し上げてきたというような状況でございます。

これは、私もいろいろ、この指数がなぜ上がったのかというようなことで確認をさせてい

いただきました。市と比べて、例えば、35歳から40歳代の職員、これの平均を出すわけです。人数が少ない。例えば、うちであれば1人しかそこにいなくて、1人が昇格すれば、ずっとラスを引き上げるといようなことでありました。2人とか3人いて、昇格になっていない職員が多くいれば、そのラスは下がるというようなことで、うちのほうをやっぱり見ますと、どうしてもその採用した中での人数がやっぱり少ない状況の中で、そこが役職についてしまうと、どうしてもラスを押し上げるといような状況だといようなことのでございますので、平均的に見れば、特にそれほど高い部分はないんですが、ただ、対外的な部分でいけば、これをどうやって下げるのかといようなことので検討もして参りました。

今回、条例のほうに提案する中では、55歳以上は給料の昇給打ち切りといようなことので今回提案をさせていただきますが、いろいろとラスの状況がわかったものですから、どのような対応をしていくかといようなことので今検討をしているところのでございますので、ご理解をいただければなと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） こういうことは当然県も国も把握しているはずなんですが、こういったことがあって、県や国から注意を受けるということはないんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

まず村のほうで、この数値、県のほうに上げます。そして県のほうで取りまとめて、国のほうに出すといふうな流れになります。

その中で、やはり議員おっしゃるように、高い市町村につきましては、国のほうから県の担当者に対して、どうして高いのかその理由、そして、今後どのようにして、方向性、国に近づけていくのか、そのようなことの対応策を聞かれます。国から県にそのように聞かれました、天栄村でも1月下旬、県のほうに呼ばれまして、その辺の対応策、今、村長話しましたような状況、理由でございますが、それとあと今後の対応策としまして、今話しました55歳以上の職員の停止、そういうようなところを県のほうに説明をしてきたところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この資料を見ますと、6年前から、平成24年は108.7と。結局平成24年、25年、このあたりから、そういうことを繰り返してきたと。県にはいろんな理由をつけて、やりますやりますと言ひながら、実際にはこれを見るとそんなに数値は下がっていない。こういうことを繰り返してきたとい数字でしかないと思ひますが。

これを、他町村といひか、いわゆる類似団体、大体全国の町村の平均がたしか、私調べてみたら96.5だったと思ひます。それにやっぱり近づけるべきではないかなと。私は特別安く

しろということを言っているのではないんです。やっぱり国の基準で100、いわゆる国家公務員と比較した場合の数字ですから。国家公務員が100ですから。やっぱりそれ以下に持っていくべきではないかと。調べてみますと、100以上というのは全国の市町村の14%、86%が100以下なわけです。100以上のは14%ということです。

それと、これもちょっと関係あるのかどうかお聞きしておきますが、いわゆる初任給のことなんです。この予算書、ちょっと今年の、30年度の。

予算書の149ページに、いわゆる初任給が載っています。行政職15万400円。国の制度は14万7,100円。大卒18万3,400円。国の制度は17万9,200円。いずれも国の制度よりは高い。これはどうしてこういうことになるのだから教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

(午前11時14分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時19分)

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お時間をいただきありがとうございます。

ただいまの、村の初任給が国の制度よりも高い理由ということでございますが、村の初任給につきましては、県の職員の給与、これに準拠しております。ですから、県内の市町村全てこのような形になっておるところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 県職員の給与に準拠しているというふうな話ではありますが、これも一つのラスパイレス指数を上げる要因になっているのかなと私は考えたんですが、県はその辺のことについては一切触れていないわけですか。福島県も100を越しているんですね、県職員も。101ぐらいだったと思います、たしか。だから触れないのかどうか分からないですけども、そういう指摘はありませんか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

初任給についての指摘はございませんでした。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 当然これ、ラスパイレス指数イコール基本給ということになるわけで

すから、これが高いということは、ほかの手当、いろんな手当があると思うんですが、これに影響を与える。例えば、これが高いがゆえに退職金も高くなる、いろんな手当、そういったこれが影響する手当というもの、どんな手当があるのか教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

給料をもとに算出されます手当としまして、期末手当、勤勉手当、そして時間外勤務手当等がございます。こちらは給与によって率が計算されますので、その辺が関係しております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 期末手当、勤勉手当、時間外手当ですか、今言われたのは。

いずれにしても、こういうふうなものまで影響が出てくるということになりますと、年間相当な経費になるのかなというふうな気がします。

これ、我々も含めてですが、すべからくこれはいわゆる税金から出ているわけですから。まして我が村は、人口5,800人、自分の村で使っている税金で上がるものはせいぜい10億足らず。国からの交付税が大半を占めるというふうな村でございます。それが、国から交付税をもらっている村が、国の職員よりも給料が高いというのがどうもおかしな話だなと私は思うわけですが、この辺、村長、どうですか。再度聞きます。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

このラスの指数が高いというようなことなんですが、これは先ほども申し上げましたように、国の職員が100とした場合、例えば年齢層でいくと、もう人数が全然村と比べ物にならない、村は本当に1人しかいない、国はもう何百人といる中での平均を出すものですから、どうしてもその差は出てしまうというようなことが、私もわかったものですから、国も全体で見れば、キャリア組とか何か、全然給料表にも出ないそういう職員もいて、どんどん上がっていく方もいるんですが、その平均、人数で平均を出すものですから、一概にはそこはやはり言えないところはあるんですが。ただ、今議員がおっしゃるように、ラスを押し上げている要因、これについてはいろいろと対処をしながら、国と同じレベルぐらいまでに持っていけるような対策をこれから、今、いろいろと検討しているところでございますので、これについてはご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 村長が、とにかく100あるいはその以下ぐらいにまで持っていくというふうな回答だと思うんですが、大体いつごろまでにこれは改善されるというふうに考えて

いいですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この指数を下げるというのには、昇給をした職員がある程度の年齢にいかないと、なかなかここは厳しい状況があります。だから、ここ数年は高い状況は続きますが、55歳で昇給停止というようなところになりましたので、ある程度の年数が経てば、この数値は下がってくるというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 何か今の回答は、私に言わせれば成り行きに任せると、こういうことにしか聞こえないんですが、どうなんですか。

人為的にこれを下げるということは、できないということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

何年ぐらいで下がるんだというようなことではなかなか答えづらい部分があるんですが、それに向かって、下げるべく方策を検討して参るというようなことですが、まずとりあえず55歳以上の職員の昇給停止をやるというようなことで、県のほうともいろいろ話をしながら実施して参りますが。

それから、もう一つ考えているのは、今現在、職員は1級から6級制であります。1級が主事、それから2級が副主査、3級が主査等々があるわけですが、混在している級があるんです。例えば、5級に課長と副課長が混在していたり、そういったものがあるものですから。ちなみに6級は参事なんですが、そういったその5級の職の見直しというんですか、職階級の見直しも含めて今後進めていこうということから、すぐさま、職員組合とのいろいろな打ち合わせもございますので、何年ごろにはというのはちょっとお約束はできませんが、そういった見直しも含めて今後検討して参りますので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 単純な考えなんですが、先月ですか、いわゆる人事院勧告により給料上げましたね。先月ですか、12月ですか、ありましたね。こういったことを見送ると、上げないというのも一つの手ではないかと思うんですが、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

議員がおっしゃるように、昇給を見送るというのも一つの手ではありますが、それも一応、検討はさせていただいたんでありますけれども、この給与というのは職員の生活給でありまして、そういった観点から、一方的に昇給を見送るというのもなかなかできないものですから、その辺も今後検討しながら進めて参りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 生活給だというふうな話がありましたが、その生活給そのものが常に多くもらっているわけですから、1回2回見送ったからって、私はどうっていうことではないかと思ひます。

今、副村長、村長の答弁、とにかく努力を重ねるといふふうなことだと思ひますので、この辺で質問をやめますけれども、やっぱりこれは、恐らく住民なんかは知らないだろうと思ひ、恐らくこのラスパイレス指数なんていう舌をかみそうな言葉も初めて聞いたという人も恐らくここの中にはいらっしゃると思ひますが。いずれにしても、いわゆる国がある程度これが一つの目安だよといふふうなことを、かつてはもっと高い市町村、県がいっぱいあったんです。30年くらい前ですか。それでこういう制度ができたんです、35、6年なると。

ですから、やはり今言った、我々は国税をもらいながら村の予算を組んでいる身なわけですから、その辺は常識ある範囲でおさめるべきだと思ひます。ぜひそのことを考えながら、なるべく早い段階でやはり常識的な、他の類似団体と同じような数値に合わせてください。今後見守っていきたいと思ひます。

1つ目の質問は、それで終わります。

2つ目の質問なんですが、天栄村臨時職員の数や待遇は適正か。

最近の臨時職員の数や待遇はどのようになっているのか、震災後一時的に増えたのはやむを得ないと思ひますが、現在もその状況は続いているのか伺いたい。

各課の臨時職員、嘱託職員のうち半年以上勤務の職員数を、通算勤務年数を記入の上資料として提出くださいといふことで、資料をいただいています。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

臨時職員の数につきましては、震災以降その数が増加したところでもありますが、復旧・復興が進んだことから、徐々にその数の削減に努めているところであります。

なお、各課の臨時職員、嘱託職員については、資料のとおりであります。

また、臨時職員の処遇につきましては、近隣市町村の状況を踏まえながら対応しているところであり、通勤手当の支給、有給休暇の付与なども行っております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この総数で53人ですか、という数字を今総務課長からもらったんですが、先日、回覧で8人ほど臨時職員を募集したいという募集要項が回りましたけれども、これは、この53人の中で欠員が出るから補充するということなんでしょうか。それとも、新たに8名を募集するということなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

先日、各行政区のほう、回覧で、また、ハローワークのほうにも募集を出しております。これにつきましては、お手元にありますお配りいたしました29年度の嘱託・臨時職員雇用状況ということでございますが、この中で、臨時的事務補助員につきまして毎年度、今年度も雇用している方は来年度もそのまま雇用するということではなくて、毎年度募集をして、面接を行った上で採用しております。ですから、新たに新年度採用の臨時職員の募集ということで、今募集をしているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） つまりこれは、1年契約で雇っているから結局その切る時期になると新たに、いわゆる手続としては、いわゆる募集を行わなくちゃいけないと。それで、いわゆる、今まで働いていた方であっても再度応募すると、それで雇用すると、こういうことですかね。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今回も、昨日までが申し込み時期ということで、期限を切らせていただいております。その中で、応募のあった方の中から面接を今後行う計画でおります。その中で、募集している人数、現時点で何名かオーバーはしておりますが、その中で面接をした上での採用となりますので、中にこれまで現在、臨時職員として勤務されている方の応募もございます。あと、実際面接を行ってからの選考というふうな形になります。その中で採用予定者を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ですから、私申し上げているのは、結局この53名の中からも、いわゆる一連の期限が切れるから、再度ハローワークからの経由で申し込みして再雇用という形になる人もいます。あるいはならない人もいるかもしれないと、こういうことですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

ただいま私、この提出資料の中の事務職員について申し上げたところでございますが、53名という人数につきましては、ここに挙げておりません、例えば放課後児童クラブで仕事をいただいている方とか、あとは学校関係の用務員とか、あとは保育所の臨時保育士とかそういう方がございます。そういう方につきましては、それぞれの担当の中で募集をしております、これまでいたから来年度も間違いないということではなくて、それぞれ募集して選考を行った上での採用をさせていただいているところでございます。

ですから、今年度に引き続き来年度も働いていただく方もいらっしゃるし、あるいは中には応募されない方も出てくるかと思えます。そういった中で新たな方というふうな可能性も出てくるかと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今の件はわかりました。

この中に、臨時の職員で働いていらっしゃる方の中で、いわゆる8時間は勤務しないんだと、半日だけなんだとか、あるいは時間で何時間だけなんだという方も結構いらっしゃるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

8時間まで勤務されない方もいらっしゃいます。職種につきましては、幼稚園の預かり保育の先生、あとは放課後児童クラブ等も午後になりますので、そういう方についても勤務時間は午後の時間というふうになります。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この中で、勤続年数の通算が10年とか何かという方もいますが、国のいわゆる緊急雇用という形で、今、長い関係ないです、今現在、国の緊急雇用でいわゆる臨時職員という方は、何人かいらっしゃいますか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

村の臨時職員として採用している方の中で、緊急雇用、これを今使用している職員はおりません。

以前ですと、各学校の特別支援活動支援員という方、今働いていただいておりますが、こういう方につきましては、最初、緊急雇用での採用ということで勤めていただいていた経過

がございませう。そして国のほうでこの制度がなくなつたというふうなことがございませうが、各学校のほうでは、支援を要する子どもがいる学校につきましては引き続き特別支援活動支援員さんが必要だということで、そういう方につきましては村単独の費用の中で働いていただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今回の国の緊急雇用の件なんです、かつてこの緊急雇用で臨時で働いていた方が、そのまま今日まで長く働いているという方も中にはいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

当時その緊急雇用があつたときに、今申し上げた特別支援教育支援員として働いていただいていた方で、引き続き同じ学校で働いていただいている方はいらっしゃいます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 私が申し上げているのは、今の学校の件はわかりましたけれども、その他、ほかの課や何かで、最初は国の緊急雇用で働いてもらったんだけど、その後も必要だから、ずっとそれを繰り返して数年にわたって今日まで働いているという方はおりませんか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

緊急雇用制度がなくなって、あと国のほうの補助金の制度になつた職種がございませう。その中で、今雇用している方はいらっしゃいます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） わかりました、今の件。

今この勤続年数という表を出していただいたんですけれども、かなりの年数に上る方がいらっしゃるということですが、どうも見ていると、ずっと同じ課に何年も、本当に10年近くいるとか、そういうふうな、幼稚園とか何かこういうところは別ですけれども、この庁舎内で、これも私ずっとおかしいなと思つて見ているんです。いわゆる職員の方は、3年4年すれば他の課に異動して、臨時職員は、ずっと同じ課に同じ人間を置くというのはちょっとどうなのかなというふうに私は感じるんですけれども、村長、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

議員さんおっしゃるとおり、一課に長く勤務している臨時の方も数名おるものですから、今回、30年度は、とにかく考慮しながら使っていこうというような部分では考えているところでもあります。

長く勤務になっちゃうという一つの要因は、各課でそれぞれ長くやっていると、仕事も覚えちゃって、課長とすればその方を使っていたほうが楽だというような部分もあるんですが、正規の職員より臨時職員が仕事ができるようでもちょっと困るというようなこともありまして、30年度につきましては、ちょっと考慮しながら雇用して参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） やっぱり一般の職員の方もそういうことで異動というものをされるんだと思うんですが、やっぱり弊害というのも、いろんな意味で出てくるんじゃないかと思うんです、余り長いと。ですから、これは、もちろん長く働いていただいて、いろんなことを覚えていただくことは結構なことなんですが、やっぱりその辺勘案しながら人事管理に当たるべきだと思いますんで、その辺ひとつ注意していただければと思います。

今年の4月から無期雇用ルールというのがスタートして、平成25年に決まりまして、5年間、同じ職場で、いわゆる契約社員でも何でもいいんです、いわゆる非正規職員という形で雇われた方が、5年過ぎるとやめさせることができない。本人の希望があれば、無期で、今までは1年ずつ期間を定めて臨時雇用していましたが、期間を定めずに雇わなければいけないというルールができたんですが、知っていましたか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

私のほうで今、県のほうから話を聞いておりますのは、会計年度別任用職員制度というふうな制度を今聞いておりまして、これが平成32年の4月1日からこれが適用されるというふうなことで、まず国のほうでも、臨時職員が増えている中で、適正な任用が確保されていないところもあるんじゃないかというふうなことがございまして、今申し上げました会計年度任用職員制度を32年4月1日から施行する。この会計年度任用職員になれば、期末手当の支給も可能になるというふうなものが今こちらに来ております。

村といたしましては、これに備えて、新年度、現状の洗い出し、今後の対応策を考えていかなければならないと考えて、今これから対応するところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） どうもその制度とは、私が申し上げているとのとは違うのかなと思うん

ですが。

今民間では、一つのちょっとした騒ぎになっているような部分があるんです。民間企業は、いわゆる5年過ぎると、結局、平成25年から働いていて、来年度で5年を迎えるわけです。そうすると、今年の4月1日から、私を同じ条件ですっと働かせてくださいというふうな要望が出ると、雇い続けなくちゃいけない。これは恐らく役所も私は一緒だと思うんですが、そういうことは聞いていませんか。

これ無期転換ルールというんです。一部の企業では、だから3月中に、4月になるとその権利が発生するから、3月中にやめてもらおうという、いわゆる雇いどめということが起きていると。この身近なところでも起きている、そういうふうなことなんです。そういったことは、総務課長、聞いていませんか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答え申し上げます。

今の議員おっしゃったところ、ちょっと私のほうでは聞いておりませんでしたので、これからすぐに調べさせていただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） いずれにしても、これ恐らく間違いないのではないかなと思うんですが、労働法で、平成25年からスタートしているんです。これが30年に最初の5年目を迎えるというようなことで、それでこの勤務年数というのを出示してもらったんです、通算何年になりますかということ。もしそういうことになると、役所もそういうことを求められるかもしれない。

それと、働き方改革なんて国会で、いろんな問題あるみたいで騒がれていますけれども、いわゆる臨時職員とか非正規雇用者に対して、先ほど村長も触れたのかな、総務課長かな、いわゆる期末手当を出そうとか、慶弔休暇、産休もとらせようとか、そういうふうな動きがあるんです。これは知っていますか、総務課長。

知らない、知らないんだったら知らないでいいんです。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答え申し上げます。

その産休とか育休とかという制度が今出てきておるのは、承知しております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） これはどういうことかといいますと、どうも調べてみますと、いわゆる日本の非正規職員という人は、いわゆる正規の職員のもらう給料の6割だそうです、大体。

欧米では、大体8割なんだそうです、いわゆる正職員の。それに近づけようというふうなことが基本になっているみたいなんです。

ですから、私がここで申し上げたいことは、やっぱり臨時職員をどんどん増やすんじゃなくて、ちゃんとした正職員をちゃんと増やして教育して使うほうが、長い目を見た場合は、私はいんじゃないかと思うんです。

条例で97人というふうに定めていますけれども、これいっぱいまで増やして、いわゆるむしろ臨時のほうを減らすという方向に向かう姿が今後の正しい姿ではないかなと私は思うんですが、一言、村長、お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

確かに、国のほうでも働き方改革というようなことで掲げておきまして、私もこの格差社会という状況を、子供たちのそれが教育格差になってしまうというような危機感を持ちながら、こういったところの改善にしっかりと努めながら、財政状況を見ながら進めて参ればというような思いでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○7番（渡部 勉君） 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君の一般質問は、以上で終了します。

一般質問の途中でありますが、昼食のため1時30分まで休みます。

（午前11時57分）

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

◇ 後 藤 修 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、9番、後藤修君の一般質問の発言を許します。

9番、後藤修君。

〔9番 後藤 修君質問席登壇〕

○9番（後藤 修君） 議会会議規則61条の規定に基づきまして、一般質問を行います。

1つ目、健康寿命の取り組みは。

我が村の高齢化率も31%台となり、高齢者の方も多く、いつまでも健康で元気な生活ができるように村でもさまざまな事業を行っていますが、さらにその施策を充実して、要介護にならないような取り組みをどのようにお考えか、資料提出の上、お尋ねをしたいと思います。

1、国保の運営主体が市町村から県に移ることになりますが、そのメリットはあるのか。

- 2、現在の特養ホーム、グループホームの村内と村外からの現在の入所者数。
- 3、ひとり生活者の世帯数。60歳代、70歳代、80歳代別にお願いをいたします。
- 4、村内の人工透析通院の患者数。
- 5、健診の受診率の向上策は。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の国保の運営主体が市町村から県に移るメリットについてでございますが、現在の国民健康保険制度は国民皆保険の基盤となる仕組みですが、各市町村が保険者として個別に運営していることから、村では国保加入者の高齢者割合や1人当たりの医療費が高く、また低所得者も多いことから、医療費を支払うための財源である保険税も高くなりつつありました。

平成30年度から都道府県が市町村とともに国保運営を行うことにより、財政運営の責任主体が都道府県となり、安定的な国保の財政運営が期待できます。国民健康保険の財政運営の仕組みは変わりますが、被保険者証の交付や保険税の納付先、保険給付の申請、各種届け出の窓口はこれまでどおりでございます。

2点目の現在の特養ホーム、グループホームの村内と村外からの入所者数でございますが、平成30年2月末現在で特別養護老人ホーム天栄ホームへ入所されている方は、村内から41名、村外から29名でございます。また、グループホームてんえいへは、村内から6名、村外から10名の方が入所されております。

3点目のひとり生活者の世帯数でございますが、60歳以上のひとり生活者の世帯数は、平成29年4月1日現在の住民基本台帳より、267世帯でございます。内訳は、60歳代101世帯、70歳代56世帯、80歳代84世帯、90歳以上26世帯でございます。

なお、村内の介護保険施設への入所者数は除いております。

4点目の村内の人工透析通院患者数でございますが、平成30年2末日現在で13名でございます。

5点目の健診の受診率向上策についてでございますが、本年度も含め、過去3年間の特定健診及びがん検診の受診者数、受診率は資料のとおりでございます。

疾病の早期発見や生活習慣病の予防事業として特定健診や各種がん検診を実施しており、集団による健康診査未受診者に対しましては、施設検診による個別検診の受診勧奨を行っております。こうした取り組みにより、各種健診の受診率もおおむね向上している状況でございます。

村では、第5次天栄村総合計画の中の基本計画の一つとして、「みんなで支え合い築く健

康づくり」を掲げ、「心と体の健康づくりの推進」を基本施策とし、村民一人一人が健康に関する正しい知識と習慣を身につけ、運動や食生活改善など健康づくりに取り組みやすい環境づくりを目指しているところでございます。

今後も村民の健康に関する効果的な事業展開を図りながら、健康長寿の村づくりに積極的に取り組む考えでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この国民健康保険については、過日の全員協議会でも概要についてはおおむね説明を受けたわけですが、今度、市町村から県のほうにその主体が移管になります。それで、一番は納税者、被保険者がこの制度が変わって、どうですかね、心配するのは健康保険税がどのように変わるのか。高くなることはないのか。それから、今までどおり変化はなくて、ただ市町村から県にその主体が移ったというだけで、何ら今までどおり変更はないというようなことなんでしょうか。高くなるということが一番被保険者としては心配するところなんです、どうなんでしょう。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

先日行われました全員協議会の中でもご説明しましたが、30年度に約30億円の国からの交付金が交付されるということで、30年度につきましては、若干それで抑えられて低くなるのではないかなという見込みで考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 国保には以前、何億という基金がございました。全協のときに説明を聞いたときに、現在の基金高は3,000万円と言われました。今後その基金というのは、いざ高くなったときに各個人個人に負担をかけないように、そこを取り崩して、それを充当するというような名目だったと思うんですが、今回この基金の活用については、県のほうに移管になってどのようになるんでしょう。そして、高くなった場合に、この基金の取り崩しをするということは今までと同じようにできるんでしょうか。3,000万円では基金の取り崩しはあつという間になくなると思うんですが。大体、基金取り崩しそのものができるようになるんですか、できなくなるんですか、それは。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

基金につきましては各市町村に任せられておりますので、今後の使い道につきましては任せられておりますので、うちのほうでは、先日お話ししましたとおり、納付金が納められな

くなるときとか急激に保険料が上がったときにそちらに充てていくということで考えております。

今までは翌年度繰越金を翌年度の運営費のほうに充てておりましたが、今後は運営費のほうに全部充てるのではなくて一部を積み立てしてというような形で、県からの指導でも、年度間の標準化を視野に入れて慎重に按分率を決めていくようにということで指導されておりますので、その辺は国保運営協議会のほうで十分に慎重に決めていきたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この制度が変わることについて、村民の方、いわゆる住民の方にはどのように周知をしていく考えですか。いつごろまでに、この制度が変わって国保税の内容が変わりましたよということは、村民には周知しなくてよろしいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

新国保制度になって住民の方に直接影響が出るというところは一切ございませんので。ただ、新制度になるというのが、ちょっと私の記憶ですけれども去年の広報に載せたような気はします。それで、手続等につきましては各市町村の窓口で全てできますので、そちらについてはまた新年度に入ってから周知のほうはしていきたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今の答弁ですと、昨年たしかこのように変わりますというようなことで、変わる前提のもとにたしかチラシを配ったかと思いますが、今度は本当に実施段階になるんですから、村民の方にもこの点は周知しておいたほうがいいと思います。

この制度については、私らも聞いたってなかなか飲み込めないというか把握できませんので、村民の方にこれをチラシとして回すときには、わかりやすいといってもなかなか難しいと思いますが、わかりやすい方法でやっぱり周知願いたいと思います。

2番目の特養ホームとグループホームの村内、村外からの入所者数は資料をもってわかりました。それで、特養ホームについては現在70人ですから、まだ10人の余裕というのがございますね。それから、グループホームはたしか満床で18名かと思いますが、そうすると2人でほぼ満床に近いわけがございます。あと10名、特養ホーム、どのようにこれは入所者を今後募っていくというか、待機者は多くいるはずなんですけど、どのように満床に向かっていくことになりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

天栄ホームの残り10床につきましては、昨年の秋ごろに疥癬（かいせん）という感染症が発生したことによりまして、一時入所のほうを控えておりました。それで、20の方が新たに入ったということで、ちょっと介護のほうも手がかかってしまうものですから、その辺ちょっと見送っていた状況でございます。体制が整ったので、4月中にはあと10床のほうを入れていくということで伺っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 特養ホームとグループホームについてなんですが、個人負担、大分違いますね。私の調べている資料では、特養ホームですと本人負担が1カ月8万5,000円何がしだと思います。グループホームですと本人負担が15万1,000円台といいます。それに対して村から、健康保険のほうから補助する負担が、ホームですと30万6,000円負担していると思います。それから、グループホームに対しては25万8,000円。

ですから、本人負担と村から出ている負担を合わせますと、どちらも1人当たり約40万近くかかりますね。それは、どっちにしたって1人当たりのかかる経費は同じだと思いますが、問題は本人負担がグループホームと特養ホームだと約倍の差があるんですよ。前にもいつかこの質問したことあるんですが、どうしても特養ホームに入りたくても、安いから入りたい入りたいというような要望があっても満床であったり、いろんな特養ホームの審査に引っかかってなかなか入れないということでグループホームに入らざるを得ないといいますが、個人負担が特養ホームの約倍近い金額があるということで、本人負担は大変だと思いますので、その差額を丸々埋めろというわけではないですが、幾らかでも特養ホームの本人負担の分に充当できるようなことは考えることはできないでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

グループホームと特養の違いにつきましては、介護保険の適用の欄につきましては同じ負担になっております。保険外について、どうしてもグループホームのほうは介護保険の制度が認められない部分がございますので、食事居住費が一番大きな負担にはなっていると思うんですけれども、特別養護老人ホームの場合には、食事居住費が限度額といたしまして低所得者の方に関しましては少し安く設定されて、限度額で安くなる制度がございます。

ただ、グループホームにつきましては、そういう制度がないので、そこでどうしてもかかってしまう。あと、水道光熱費とか金銭管理費というのがかかってしまうという部分で、ある程度、やはり民間の施設でありますので、そういった保険外以外のサービスについての負担が大きくなってしまいうところ、今のところはそこに関しての補助というところはちょっと考えてはおりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） やはり公営でやっているのと民間でやっているのとの差がどうしてもあるということでございますから、やむを得ないと思いますが、特養ホームに本当は皆さん誰でもやはり入りたいと思うんですよね。どうしても、そうしないと個人負担が大きくなって、なかなか施設に入所することができない、家庭的な負担が重くなるということで、在宅介護にならざるを得ないというような原因がやはりここにあるのかなと思いますので、何とか対処できればお願いしたいなと思います。

それから、3番のひとり生活者の資料についてですが、資料を出していただいてびっくりしました。これほどひとり世帯で生活している方がいるのかなと。特に60歳代でもこの人数はびっくりいたします。70歳代、80歳代になると、このくらい的人数ということもわからないわけではありませんが、60歳代でこの……。

1月に60歳代の方が孤独死しました。それから、2月には80歳代の方が孤独死されました。この件については住民福祉課で把握しておりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

今ご指摘のありました1月と2月の件につきましては、把握しております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 1月に亡くなりました60歳代の方は、孤独死というような状態で見つけられるのにかなりの日数があつたようでございます。といいますのは、新聞受けに新聞を毎日配達されて16日分もたまつていて、それでもう変だなということで地域の方、あるいは民生委員さんあたりで対応するようにしたらしいんですが、そこまでいかないうちにやはり、どうして見つけられなかったのかというような思いで残念であります。

このひとり世帯の方がこれだけいて、これに対応するために村ではひとり世帯の方に緊急通報システムとって、たしか電話のあれだとかやっておると思いますが、それだけであとは民生委員さんだけに任せるだけでは、この孤独死は防ぐことはできないと思います。こういうような事案が出ないようにもっとやはり考えるべきではないかと思いますが、その辺はどのように考えておるかお聞かせ願います。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

1月にお亡くなりになられた方は、ちょうど雪が降っているときでありまして、新聞配達に来た方が雪掃きしていた形跡があつたので不審に思わないでそのまま新聞をずっと入れ続

けていたという状況でございました。その雪を掃いてくれていた方が民生委員の方だったということで、不幸に不幸が重なったような事件ではあったんですが、その後民生委員さんたちで自発的に、定例会の中でそういった件があったので、みんなで注意しましょうということで声かけをするような形で運動を今始めている状況でございます。

あと、それから社会福祉協議会のほうで、ちょこっとボランティアサービス事業を30年度に、見守りサービスということで、ひとり暮らしの方を対象に、本当のちょこっとなんですけれども、訪問して安否確認というようなそういった事業を取り入れていくということで今検討している状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 村内には各地域に民生委員さんがおります。ただ、民生委員さんだけの仕事は、どこまで入り込んでできるんだか私には存じませんが、ただ、ひとり世帯の方が200人以上もいるような状態で、村内に民生委員さん何名、今いるんだかわかりませんが、それだけではもう確認、見守りそのものが追いつかないんじゃないかと思ひます。その点はどのように考えるか。

ちなみに、郡山市では民生委員さんに協力する協力員というのを今度設置したというような報道がなされましたが、それも含めて民生委員さんの仕事、どこまで踏み込んで、どこまでやると言っているんでしょうか。その辺もあわせてお聞きしたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

お配りしました表の中に、60歳以上のひとり暮らし世帯というのは267名ということで提示させていただきましたが、こちらは住民基本台帳の住民票上のひとり暮らしですので、実際のひとり暮らしのデータにつきましては、毎年年度当初に民生委員さんたちによりまして、それをもとに本当のひとり暮らしの方を拾い出していただいて把握している状況であります。

今回は60歳以上でしたので181名ということで出ておりますが、私たちが把握しているのは、高齢者世帯ですと65歳以上ですので、たしか130名ぐらいだったとは思ひますが、そういった方々でもまだ健康で大丈夫な方とか、本当にひとり暮らしで高齢者の方も幅広くいらっしゃいますので、そういった方々を見守るといふのではないんですが、気にかけていただいて、ちょっと声かけていただくというだけで安否確認ができるのかなということで、全村を回ってくださるといふと大変なんですけれども、自分の地区だけならどうにかなるかなということで民生委員さんのご協力をいただいているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 緊急通報システム、いわゆる安否確認とかが行かうかと思ひますが、電話

を通じておりますね。ですから、ひとり住まいの方が例えば倒れた、部屋で具合が悪くなったといいますが、村のほうとつながっている回線で通報できる状態であればよろしいんですが、それ以上悪くなったときには本人1人しかいないわけですから通報はできないと思うんですよね。ですから、そういう方がどうしても孤独死になるような状態にいつてしまうというようなことが考えられますので、もう少しきめ細かな対応策を考えるべきではないかと思います。

どうしても高齢者の方が弱ってきて1人であるというのは寂しいと思いますし、村の中で1人で亡くなっていたのに何日もわからなかった、孤独死していたというのは、一つは村の恥だとも思うんですよね。ですから、そういう事案を出さないためにも、もう少しきめ細かな対応をやはりやるべきではないかと思いますので、もう少し具体的な考えができればお聞かせ願いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

ご指摘のように緊急通報システムの制度はございますが、実際加入されている方が30名前後というところですので、まだ周知不足というところもございますので、地域包括支援センター、それから保健師、民生委員さんを通しまして、もう少し周知の徹底を行いまして、高齢者の方には全ての方に入ってもらえるように周知のほうを徹底して参りたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今の点については了解をいたしました。

それで、4番の村内の人工透析の通院の患者数でございますが、現在13名おるといような資料が出ております。人工透析は県の指標ですと1人当たり、その程度にもよると思いますが平均500万円くらいかかるというような報道がなされました。この13名の方に村で助成している部分の金額、総額で幾らくらい出ておりますか。それから、個人で負担している部分はどのくらい、何%でもよろしいですが、できればお知らせ願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

村で負担している費用についてでございますが、国保の加入者の方しか村のほうではちょっと把握できないんですけれども、たしか週2回から3回の方が、この5名の方はほとんど週2回から3回透析をしている方で、一月にしますと40万程度全体でかかります、1人当たり。1人当たり年間で480万。5名の方が全て1年間通していくと2,400万円ぐらいはかかる

ということで。あと、自己負担につきましては、一月1万円が限度となっております。その1万円につきましては、下の米印があるんですが、重度心身障害者医療費助成というところで、この申請をしていただくことで、所得に応じてですが全額戻っていく制度になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 人工透析にかかっている方は、1人当たり500万円前後はやはりかかるということでもよろしいですね、現在の私の質問と同等だと思えますが。この透析している方は、1回透析を受けるようになると一生涯透析をしなくちゃ生きていられないというような大変怖い病気だと思えますが、それになるのにはやはりいろいろな要件があると思っておりますが、やはり糖尿病を患うと、どうしても腎臓が弱ったりして透析をやるようになっていくというようなことが言われます。村内にもこれだけの透析、現在通院している方がおるといことは大変重要なこととございますけれども、本当はこういうふうな状態にならないうちに、何とか前段として皆さんで対応をしていただけたらなというような残念な思いはいたします。透析の内容についてはわかりました。

それで、5番目の健診の受診率でございますが、この資料を見ますと、特定健診でも該当者の約半数、50%までいかないんですね。どうしても生活習慣病にならないように、それからこういう人工透析をするような病気にならないようにというためには、やはり早目の治療。治療するためには、健診を受けるのが重要かと思えます。どうしても村民の方に元気でいてもらうためには、健診は欠かせないと思うんですね。

それで、下のがん検診の受診状況を見ましても、一番多い肺がん、大腸がん、胃がんあたり見ても、肺がんは何とか半数くらいの方が受けているようですが、胃がんの検診になりますと30%にもいかないくらいしか受けていない。どうしても早目の検診が必要だと思うんですが、こちら辺はどのように考えていますか。どうしても村民の方は自分の健康は大丈夫だとばかり思って検診に来ないというような状況なんではないでしょうか。現在の状況、この資料の状況といたしましては、課長としては、どのようにこの資料に基づいて見ておりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

健診の受診率についてでございますが、29年度で特定健診が45.6%と50%にいかないというところで、やはり半分以上は目標に立てておりますので、まだまだ勧奨が足りないのかなということは認識しております。特定健診を受診されない方は施設検診のほうの勧奨に、保健師のほうで自宅訪問して勧奨を進めている状況でございますが、なかなか、やはり定期的に病院に行っている人だと、わざわざ健診だけを受けに行かないとか、あと胃がん検診もそ

うなんです、胃がん検診ですと、一番やっぱり定期的に通って胃カメラやっているからということで、何回も胃カメラ飲んだり、あとバリウムというのを控えている方で低下しているという状況にあります。

ただ、早期発見、早期治療につなぐためには、やはり皆さんに健診のほうを受けていただくということが一番大切だと思っておりますので、今後とも勧奨のほうに努めて参りたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 村民の方がいつまでも、高齢になっても元気でいてもらうようにというように、村ではさまざまな事業を展開しておりますね、今。いきいきサロンと、それから湯ったりミニデイサービスと、それから水中ウォーキングと。そのほかに、簡単に天の川体操をやったり、ネギ体操をやったりというような事業を展開しておりますが、それだけではなかなか。いや、それでも十分なんです、それ以上にまた展開するようなことを考えておりますでしょうか。そして、現在行っているこの事業に対して、もっと参加者数を増やすような何か方策を考えているかお聞かせ願います。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

今ほど議員さんのほうからお話がありましたいきいきサロン、それから湯ったりミニデイサービス、水中ウォーキング、そういったものを一般介護予防事業として展開しております。総合事業対象者に対しましては、短期集中型の元気アップ事業、元気アップアップ事業というものを取り入れてやっておりますが、こういった一般介護予防事業だけが介護予防事業ではなく、健康増進につながるわけでもない、生涯学習を通してゲートボールとか、あとカラオケとかそういったものに参加していただくというところでも介護予防、健康増進のほうにつながっていくと考えておりますので、そういったものをいろいろと、今あるもので生かして介護予防、それから健康増進のほうには進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今申し上げました事業についてだけでも十分だと思います。いろいろな事業を増やしても、やはり参加者が少なければ数ばかり展開しても意味がありませんので、現在の事業でも十分かと思っておりますが、やはりそれに参加している方としていない方と、何ら差がないんですよね。といいますのは、時間があるから一緒に行かないかいというふうに呼びかけても、なかなか行かないんだというような声が聞かれます。そして、どの事業に行っている方に聞いても、湯ったりミニデイなら湯ったりミニデイの方、それからサロンに

行っている方についても、来年度もやるんでしょうねと、継続しているんでしょうねと言われる。いや、当然やると思いますよとは言っているけれども、やはりそれについては、現在参加される方はそれも心配しておりますので、ぜひそれは健康長寿のためには必要な事業だと思いますので、ぜひ継続していただきたいと思います。

それで、水中ウォーキング、それから湯ったりミニデイサービスの自己負担の徴収方法はどのようになっていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

湯ったりミニデイサービス事業につきましては、実費負担分、食事の提供がございますので、1回当たり1,000円いただいております。水中ウォーキング事業につきましては、1回当たり500円ということで、ちょっと場所の借り上げ料の関係上、500円いただいている状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今の徴収の件でございますけれども、湯ったりミニデイサービスは1,000円は食事代として、その行った会場で徴収するというような話だと思いますが、そうじゃないんですか。それから、水中ウォーキングは参加した方が、後で本人に切手を張った封書で請求書を回してよこして、それで金融機関に行って納付するというようなことらしいんですが、その点は間違いないですか。

それで、水中ウォーキングの納付するのが、やはり高齢者の方ですと負担になると言うんですね。負担になるというのは、納付するのに金融機関まで行く当然足も必要ですし、それから、何で役場で切手を張った封書で請求書を出してよこすんでしょうかというわけなんです。といいますのは、湯ったりミニと同じく、行ったときに参加した人から徴収することはできないんですか。何か事情があるんですか、それは。そうすれば一番、納めるほうの方も負担にもならないですし、いいと思うんですが、その点はどのようにか改良する余地はないんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

湯ったりミニデイサービス事業につきましては、村の社会福祉協議会のほうに委託しております。社会福祉協議会のほうで職員が添乗して行って、その場で1,000円いただくという形をとっている状況です。

水中ウォーキング事業につきましては、村独自でやっている事業ですので、臨時の看護師

さんに添乗していただいている状況ですので、正職員がついていない状況ですので、ちょっと金銭面のやりとりというのが問題になって、その辺は納付書でのやりとりということで当初始まったわけですが、そういったご要望があれば、今後ちょっと財政のほうとも検討しまして、どういった方法がいいのかちょっと考えてみたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今の件については、水中ウォーキングに行っている方が、やはり何名かの方が言うておりました。私に言われましたものですから、やはり後から金融機関まで出向いて、わずか500円のお金を納めに行かざるを得ないというのは、やはり負担になるらしいですね、高齢者でありますから。もちろん車に乗れる方はよろしいでしょうが、そうでない方は誰かに乗っけていってもらって金融機関まで行って納めると。それを毎回ずっとやっていたんですかと言ったらそうだとということだから、何とかそれを改良できないかということで今申し上げたわけですが、ぜひこれは対処してもらいたいと思います。

1番の質問については大体そのくらいでございますので、とにかく村民の方が弱って寝て長生きしたんではつまりませんので、元気でいられるように、長寿でいられるというような方向でぜひ村としても考えていってほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、1番の質問については終わります。

次に、2番目に入りますが、質問事項のタイトル部分について、「天栄村農村水産物加工施設」ということになっておりますが、これ「農村」ではなくて「農林」でございますので、「天栄村農林水産物加工施設の今後は」ということで、ご訂正をお願いをいたします。

それでは、質問の要旨を申し上げます。

今までおふくろの会の皆さんが利活用していた農林水産物加工施設が、おふくろの会の解散により利用しなくなりました。この施設を今後はどのように活用していくのか。有効的な使用策を構築していくべきと思うが、その考えを伺いたい。

また、これまで各種大会やイベントなどで大きな役割を担い、協力していただいたおふくろの会にかわる組織、あるいは団体はあるのかお尋ねしたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村農林水産物加工施設につきましては、農林水産物を加工し、その付加価値を高めるために整備した施設であり、今後もそうした目的のために使用して参りますが、どういった方が使用するか、どの農林水産物を対象とするかなど、具体的な内容につきましては、村民の皆

様や各種団体、関係機関などの意向を伺いながら決めて参りたいと考えております。

次に、天栄村おふくろの会にかわる組織、団体につきましては、天栄村おふくろの会と同様の活動を行う新たな組織、団体ができたとのお話は承っておりませんので、それぞれの大会、イベントの実施主体において、役割分担の変更など所要の措置を早急に検討する必要があると考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） あの加工施設においては、私が記憶している限りではいつ頃建てたのかということが記憶にないんですが、あれは何年頃建てて何年経過しましたでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

加工施設の共用開始は平成11年4月でございます。ですので、19年が間もなく満了になるというような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 平成11年からということでございますが、あれはどのようなふうな名目の補助金か何かで建築したんですか。その点わかりましたらお聞かせを願いたいと思います。それで、もしもあれが補助金であろうがなかろうが、リフォームするということが、改築するということが可能であるかどうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

加工施設の整備財源につきましては、村の一般財源で実施をしたと。補助は入っていないというようなことでございます。ですので、仮に改築をするということであれば、村の財源で整備した施設ですので、それは十分可能だというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 何で改築することが可能か可能でないかということも聞いたのは、今、農家、農業団体では6次化、6次化ということが叫ばれています。なかなか村としても6次化を進めて、農産物を加工施設で売り出すということがなかなかできないでおります。それで、6次化製品を加工するということに使うことはできないのかな。この際、やはり6次化を少しでも進めるためには、ああいう施設をこの際活用するというような方法がよろしいのではないかと、今、施設のリフォームをすることが可能かどうかということも含めて聞いたわけでございますが、6次化についての製品加工場として利用するということがはどのようにお考えか聞きたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

6次化イコール農林水産物の加工をして付加価値を高めるというようなことでございますので、まさにそういった目的のために整備をした施設でございますので、十分利用は可能であるというふうに思いますが、その加工に要する具体的な機械ですとか設備が、物によってはまた新たな物が必要になるというようなこともございますので、先ほど村長から答弁がありましたとおり、まずは村民の方々ですとか各種団体、関係機関の意向を、あそこを使ってこんなことをやりたいというようなご希望があるとすれば、そういったご意向を伺いながら、機械の整備も含めて活用施策を考えていきたいというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 施設の活用方法については、やはり順次、どのような方向で村としても有効な利用法を考えていってほしいなと思います。

それから、おふくろの会の解散でございますが、長年かなりの年配の方まで含めて、村のイベント等には大分協力をしていただいたのは、村民みんながたしかわかっていると思います。よくも各種大会に協力してくれるものだなと、いつも感心して見させてもらっていました。

しかし、今度残念ながら、高齢化とかいろいろな事情で解散するに至ったということで、村としては、今後のイベントとか各種大会ではどのように活用してもらうようにするのかというような心配をしておりましたが、今のところではまだ決まった団体はいないということでございますが、村にも食生活改善推進とかという団体ありますね。それから、商工会にも婦人部がございます。そういう方も含めていろいろ考えるべきではないかと思いますが、それは村のほうの判断に任せたいと思います。

外国人誘客、いわゆるインバウンド事業を進める、あるいは東京オリンピックで誘致したときに言いましたおもてなしの考えということを抑えますと、どうしてもおふくろの会で皆さんに豚汁を配ってくれたりとか、いろいろなものを、餅ついてあげたりとか、そういうのも一つの天栄村のイメージアップにはつながると思いますので、ぜひそういうような団体を早目に確保して、すぐにも新年度のいろんなイベントが控えていると思いますので、これは早急に進めるべきだと思いますが、どのように、今後早目に進めるというのには、いろいろな準備があると思いますし、相手方もいると思いますが、村長としてはどのようにこの点についてはお考えでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、おふくろの会の解散というのは、村にとってもやっぱり大きなダメージでございます。これまで、梅干し、三五八、凍み餅と本当に大変人気のものをつくっていただいた中でございますので、このおふくろの会の中にもまだお若い方もいらっしゃるので、そういう方々はまだ協力できるというお話もいただいておりますので、その中でできる方々に再編をしていただくとか、今ほど議員がおっしゃったように商工会女性部、各種食生活改善推進員であったり、更生保護女性会であったり、今度は赤十字奉仕団もできましたので、そういう方々と意見交換をしながら、また新たにおふくろの会のような活動ができる組織ができるように進めて参りたいというような思いでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） どっちにしてもこういうふうな、おふくろの会のような積極的に、しかもボランティア精神があってやっている方を人選する団体を見つけるというのは容易なことではないと思いますが、今まで培ってきたおふくろの会の足跡をやっぱり汚さないように、そのまま引き継いでもらうような団体でやってほしいなと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

以上、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 2時31分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成30年3月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

平成30年3月7日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 2 議案第 2 号 天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3 号 天栄村体育施設条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4 号 天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7 号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8 号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9 号 天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 天栄村集会所等の設置に関する条例を廃止する条例の制定について

て

- 日程第17 議案第17号 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- て
- 日程第18 議案第18号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第19号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第20号 天栄村湯本スキー場の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第21号 天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第22号 村道の路線の廃止について
- 日程第23 議案第23号 村道の路線の認定について
- 日程第24 議案第24号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

2番	円	谷	要	君	3番	大須賀	溪	仁	君	
4番	服	部	晃	君	5番	小	山	克	彦	君
6番	揚	妻	一	男	君	7番	渡	部	勉	君
8番	熊	田	喜	八	君	9番	後	藤	修	君
10番	廣	瀬	和	吉	君					

欠席議員（1名）

1番	北	畠	正	君
----	---	---	---	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村	長	添	田	勝	幸	君	副	村	長	森		茂	君							
教	育	長	増	子	清	一	君	参	事	兼	清	浄	精	司	君					
								総	務	課										
企	画	政	策	課	長	北	畠	さ	つ	き	君	税	務	課	長	黒	澤	伸	一	君
住	民	福	祉	課	長	熊	田	典	子	君	参	事	兼	揚	妻	浩	之	君		
建	設	課	長	内	山	晴	路	君	会	管	計	森		廣	志	君				
									理	者										

湯支所本長 星 裕 治 君 天 栄 兼 子 弘 幸 君
 学校教育長 櫻 井 幸 治 君 保 育 所 長 小 山 富 美 夫 君
 課 生涯学習課

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 伊 藤 栄 一 書 記 星 千 尋
 議事兼 事務局長
 書記 大須賀 久 美

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

なお、1番、北畠正議員より、病氣療養のため欠席の届け出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

ここで暫時休議をいたします。

ただいまより全員協議会を開催しますので、議員控室までお集まりください。

(午前10時00分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時18分)

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

[参事兼議会事務局長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼議会事務局長（伊藤栄一君） 議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記

住 所 天栄村大字湯本字居平53番地

氏 名 星 國 春

生年月日 昭和25年12月25日生

○議長（廣瀬和吉君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会については、地方税法第423条第1項で、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定するため、市町村に設置が義務づけられています。本村の固定資産評価審査委員会は3名の委員で構成されており、任期は3年ですが、このうち1名の任期が本年4月18日をもって満了となることから、同法第423条第3項の規定により、選任の同意を求めるものであります。

選任の同意を求める委員は星國春さんであります。

星さんは長年、営林署に勤められ、地域の事情に精通していることから、平成24年4月より固定資産評価審査委員になっていただいているところであります。また、平成28年7月より同委員会委員長を務めていただいております。その豊かな経験と実績は固定資産評価審査委員会委員として適任であるため、星さんの選任に同意を求めるものであります。なお、略歴につきましては別紙資料のとおりであります。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第2号 天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第2号 天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例。

目次。

第1章 総則（第1条・第2条）。

第2章 人員に関する基準（第3条・第4条）。

第3章 運営に関する基準（第5条～第30条）。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第31条）。

附則。

第1章 総則。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに法第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

第2項 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

第3項 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

第4項 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準。

(従業者の員数)

第3条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

第2項 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第4条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

第2項 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

第3項 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第1号 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

第2号 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準。

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

第2項 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

第3項 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよ

う求めなければならない。

第4項 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

第1号 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

第2号 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第5項 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

第6項 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第7項 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第1号 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

第2号 ファイルへの記録の方式

第8項 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったと

きは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

第2項 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

第3項 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した

際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

第2項 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

第3項 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第12条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

第13条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

第2項 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

第1号 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第2号 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

第3号 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

第4号 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

第5号 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

第6号 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

第7号 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

第8号 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

第9号 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

第10号 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

第11号 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

第12号 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年福島県条例第80号）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第13号 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

第14号 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは、歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第15号 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも一月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも一月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

第16号 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

第17号 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

第18号 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

第19号 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サー

ビス計画の作成等の援助を行うものとする。

第20号 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を村に届け出なければならない。

第21号 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

第22号 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第23号 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

第24号 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

第25号 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

第26号 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

第27号 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画

を作成しなければならない。

第28号 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

第29号 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

第30号 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第15条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

第2項 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第16条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する村への通知)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を村に通知しなければならない。

第1号 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等

により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

第2号 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。
(管理者の責務)

第18条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

第2項 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

○議長（廣瀬和吉君） ただいま議案審議の途中であります。昼食のため、1時30分まで休みます。

(午前 11時54分)

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長（熊田典子君） 16ページをお願いいたします。

(運営規程)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

第1号 事業の目的及び運営の方針

第2号 職員の職種、員数及び職務内容

第3号 営業日及び営業時間

第4号 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

第5号 通常の事業の実施地域

第6号 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

第2項 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただ

し、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

第3項 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第24条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第2項 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

第3項 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第26条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

第2項 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

第3項 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

第2項 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

第3項 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して村が行う調査に協力するとともに、村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第4項 指定居宅介護支援事業者は、村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を村に報告しなければならない。

第5項 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

第6項 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第7項 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第2項 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

第3項 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

第2項 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第1号 第14条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

第2号 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第14条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第14条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第14条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

第3号 第17条に規定する村への通知に係る記録

第4号 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

第5号 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準。

(準用)

第31条 第2条、第2章及び第3章(第27条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第19条」とあるのは「第31条において準用する第19条」と、第11条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附則。

(施行期日)

第1項 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

第2項 平成33年3月31日までの間は、第4条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第4条第1項に規定する管理者とすることができる。

提案理由をご説明申し上げます。

お配りしております資料の2ページをお願いいたします。

この条例は、介護保険法の一部が改正され、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県より市町村へ委任されるため、制定するものであります。

この条例の制定に当たりましては、国が定めている指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準、厚生労働省でございますが、これを踏まえることとされております。このうち、人員に関する基準、それから運営に関する基準の一部は、国の基準のとおりにしなければならないとされており、また、それ以外の基準、趣旨及び基本方針に関する基準などは、国の基準を十分に参酌した上であれば、地域の実情に応じて、国と異なって定めをしてもよいということとされております。

この条例で定める内容でございますが、現在、居宅介護支援につきましては、国の基準に基づき、円滑に実施されており、また、国の基準と異なった定めをしなければならないといった特別な事情もございません。そういったことから、一部を除いては、国の基準のとおりとしております。

資料の3の条例の内容をご覧ください。

第1条、第2条は、趣旨及び基本方針を定めております。

第3条、第4条は、人員の基準でございます。

第5条から第30条までは、運営についての基準を定めております。

第31条は、準用となります。

国の基準と異なる点でございますが、運営に関する事項のうち記録の保存年限ですが、国の基準では2年ですが、これを3年延長して5年としております。これは介護報酬の返還請求の時効が5年とされておりますので、請求に必要と思われる書類の保存を5年とすることで整合性をとっているものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第3号 天栄村体育施設条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 22ページをお開きください。

議案第3号 天栄村体育施設条例の制定について。

天栄村体育施設条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

23ページをお開きください。

天栄村体育施設条例。

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項及び第244条の2第1項の規定に基づき、村民の体育及びレクリエーション、その他社会教育の振興を図るため、体育施設を設置する。

（名称及び位置）

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、位置。

天栄村総合農村運動広場、天栄村大字下松本字日向26番地。

天栄村体育館、天栄村大字下松本字四十壇26番地。

天栄村湯本体育館、天栄村大字湯本字関場8番地。

天栄村屋内運動場、天栄村大字下松本字日向2番地。

天栄村屋内スポーツ運動場、天栄村大字下松本字東田12番地。

天栄村白子テニスコート、天栄村大字白子字志古山4番地。

（使用の許可）

第3条 体育施設、附帯施設及び美品（以下「体育施設等」という。）を使用しようとする

る者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

第2項 村長は、前項により許可する場合、体育施設等の管理運営上必要があると認めたときは、その使用について条件を付することができる。

第3項 村長は、体育施設等を使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

第1号 公の秩序を乱し、又は風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

第2号 体育施設等を損傷するおそれがあると認めたとき。

第3号 体育施設等の管理上支障があると認めたとき。

第4号 その他村長が不相当と認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、村長は、前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、その使用許可の条件を変更し、又は使用許可を取消すことができる。

第1号 使用者が不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。

第2号 使用者がこの条例、又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第3号 使用者が使用許可の条件に違反したとき。

第4号 使用者が使用許可後において、前条第3項各号のいずれかに該当したとき。

第5号 その他管理上必要があるとき。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に定める施設専用使用料、放送設備使用料及び照明設備使用料(以下「使用料」という。)を指定期日までに納入しなければならない。

第2項 前項の規定による指定期日までに使用料を納入しないときは、使用許可の効力は消滅する。ただし、特別の理由のある場合において村長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 村長は、次表に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。使用区分、減免額、施設専用使用料、放送設備使用料、照明設備使用料。

村及び教育委員会が主催若しくは共催する行事に使用するとき、全額、全額、全額。

村立学校が教育課程に基づき使用するとき、全額、全額、全額。

村体育協会が主催する行事に使用するとき、全額、全額、全額。

村体育協会が加盟しているスポーツ少年団の団体が使用するとき、全額、全額、全額。

村体育協会に加盟している団体が使用するとき、全額、全額、なし。

村及び教育委員会が後援する行事に使用するとき、2分の1、2分の1、なし。

その他公益上必要と認めるとき、2分の1、2分の1、なし。

(使用料の返還)

第7条 既納の使用料は返還しない。ただし、特別な理由がある場合において村長の承認を受けたときは、その使用料の全部又は一部を返還することができる。

(使用権利の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(使用者の行う設備)

第9条 使用者が、体育施設等に特別の設備をするときは、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第10条 使用者は、体育施設等の使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取消されたときは、直ちにその使用施設等を原状に回復して返還しなければならない。

第2項 使用者が前項の義務を履行しないときは、村長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(賠償責任)

第11条 使用者は、故意又は過失により体育施設等を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく報告し、村長の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

第2項 体育施設等の使用若しくはこの条例に基づく処分により生じた使用者の損害について、村はその責めを負わない。

(体育施設内における営業)

第12条 体育施設内において、飲食物その他物品の販売を行おうとするものは、村長の許可を受けなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。附則。

(施行期日)

第1項 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(天栄村総合農村運動広場施設設置条例等の廃止)

第2項 次に掲げる条例は、廃止する。

第1号 天栄村総合農村運動広場施設設置条例（昭和60年天栄村条例第12号）

第2号 天栄村湯本体育館設置に関する条例（昭和60年天栄村条例第1号）

第3号 天栄村体育館設置に関する条例（平成15年天栄村条例第8号）

第4号 天栄村営テニスコート設置に関する条例（平成3年天栄村条例第8号）

第5号 天栄村屋内運動場設置に関する条例（平成6年天栄村条例第1号）

第6号 天栄村屋内スポーツ運動場設置に関する条例（平成26年天栄村条例第24号）

（経過措置）

第3項 この条例の施行前に天栄村総合農村運動広場施設設置条例（昭和60年天栄村条例第12号）、天栄村湯本体育館設置に関する条例（昭和60年天栄村条例第1号）、天栄村体育館設置に関する条例（平成15年天栄村条例第8号）、天栄村営テニスコート設置に関する条例（平成3年天栄村条例第8号）、天栄村屋内運動場設置に関する条例（平成6年天栄村条例第1号）及び天栄村屋内スポーツ運動場設置に関する条例（平成26年天栄村条例第24号）に基づきなされた許可及びその他の行為については、この条例の規定によってなされた許可及びその他の行為とみなす。ただし、当該利用の許可に係る使用者の額については、この条例別表の規定にかかわらずなお従前の例による。

28ページをお開きください。

別表（第5条関係）

区分、施設専用使用料（円）、放送設備使用料（円）、照明設備使用料（円）。

天栄村総合農村運動広場。村内、半面、一般、500、200、1,000。村内、半面、高校生以下、300、200、1,000。村内、全面、一般、1,000、200、2,000。村内、全面、高校生以下、600、200、2,000。村外、半面、一般、1,500、400、2,000。村外、半面、高校生以下、600、400、2,000。村外、全面、一般、3,000、400、4,000。村外、全面、高校生以下、1,200、400、4,000。

天栄村体育館、天栄村湯本体育館。アマチュアスポーツであるとき、村内、全面、一般、500、なし、400。村内、全面、高校生以下、300、なし、400。村外、全面、一般、1,500、なし、800。村外、全面、高校生以下、500、なし、800。その他の行事であるとき、村内、全面、非営利目的、1,000、なし、400。村内、全面、営利目的、6,000、なし、400。村外、全面、非営利目的、2,000、なし、800。村外、全面、営利目的、1万2,000、なし、800。

29ページをお願いいたします。

天栄村屋内運動場。村内、全面、一般、500、なし、200。村内、全面、高校生以下、300、なし、200。村外、全面、一般、1,500、なし、400。村外、全面、高校生以下、500、なし、400。

天栄村屋内スポーツ運動場。村内、半面、一般、500、なし、200。村内、半面、高校生以下、300、なし、200。村内、全面、一般、1,000、なし、400。村内、全面、高校生以下、600、なし、400。村外、半面、一般、1,500、なし、400。村外、半面、高校生以下、500、

なし、400。村外、全面、一般、3,000、なし、800。村外、全面、高校生以下、1,000、なし、800。

天栄村白子テニスコート。村内、一面、一般、500、なし、600。村内、一面、高校生以下、300、なし、600。村外、一面、一般、1,500、なし、1,200。村外、一面、高校生以下、500、なし、1,200。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の資料の中で、議案第3号説明資料に基づき、ご説明を申し上げたいと思います。

3ページのほうをお開き願います。

本村の体育施設は、天栄村総合農村運動広場を初め、天栄村体育館、天栄村屋内スポーツ運動場など6つの施設を有し、現在、利用者への貸し出しや管理などの業務を行っております。この管理業務は教育委員会が行っておりますが、その管理を行う根拠として、それぞれの施設において設置条例を定めて実施をしております。今般、村内利用者の負担の軽減及び村外利用者からの適正な使用料のご負担をいただくため、各体育施設の施設の専用使用料の見直し及び照明設備使用料の減免額の項目を追加するに当たり、あわせて効率的な管理・運営を行うため、各施設ごとに定めていた条例を1つに集約した本条例を制定するものでございます。

条例の主な内容でございますが、まず、第1条でございますが、第1条には、体育施設設置の目的を明記させていただいております。

続きまして、第2条でございますが、名称及び位置でございますが、本村の体育施設6施設を明記させていただいております。

続きまして、第3条及び第4条につきましては、各施設を使用する際の許可等について定めさせていただいております。

第5条でございますが、各施設の使用料について定めており、先ほど申しましたように別表の施設ごとに使用料を明記しております。

続いて、第6条でございますが、使用料の減免について記載をしております。それぞれの使用の区分によりまして減免額を定め、公益上必要な場合において申請された場合に減免をするものでございます。

第7条でございますが、既に使用料を納めた利用者への使用料を返還する場合の要件等を明記しております。

続いて、第8条から第12条までは、各施設を使用する場合の使用方法について規定をさせていただいております。

また、附則におきまして、第1項で平成30年4月1日からの施行となりまして、第2項でこの条例の施行に伴いまして、先ほど申しました各施設ごとに定めておりました条例を廃止

するというものでございます。

なお、説明資料の4ページ以降、この後ろでございますが、4ページから8ページまででございます。こちらのほうに各施設ごとの現在の条例で定めている料金及び今回の条例でご提案させていただいております料金等を比較するための対照表を載せさせていただいておりますので、お目通しおきをお願いしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今ちょっと聞き漏らしたんですが、利用料の変更なんですけど、この理由、聞き漏らしたんで、もう一回お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

利用料の変更でございますが、私どもこの各施設におきまして、平成17年に最後に利用料の変更をしておりました。その中で、現在、各施設のほうで村外の方々も含めてたくさんのご利用をいただいております。そういった中で適正な利用、村外の方々からの適切な利用料の徴収、または村内の方々の専用使用料の適切な見直しを図るために、今回このような形での上程をさせていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 適切な利用料というようなことなんですけど、この利用料については営利目的は別としても、村内、村外ともかなり値段が上がっているんじゃないかと思うんですよ。これが本当に適正なのかというと、ちょっと私は疑問に感じております。何か村内の人に有効活用してもらおうというようなことで、村内の人の分も大分上がっているわけなんですね。

それと、大分利用されておるといふこと、利用されていることは結構なんでございますが、利用料のほかに、これ照明灯の値段も相当上がっております。実際に1時間当たりの電気料、施設によっては違うと思うんですが、普通の電気料から比べますと、これも大分上がっているんじゃないですか。こんなふうには値上げして、今後も有効活用していただけるのかどうか疑問に思うんですが、ここまで至るには相当な検討をされたと思います。それで、内容等について、値上げの内容等、こういう細かいことをもう一回説明していただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

それで、説明資料の4ページのほうから、ちょっとご説明を申し上げたいと思います。

まず、こちらのほうに各施設の新旧対照表を記載させていただいております。全体的な今回の料金の見直しでございますが、できるだけ前条例の形態を踏襲しながら、区分をなるべく統一したいということでさせていただいております。大きなところでは、村外の利用者に関しまして、使用料の料金のほうの増額が大きなところになるかなというふうに思っております。

また、個別的でございますが、まず天栄村総合農村運動広場のほうでございますが、こちらのほう、現行と新というところでございますが、使用料のほうの中で、先ほど申しましたように、一般、高校生以下の分類を統一させていただいたと。その中で料金等の額が増加したというところでございます。ただ、村内の方々におきましては、先ほどの条例の中でもご説明申し上げましたが、減免ということでの措置をさせていただくと。そういった申請をしていただければ、全額、これは体育協会に加盟していたりとかそういったもろもろの諸条件はございますが、そういった中で減免の措置ができるというところでございます。

続きまして、下のほうでございますが、照明設備使用料というところでございますが、変更点がまず単価、単位と申しますか、こちらの左側が、現行が単位が30分というふうになっております。右側を全て1時間単位ということで、ここの部分で30分でございますので、掛ける2ということで、であれば、そんなに金額が上がったというところではないかなというふうに承知をしておるところでございます。

続きまして、5ページのほうでございますが、天栄村体育館のほうでございます。天栄村体育館の施設専用使用料のほうでございますが、こちらのほうは、まず単位の変更ということで、今までは4時間単位ということでの区分でございました。その中で、全て1時間単位にそろえるというところで、見やすいというところもございますが、そういった中で1時間当たりということでの時間設定、その中で4時間当たりでの設定だった部分を500円ないし300円との村外の方々の設定にしたというところでございます。ただ、先ほど申しましたように、村外の方々は私どものほうご利用いただくためには、高い料金はお支払いいただくような設定でございます。

続きまして、照明設備使用料でございますが、こちらのほうも変更点といたしまして、現行で片面、全面という区分でございましたが、そちらのほう片面を除きまして、全面の形をとらせていただいたと。料金的には、全面ということで、大きなところでございますが、村内の全面が735円だったのが、金額を400円ということでの設定させていただいたと、そういったところでございます。

続きまして、6ページのほうでございますが、これは湯本体育館でございますが、先ほど

の天栄村体育館と同様の形をさせていただいているというところでございます。

続きまして、7ページでございますが、天栄村屋内運動場というところでございますが、こちらのほう今までは団体、個人という概念がございましたが、同じ区分のように一般、高校生以下ということで変更させていただいたと。その中で料金体系も金額が上がっているというところでございますが、こちらの屋内運動場に関しましては、今現在、特にお使いにさせていただいている方々はゲートボールの方々がほとんどでございます。ゲートボールの方々は、天栄村体育協会に加盟をしているということで、今現在におきましても減免措置をさせていただいているということで、ここの部分は引き続き同じような形になるのかなというふうに考えているところでございます。また、先ほども申しましたように、村外の方々の部分は金額を増させていただいているというところでございます。

続きまして、下でございますが、屋内スポーツ運動場というところでございますが、こちらは季楽里というところでございますが、今まで全面という形での区分でございましたが、こちら大きい施設でございます。その部分でテニスコート2面をとれるということでございまして、そういった中で半面というものを追加させていただきまして、2面使えるようにということで料金の設定になります。ここの部分に関しましては、料金等に関しましては、倍というふうに、今まで2面使えていたのがございますが、半面ということになりますので、ここの部分は倍になるのかなというふうに思っております。ただ、先ほど申しましたように、減免措置で村内の方々はお使いいただくような形でとればというふうに考えているところでございます。

続きまして、下の照明器具のほうでございますが、こちら今まで200円と1時間というところでございましたが、こちら半面、全面という形、また村外の方々に関しましては、この倍ということでの設定をさせていただいております。

最後に8ページのほうでございますが、白子のテニスコートでございますが、こちらのほうは1面という形で、一般が500円、高校生が300円という形で統一をさせていただいたと。こちら金額的には、村外の方々も同じような形でございます。ただ、こちら村内の方々においては減免という形での対応、もし申請等であれば、今現在も天栄中のテニス部が基本的には多く使っているところでございますが、そういった形で先ほどの条例の中での教育委員会の課程の中でというところの項目で減免をさせていただいているというところでございます。

全体的には、料金の体系が変わったというところでございますが、できるだけ使いやすい、また、ただ村外の方々がおいでいただいている方々には大変申し訳ないんですが、村外の方々にはご負担をいただいて、できるだけこの施設に関しましての一助にできればということでのご提案を申し上げている部分でございますので、よろしくご審議のほどお願いしたい

と思います。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 私が聞いているのは、これ全部、実際的に値上げになっているんですよ、村内も。ただいま課長の説明では、村内の方は申請を出せば無料となるというようなことなんです、それは、ただ、ここまで上げないとやっていけないのかどうなのか。少し上げるのが極端過ぎるんじゃないかなと思っています。ましてや村内と村外、村外の方に営利目的以外は貸し出しするのが筋じゃないかと思うんです。これほど差をつけなくたって。よく言われるんですが、鏡石の方に言われるんですが、鏡石のプールは天栄村のためにあるようなプールだと言われるぐらいなんです。それくらい安いから天栄村も利用しているわけなんです、やっぱりこれそんな村外といっても、そんな遠くから来る人はいないと思うんですよ。近隣のものだと思うんですが。

私が言いたいのは、ここでこれだけ上げなきゃならない、赤字でもってやっていけないと。照明灯についてもここでもらわないとやっていけないというから上げたというんなら話がわかるんですが、その根拠がどうもわけのわからない、ただこの辺がいいだろうというくらいの考えで上げたんだかどうなんだか。もう少しきちんとしたこの利用料について検討なされたんだかどうか、そこをお聞きしたかったんですよ。余りにも今度は1時間単位ですというようなことでありますから。1時間でやめるという人はなかなかこれ少ないんじゃないですか。2時間、3時間使うというのが普通じゃないかと思うんですよ。最初の1時間がこの値段だと。2時間目から少し安くなるんですよというようなことなら話はわかりますが、もうあたまから1時間幾らというようなことで決まっております。もう少しここまでするその内容についてももう少し詳しく説明してください。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

今、議員おっしゃる先ほどの4時間のところでございますが、今回この4時間のところというところで大きなところは、天栄村体育館と湯本体育館が今まで4時間というくりでなっていたのを全て1時間ということにして設定をさせていただいたというところでございます。今、体育館の中で4時間とこちらには書いてありますが、書き方をちょっとここに合わせたもので、今現在ですと、午前中、午後、そういった区分で条例の中では書いております。そういった中で全体を借りるといった場合に、例えば10時から2時まで借りるといった場合に、午前の部を押さえまして、午後の分も押さえ、そうしますと4時間、4時間ですので、8時間押さえるということになって、住民の方々、私ども条例にのっとってやらせていただ

いた場合に、8時間分支払わなくちゃならないというところもございます。そういった中でこの1時間指定ということにすれば、10時から2時までとしますと4時間だけということで、そういった部分でお支払いの方々、お使いになる方には多少なりとも利便ができるのかなというところで、こういった1時間単位の設定をさせていただいたというところがございます。

また、料金の設定のほうでございますが、議員ご指摘のとおり、この電気料等に関しましても、やはり非常に高額な金額を今この管理の中でお支払いをさせていただいております。当然これを利用する方々に負荷をするということであれば、十分こちらのほうでは間に合わない。もっともっと金額を上げなければならないという状況ではあります。ただ、そういった場合にもやはり利用料が非常に厳しいと、ご利用される方々にも非常にやはりそんなに料金上げると難しいということもありますので、その中で皆様方の今お支払いいただいている中で、若干でも上げさせていただいて、ただ、それで細かな数字、今まで延滞というところもございましたが、そういったところを利用者の方々に細かなご面倒かけるということもありまして、100円単位での整理をさせていただいたというところがございます。先ほど議員おっしゃるように、決してこの数字にしたからといって、電気料その他の部分が全部賄えるということではございませんが、少しでもこの施設に関しましての管理・運営に回ればという思いで、今回上程をさせていただいたというところがございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 確かにその現行、今までの規定ではちょっと不合理な面があつて直す。午前と午後で1日取られるのを2時間、2時間で1日4時間分、8時間分取られるのはかわいそうだというようなことからというようなことで、そういうことで直されるんなら結構なんです、大分利用されているにもかかわらず、これだけ値上げしたら、この値上げというのはかなり大きいと思うんですよ。だから、そこまでやないと、この運営ができないのかどうか、その辺はつきり説明してください。ただ、理解してくださいと言ったって、こういうわけで電気料はもう上がっていてだめなんだ、大変だから、電気料が食うんだから、やむを得ず上げたんですというんならわかるんですが、ただ、こうだということでは、今の説明では理解しろと言っても、理解、私は全然できていないんです。理解できるように説明してください。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

議員おっしゃるように、やはり電気料に関しましては全ての部分を賄えるものではございません。この今回ご提案をさせていただいた部分でも、やはり全体を網羅する、やはり基本

料金が大きい部分がございますので、そういった部分も含めると、全ての電気料、徴収させていただいた部分で電気料を賄えるということではございません。答弁の繰り返すようがございますが、少しでも村民の方々においては、先ほども申しました減免等の措置によりまして対処して。また村外の方々におきましては、先ほど申しましたように各スポーツ団体とか、そういった中で私どもの施設のほうにおいていただいて、非常に好評をいただいて、ほかの地区からもたくさんおいでいただいています。その中でやはり安いというお話もいただいて、こちらのほうに来ていただいているというお話も私ども伺っています。そういった中でやはり村民の方々、私どもは予約に関しましては、村民の方々、村外の方々も等しく対応させていただいているつもりでございますが、ややもすると使えないという状況もあるということもあるかもしれません。そういった中で、村外の方々にはある一定度の負担をいただいて、こういった施設に関しましての管理・運営面へのご協力いただければということで、ご提案を申し上げましたので、重ねてご理解のほどをお願いできればと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 先ほど来から村内の人に対しては、申請すれば無料ということはほとんどこれ無料になっているということなんですか、今も。村内の人、使う場合には申請を出せば無料になるということで、ほとんど村内の人から今のところ金もらっていないということなんですね。

それともう一つ、これだけの値上げして今までよりも使用料をどのくらい持ち上げて、その赤字補填分をするのか。これを値上げして大体そのどのくらい使用料を上げようとしているのか。そういうところきちんと説明しなきゃわかんないでしょう、ただ漠然と話ししても。ここまでやるのには、値上げするのには、それなりの検討したんでしょう。例えばこの電気料4,000円だって、上げるなんていうのも倍も上げるわけですよ、これ、村外の。かなりこれ大きいんですが、1時間2,000円弱が4,000円にもしているわけなんですよ、これ。ですから、それでどのぐらいの今までより収益を利用料を上げて赤字補填にするんだか、そういった細かい数字をきちんと出して、これを値上げしてこのくらい使用料を上げたいんだと。今までこれだけだったんだけど、これだけ上げたいんだと。それで赤字補填をしたいんだということを説明しないと、ただ端数は上げたとか何とかという、それは村民のために全然なっていないんじゃないですか。そこを聞きたいんですよ。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午後 2時18分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時22分）

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 大変お時間をいただいて、申し訳ありませんでした。お答えをいたしたいと思います。

先ほどの4,000円の部分でございますが、これは多分、天栄村総合農村運動広場の下の照明設備のほうの部分かというふうに思っておりますが、こちらの部分、先ほど申しましたように、村外の方々におきましては今現在も30分1,860円という数字でございます。その中で1時間という換算をしていた中で4,000円ということで、若干の増ということにはなりますが、私どもちょっと認識不足かもしれませんが、そのように上げたというところではないかというふうには承知しているところでございます。

また、先ほどご質問の中で、今回これだけ上げたのにどのくらい来年度上がるのかというところになるかと思いますが、私ども積算した中で、これは28年度の利用の中で利用者の方々、それこそ村内、村外の中でシミュレーションした中では、今回のこの今までの金額と今回新しくした金額でどのくらい変わったかということでございますが、先ほど申しましたように、村内の方々の減免が照明灯も含めた中でなった場合ですと、今回この金額をした場合におきましても、全体的な使用料の増にはならないということでは承知しております。これは村内の方々にたくさんそういった部分の料金の部分を減免するということもございまして、そんなに大きく増にはならない。ただ、村外の方々のそういったご負担もなかった場合には、もっと落ち込む部分にあるのかなということでのシミュレーションをさせていただいたというところでございます。

また、料金の設定でございますが、各施設ごとに各県管内の近隣の市町村の金額的な動向等も見させていただいた中で、私どもが今現在どのくらいの料金設定になっているのかという部分、それと、それを上げた場合にどのくらいになっているのかというところでございますが、村内の例えば運動広場のほうに関しましては、料金が若干上がったというところでございますが、例えばいわせグリーン球場とか、須賀川さんが持っている1時間当たりも1,000円ということで、そこと同額ぐらいになるのかなというところで考えております。また、テニスコート等に関しましても、いらっしゃる方々が郡山のほうから結構多いということで私ども承知しております。そういった中で郡山の民間のほうから流れてきているというところの中で、あちらのほうの郡山のほうでは1面当たり、1時間ですが3,000円ほど取っているというところの中で、私どものほうにそういったお客様が流れてきているというふうには私ども推測している中で、料金設定も村外の方々はそのくらいでも大丈夫だろうということでの設定をいただいているところでございます。また、体育館のほうでございますが、須

賀川のアリーナさんとか、鏡石の鳥見山体育館等の確認をした中でも、料金的な体系に関しましては、さほど差がないということで承知をしております、今回の値上げ等に踏み切らせていただいたということでございますので、ご理解ほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それで、この値上げに至ってはきちんとした今までの利用料、利用人数、利用回数等、それから利用人数、それを把握して、そして近隣市町村のものを勘案しながらつくったというのならわかるんですが、どうも私その説明を聞いていると、ただこのくらいでいいんじゃないのかなというようなことでやっているんじゃないかなと。そして、これを見ると全面的に値上がりしているわけですよ、村内の人も。だから、村内の人は申請するということは、誰でも申請すれば減免なるのかどうか、それも1つあるし、今までの実績を数字であらわして、これだけ利用者がいて、この人は減免されていますよと、県外の方はこういうことですよと、そういった数字を出して、やはり検討してこういったお金の問題は説明しないと、なかなか理解しろと言っても理解できないんです。

ですから、やはり金銭に絡む問題はきちんと金額を出して、そして説明してください。新旧対象ではこうなりますよというだけでなく、これが資料だと思うんです。検討する資料だと思うんです。今、課長の言っていることではなかなか理解しろと言ったって理解できないんですよ。やっぱり数字のものが数字でこういうふうになっていましたと、今まで。今度はこういうふうにしますよということをしないと。こういうわけでこういう数字にしたいんですというのならわかるんですが、村民のための運用を図るって、村外からの人がいっぱい来ていて、村内の人が使えなくてだめだから、村外の方は上げるんだ、村外の利用もって近隣と同じく上げるんだというのなら、それはそれでいいんです。ただ、数字的なもの何もなく、単なる容易でないから上げるんだか、ただ今までの体系が悪いから30分から1時間上げただけの話なんだか。

でも、それにしても確かにこの施設の利用というのは、大きな人数でやればあれなんでしょう、電気料もそれも少なく済むわけと思うんですが、なかなか小さな少人数でやる場合には高上がりになるわけですよ。ちょっと運動なりするのに何しては、ちょっとこの1時間当たりの体系から見たら、ちょっと普通の方が利用できるような体系ではないんじゃないのかなと思ったから質問しているわけなんです。ですから、妥協します。ここでこの数字が一応妥協しますが、やっぱり、私はですよ、まだ皆さんわかんない、私は妥協しますが、やはりこういったものについてはきちんと今までの何人、村内がいて、どれだけの利用料が上がって、どれだけの減免があって、村外からはこれだけの利用があって、施設ごとに金額も違うんですから、使う施設も違うんですよ。だから、テニスコートと、そこの運動広場と同じく照明代取るというのは無理な話なんです。だから、これだけの利用ありましたというこ

とでやるならいいんですが、そういったことをつくって出してください。今すぐつくれって言ったって無理でしょうから、私は今回は妥協しますが、ひとつお願いします、ということで終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午後 2時30分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時32分）

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 答えいたします。大変お時間いただいて、大変申し訳ありません。

今ほどの資料ですが、うちから資料つくりまして、ご提出申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今回の第6条の中に、村長は次表に定めるところにより使用料を減額、又は免除することができるというふうにあります。例えば湯本体育館ですと、須賀川市の剣道連盟の少年の連盟が毎年合宿に来て、旅館を利用して、これ使用して、体育館の使用したりしているんですけども、例えば観光協会とかですと合宿補助金等、そういうふうな補助をして湯本温泉とか二岐温泉にそういう合宿を誘致しようということを実際やっているんですけども、こういうふうなこの体育館の利用等々に関しても、そういうふうな例えば村の旅館に宿泊するときにはこういうところの使用料を減免しますよというふうなことを例えば考えてもいいと思うんですが、この6条だけを見ると、それはできないんですね。だから、そういうふうな部分のその減免とかもここにやっぱりつけ加えるべきじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 答えをいたします。

第6条の今ほどの件でございますが、減免の中で、その他公益上必要と認めるときということで、村長が減額することができるがございます。こういった中で、ご申請等をいただきまして減免ができるというふうに解釈しているところでございますので、よろしくお願ひい

たします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、課長がおっしゃったのは、施設使用料2分の1ですよね。これは、だから、極端にいうと2分の1しかできないわけですよ。私は全額免除してもいいときもあるかと思うんですよ。だから、そこまで踏み込んで、この使用料を考えられないのかなど。やっぱり夏休み等々、あそこの体育館って結構涼しくて大変環境もいいんで合宿に来る団体、結構いたりするんですよ。去年は福島のプロバスケットボールチームかな、何か来たらしいんですけども、あれはプロスポーツだからそれなりに多分料金は取ったんでしょうけれども、例えば本当に岩瀬郡のスポーツ少年団が合宿に来て、湯本の温泉に泊まりながら合宿するというときに、子供たちから2分の1でも、私は料金取らないで合宿どんどん来て体育館使ってくださいみたいなことをここに書いておいてもいいと思うんですよ。だから、それができるようにこの書くべきだと思うんですけども、これは今、課長が言ったのは2分の1しかできないでしょう。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

ただいま議員ご指摘のとおり、この部分においては2分の1ということでございます。やはり私どもこの条例等を整備する際には、村内の方々に関しましては使いやすいように手厚くというふうに考えております。また、ただ私どもこういった施設を運営することに関しましては、その他のの方々においては少しでもご負担はいただくのが、私どもにとっても、やはり村にとっても、よろしいのではないかと考えてございます。やはり近隣のほうの他市町村のほうに行きましても、そこが全額免除するというのはあんまり私どもも伺っていないということもございまして、そういった中で私どものほうにおいていただいたときには大変、議員おっしゃるとおりではございますが、半分ほどでご負担をいただいておりますというふうに、少しでも私どものこの村の財政に寄与していただければということで考えている次第でございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ほかでは取っているが、要するにやっぱり天栄村でその合宿とかで来て、いっぱい来てもらうということを考えれば、天栄村は旅館とかを利用すれば体育館無料で使えるんだという、それも一つの合宿の誘致だと思うんですよ。だから、今回これ書いていないんですけども、村長、その辺一部つけ加えて、そういうふうな利用の場合には免除するみたいなことを書いてどんどん売り込めばいいんじゃないんですか。村長どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるようなことも必要かと思うんですが、当然私どものほうには民間施設もあって、テニスコート等、そういった費用負担をしたりというようなこともあって、これまでも合宿に参加して、その使用料を半額なり何なり費用負担をしていただいていたものから、完全にその無料にするというようなやり方じゃなくて、民間施設もあった中での考え方で、村でできるだけ減額というような取り組みが望まれるのかなという思いでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） だから、ほかの部分では合宿の誘致のために村では補正を組んでまでも合宿誘致の奨励しているわけですよ。こういう部分でそんなに大した金じゃないと思うんですけども、この辺をきっちりと旅館等々を利用するのであれば、無料で体育施設、体育館使えますよみたいなことをやるべきだと思うんですよ。それが本当に誘客にもつながるかと思うんですよ。前々から取っていたから、ほかの民間の施設もあるからと言うかもわかりませんが、でも、地元の旅館にすればそのぐらいの減免、減免というよりも免除ぐらいやってもらったほうが合宿を誘致できるんじゃないですか。だから、この部分にそういう旨を村長が認めれば合宿免除できるという一文書けばいいんじゃないですか。どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

こういう施設の利用に関しての現行条例では、村長が定める額というようなことでゼロではないものですから、そこはご理解をいただきたいというような思いと、初めてその湯本宿でその剣道の合宿というようなことで、その体育館を利用しているというようなことで今、初めて聞きましたが、旅館関係者の方々からもそういう話を、まだ私も観光協会いろいろ新年会、総会等々出席していても、今、議員がおっしゃったようなお話はなかったものから、そういったところが今後もそういう要素が必要であればというようなことなんです、ただ現行条例では村長が定める額というようなことでゼロにはなっていないというようなことなものですから、そこはご理解いただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） じゃ、今後その辺ぜひ検討していただいて、多くの方が湯本地区の温泉旅館利用しながらスポーツの合宿ができるというようなことを、ぜひ考えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第4号 天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第4号 天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年天栄村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

第8号 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

第5号 職員休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

第2号 職員の人事評価の状況

附則。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案説明資料の9ページのほうをお開き願いたいと思います。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の9ページの下段が現行、上が改正案となっております。

地方公務員法の一部改正によりまして、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が公告、公表しなければならない事項として、これまで職員の任命及び職員に関する状況など8項目がございました。今回3項目が追加されて11項目となったため、条例の改正を行うものであります。

ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例（平成29年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中ア（2）中「養育する子」を「その養育する子」に改め、「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の下に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

第1号 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

第2号 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として村長が規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「こと」の下に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第8条第7号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第17条の表第15条の項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

議案説明資料の10ページからご覧いただきたいと思います。

提案理由をご説明申し上げます。

人事院規則の改正、また地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず、10ページの第2条の関係でございますが、地方公務員法の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、非常勤職員について養育事情を考慮して必要と認められる場合は、1歳に達するまで育児休業をすることができるとする条文を追加するものでございます。

次のページお願いいたします。

第2条の3、2条の4の関係でございます。

ここでは、第2条の4を新たに追加したことによる条ずれの対応のものでございます。

12ページ、第3条第6号、第4条、次のページの第8条第7号につきましては、再度の育児休業、育児休業期間の延長、育児短時間勤務をすることができる特別の事情に、保育所等の利用を希望しているが、当面は行われないことを追加するものでございます。

そして、13ページ、最後でございますが、第17条につきましては、給与条例の読みかえによりまして、所要の改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。3時5分まで休みます。

(午後 2時54分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時05分)

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項を次のように改める。

第5項 55歳（村長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で村長が規則で定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて村長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

附則。

（施行期日）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の14ページお開き願います。

これまでも一般質問等でも話出ております、55歳代、後半層における給与水準の上昇を抑

制するため、国・県と同様、55歳を超える職員の標準の勤務成績での昇給を提出するもの
あります。

ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第7号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条
例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第7号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例
の制定について。

天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険条例（昭和34年天栄村条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の下に「の事務」を加える。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 この村が行う国民健康保険の事務。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の下に「の事務」を加える。

第2条中「協議会（）」の下に「国民健康保険法」（昭和13年法律第60号）第11条第2項に規定する「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」をいう。」を加える。

第16条第1項を次のように改める。

国民健康保険事業費納付金の支払に要する費用に不足を生じた場合の資金を積み立てるため、天栄村国民健康保険基金（以下「基金」という。）を設置する。

第17条第1項を次のように改める。

基金として積み立てる額は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（改正前の基金）

第2項 改正前の天栄村国民健康保険条例第16条の規定の国民健康保険給付支払準備基金は、この条例による基金に編入する。

提案理由をご説明申し上げます。

資料の15ページをお願いします。

このたびの条例改正は、本条例の基準であります厚生労働省の国民健康保険法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第1条は、30年度から県が財政運営の責任主体となりますが、市町村が市町村役割の事業を引き続き担うこととなるための条文の改正でございます。

第2条は、国民健康保険運営協議会を都道府県でも設置することに伴い、都道府県と市町村の運営協議会を明確化するための改正でございます。

第16条は、基金設置の目的の改正になります。今までは療養給付費が急激に上がった場合はやり病の発生等による保険給付に要する費用に不足が生じた場合の資金として積み立てておりましたが、30年度からは県から提示される国民健康保険事業納付金の支払いに対応するための基金として、現行の基金を継続するための改正をするものでございます。

主な改正内容につきましては以上でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第8号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） 議案書の40ページをお開きください。

議案第8号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

（課税額）

第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

第1号 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要す

る費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2号 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第3号 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」の下に「第1号」を加え、同条第3項中「第1項」の下に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の下に「第3号」を加え、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第5条の2第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

附則。

(施行期日)

第1項 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2項 改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

改正内容についてご説明申し上げます。

お手元の資料17ページ、新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律等の改正により、天栄村国民健康保険税条例の課税額の定義を改正するものでございます。

天栄村国民健康保険税条例、第2条の課税額の条文に、第1号基礎課税額、第2号後期高齢者支援金等課税額、第3号介護納付金課税被保険者の課税額とそれぞれに号をつくりまして、全ての号に県の国民健康保険に関する特別会計において負担すると、事業の主体が県であることを記載したものになっております。また、第2項から第4項については、第2条に第1号から第3号が追加されたことに伴い追加し、改正による条文の重複を整理いたしました。第5条の2第1号についても、条文の重複部分を除いたものでございます。これらの改正につきましては、4月から国民健康保険事業の事業主体が村から県に移行することに対し

まして、条文が見直されたものでございます。

説明については以上でございます。

ご審議の上、ご承認を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第9号 天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第9号 天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村後期高齢者医療に関する条例（平成20年天栄村条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の下に「（法第55条の2第2項において準用する場合を

含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の下に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の下に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同号中「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

第5号 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により村に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附則中第2条を削り、第3条を第2条とする。

附則。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

資料の20ページをお願いいたします。

このたびの条例改正は、国民健康保険法等の一部改正に伴い、高齢者の医療確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることにより、本条例の所要の改正を行うものでございます。

第3条第2号から第5号に高齢者の医療の確保に関する第55条を新設することにより、現に国民健康保険の住所地特例の適用を受けている被保険者が後期高齢医療制度の被保険者となった場合は、当該住所地特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに改正するものでございます。

附則第2条は、平成20年度における被保険者であつた被保険者に係る保険料の徴収の特例を定めたものであり、今般の見直しでこの規定の適用は終了しているため、削除するものでございます。

以上でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第10号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第10号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例。

天栄村介護保険条例（平成12年天栄村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第1号中「3万円」を「3万6,000円」に改め、同項第2号及び第3号中「4万5,000円」を「5万4,000円」に改め、同項第4号中「5万4,000円」を「6万4,800円」に改め、同項第5号中「6万円」を「7万2,000円」に改め、同項第6号中「7万2,000円」を「8万6,400円」に改め、同項第7号中「7万8,000円」を「9万3,600円」に改め、同項第8号中「9万円」を「10万8,000円」に改め、同項第9号中「10万2,000円」を「12万2,400円」に改める。

第21条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則。

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の天栄村介護保険条例第3条第1項の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

資料の23ページをお願いします。

このたびの条例改正は、第1号被保険者の介護保険料については、介護保険事業計画及び政令で定める基準に従って決定することとされており、このたび介護保険事業計画策定委員会において、平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画が決定されましたので、当該計画に基づく保険料を資料のとおり改正するものでございます。

また、介護保険法第202条及び203条の改正により、村の質問検査権について対象となるものの調査範囲が拡大されたことによる第21条の規定の改正となります。現行ですと、第1号被保険者の配偶者もしくは第1号被保険者の属する世帯主、その他その世帯に属する者とありますが、40歳以上の2号被保険者の介護認定者の増に伴いまして、2号被保険者の配偶者もしくは2号被保険者の属する世帯主、その世帯に属する者まで対象となるよう調査範囲が拡大されたことによる改正となります。

改正内容につきましては以上でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、議案第11号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第11号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3） 第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第1条中「指定地域密着型サービスの基準に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2の2第1項の基準及び指定地域密着型サービスの事業に係る法」に改める。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

第6号 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

第12号 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」削り、同条第8項中「午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「三月」を「六月」に改め、同条第4項中「場合には」の下に「、正当な

理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（福島県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年福島県条例第90号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年福島県条例第88号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第67条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第66条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

第1号 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第67条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事

業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

第2号 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規定」に改める。

第59条の38中「第34条中」を「第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」に改める。

第61条第1項中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設

設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）に、「3人以下とする」を「3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第82条第7項」を「第82条第7項及び第191条第8項」に改める。

第82条第1項中「小規模多機能型居宅介護、」を「小規模多機能型居宅介護」に、「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設又は」を「指定地域密着型介護老人福祉施設、」に、「限る。）」を「限る。）又は介護医療院」に改め、同条第7項中「（以下「本体事業所」という。）」を「（以下この章において「本体事業所」という。）」に改める。

第83条第3項中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に、「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第84条、第103条第3項、第111条第2項及び第112条中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

第7項 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

第2号 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第3号 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第125条第3項中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第130条第4項中「看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「看護職員及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

第3号 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

第6項 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

第2号 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第3号 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第151条第3項ただし書中「以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年福島県条例第81号）第42条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の」を「以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年福島県条例第81号。以下「福島県指定介護老人福祉施設基準」という。）第42条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（福島県指定介護老人福祉施設基準第51条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」に改め、同条第4項中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同上第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

第4号 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

第6項 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

第2号 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第3号 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

第6号 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

第8項 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

第2号 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第3号 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

第7号 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「看護小規模多機能型居宅介護（）」を「看護小規模多機能型居宅介護（第82条第7項に規定する）」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（第82条第7項に規定する）」に、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能

型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

第5号 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

第13項 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条中第8項ただし書中「前項」を「第7項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

第8項 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

第9項 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

第10項 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に、「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

第2項 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第194条第1項中「29人」を「29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」に改め、同条第2項第1号中「あつては、」を「あつては」に改め、同号の表以外の部分中「利用定員」を「利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」に改め、同項第2号中「9人」を「9人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」に改める。

第195条第2項第2号に次のように加える。

ホ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「、介護支援専門員」を「、介護支援専門員（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。））」に改める。

第202条中「活動状況」と、」を「活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」に改める。

附則第6条第1項中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。））」を「指定介護老人福祉施設基準」に改める。

附則第10条中「第16条」を「第18条」に、「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第11条及び第12条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則中第17条を第19条とし、第13条から第16条までを2条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の2条を加える。

第13条 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をい

う。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

第1号 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

第2号 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第14条 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附則。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、本条例の基準であります厚生労働省の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

資料の27ページをお願いいたします。

27ページから30ページまでの第6条、第32条、第47条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターの同一敷地内の事業所の職員の兼務を認めるもので、また、オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の要件を3年以上から1年以上へ変更するものと、夜間早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとするものでございます。

29ページの第39条は、介護医療連携推進会議の開催を3カ月に1回から6カ月に1回へ変更するものと、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化するものでございます。

31ページから32ページまでの第59条の22、59条の23は、共生型地域密着型通所介護の基準を新たに設けたものでございます。

33ページの第59条の25は、指定療養通所介護事業所の利用定員の引き上げをしたものでございます。

39ページの第117条、41ページの138条、43ページの157条、44ページの182条は、各事業所の身体的拘束等の適正化を図る観点から、運営基準や記録や対策委員会開催、委員会結果共有指針整備、職員研修等を新たに定めたものでございます。

43ページから45ページの165条の2、168条、187条は、入所者の病状の急変等に備え、配置医師による対応、その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務づけたものでございます。

51ページから52ページの第10条、第11条、第12条は、介護療養型医療施設、介護療養病床から介護医療院へ転換となる期間が6年延長となったことによる改正でございます。

主な改正内容につきましては以上でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第12、議案第12号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第12号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」に、「3人以下とする」を「3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第44条第6項の表中「又は指定介護医療型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「、指定介護医療型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院」に改める。

第45条第3項、第46条、第59条第3項、第71条第2項及び第72条中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第77条に次の1項を加える。

第3項 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

第2号 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第3号 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第82条第3項中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改める。附則。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

資料の55ページをお願いいたします。

このたびの条例改正は、本条例の基準であります厚生労働省の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

55ページから59ページまでの第5条、44条の第6項、第45条、46条、第59条、第71条、72条、82条は、介護医療院創設に伴い、医療介護療養病床の転換先となる介護医療院の説明が追加されたものによるものでございます。

55ページに戻りまして、第9条ですが、こちらは共生型認知症対応型通所介護の普及促進を図るため、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護における利用定員数を1施設当たり3人以下から、1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下に改正するものでございます。

58ページの第77条につきましては、認知症対応型共同生活介護事業所の身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の基準を定めたものでございます。

主な改正内容につきましては以上でございます。

ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第13、議案第13号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第13号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年天栄村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「、介護保険施設」を「、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」に改める。

第7条第2項中「作成されるものである」を「作成されるものであり、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を

加える。

第3項 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第33条第9号中「作成のために」を「作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」に改め、同条第14号の次に次の1号を加える。

第14の2号 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第21号中「（以下）」を「（次号及び第22号において）」に改め、同号の次に次の1号を加える。

第21の2号 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附則。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、本条例の基準であります厚生労働省の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

資料の60ページをお願いします。

第4条第4項は、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等におけるケアマネジャー等、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するために指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確化したものでございます。

第7条の第2項につきましては、利用者との契約に当たり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づけしたものでございます。

第7条第3項は、入院時における医療機関との連携を促進するため、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関に提供するよう依頼することを義務づけたものでございます。

61ページから62ページの第33条については、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て、主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務

づけしたものと、訪問介護事業所等からの伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に、ケアマネジャー自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づけしたものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

説明の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時24分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

平成30年3月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

平成30年3月8日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第14号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第15号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第16号 天栄村集会所等の設置に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 4 議案第17号 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第18号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第19号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第20号 天栄村湯本スキー場の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第21号 天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第22号 村道の路線の廃止について
- 日程第10 議案第23号 村道の路線の認定について
- 日程第11 議案第24号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第12 議案第25号 平成29年度天栄村一般会計補正予算について
- 日程第13 議案第26号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第27号 平成29年度牧本財産区特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第28号 平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第29号 平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について
- 日程第17 議案第30号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第31号 平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第32号 平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第33号 平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第34号 平成29年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第35号 平成29年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について
- 日程第23 議案第36号 平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第24 議案第37号 平成29年度天栄村水道事業会計補正予算について

日程第25 議案第38号 平成30年度天栄村一般会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（8名）

2番	円	谷	要	君	3番	大須賀	溪	仁	君	
4番	服	部	晃	君	5番	小	山	克	彦	君
6番	揚	妻	一	男	君	7番	渡	部	勉	君
9番	後	藤	修	君	10番	廣	瀬	和	吉	君

欠席議員（2名）

1番	北	畠	正	君	8番	熊	田	喜	八	君
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村	長	添	田	勝	幸	君	副	村	長	森	茂	君										
教	育	長	増	子	清	一	君	参	事	兼	清	浄	精	司	君							
								総	務	課	長											
企	画	政	策	長	北	畠	さ	つ	き	君	税	務	課	長	黒	澤	伸	一	君			
住	民	福	祉	課	長	熊	田	典	子	君	参	事	兼	揚	妻	浩	之	君				
											産	業	課	長								
建	設	課	長	内	山	晴	路	君	会	管	理	計	者	森	廣	志	君					
湯	支	所	本	長	星	裕	治	君	天	保	育	所	長	兼	子	弘	幸	君				
学	校	教	育	課	長	櫻	井	幸	治	君	生	涯	学	習	課	長	小	山	富	美	夫	君

職務のため出席した者の職氏名

参	事	兼	伊	藤	栄	一	書	記	星	千	尋
議	会										
事	務	局									
長											
書	記	大	須	賀	久	美					

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。

よって、定足数に達しております。

なお、1番、北畠正議員が病気療養のため、8番、熊田喜八議員がけがの治療のため欠席の届け出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第14号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

[建設課長 内山晴路君登壇]

○建設課長（内山晴路君） おはようございます。

67ページをお願いいたします。

議案第14号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

天栄村道路占用料徴収条例（昭和60年天栄村条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件、単位、占用料。

第1号 法第32条第1項第1号に掲げる工作物。第1種電柱、1本につき1年、300円。

第2種電柱、470円。第3種電柱、630円。第1種電話柱、270円。第2種電話柱、440円。第

3種電話柱、600円。その他の柱類、27円。共架電線その他上空に設ける線類、長さ1メートルにつき、3円。地下に設ける電線その他の線類、2円。路上に設ける変圧器、1個につき1年、270円。地下に設ける変圧器、占用面積1平方メートルにつき1年、160円。変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所、1個につき1年、540円。郵便差出箱及び信書便差出箱、230円。広告塔、表示面積1平方メートルにつき1年、670円。その他のもの、占用面積1平方メートルにつき1年、540円。

第2号 法第32条第1項第2号に掲げる物件。外径が0.07メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年、11円。外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの、16円。外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの、24円。外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの、33円。外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの、49円。外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの、65円。外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの、110円。外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの、160円。外径が1メートル以上のもの、330円。

第3号 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設。占用面積1平方メートルにつき1年、540円。

第4号 法第32条第1項第5号に掲げる施設。上空に設ける通路、占用面積1平方メートルにつき1年、340円。地下に設ける通路、200円。その他のもの、540円。

第5号 法第32条第1項第6号に掲げる施設。祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの、占用面積1平方メートルにつき1日、7円。その他のもの、占用面積1平方メートルにつき1月、67円。

第6号 令第7条第1号に掲げる物件。看板（アーチであるものを除く。）、一時的に設けるもの、表示面積1平方メートルにつき1月、67円。その他のもの、表示面積1平方メートルにつき1年、670円。標識、1本につき1年、440円。旗ざお、祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの、1本につき1日、7円。その他のもの、1本につき1月、67円。幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）、祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの、その面積1平方メートルにつき1日、7円。その他のもの、その面積1平方メートルにつき1月、67円。アーチ、車道を横断するもの、1基につき1月、670円。その他のもの、340円。

第7号 令第7条第2号に掲げる工作物、占用面積1平方メートルにつき1年、540円。

第8号 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料、占用面積1平方メートルにつき1月、67円。

備考。

第1号 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のう

ち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものをいうものとする。

第2号 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものをいうものとする。

第3号 共架電線とは、電柱、電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

第4号 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

第5号 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附則。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由についてご説明申し上げます。

議案説明資料の63ページをご覧ください。

このたびの改正につきましては、道路法施行令の一部改正に伴いまして、福島県道路占用料徴収条例第2条の道路占用料の額などが改定されたことに伴いまして、天栄村道路占用料徴収条例につきましても、同様に所要の改正をしようとするものであります。

新旧対照表でございますが、表の下の欄が現行、表の上の欄が改正案でございます。

このたびの改正の概要でございますが、まず、占用料の単価の改正としまして、占用物件に対する占用料の額が、今回の見直しにより全体的に減額となっております。金額としましては、現行の額から物件によりまして1円から90円ほどの減額となる見直し案でございます。

次に、占用物件に一部追加としまして、このページの表の占用物件の欄の中に、郵便差出箱及び信書便差出箱を追加しまして、1個につき1年、230円の占用料を加えるものでございます。

次に、文言、表現方法の改正といたしまして、次の64ページ、「祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの」を「祭礼、縁日その他の催し」に改めるものでございます。また、次の

6号、令第7条第1号の物件の旗ざお、幕につきましても、同様に文言を改めるものでございます。

次に、占用面積の端数処理の方法を精緻化することとしまして、66ページの備考、こちらに、5号、表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さの基準を、1平方メートルから0.01平方メートルとしまして、面積等の処理を精緻化するものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第15号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第15号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例。

天栄村村営住宅等条例（平成9年天栄村条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）

2 定住促進村営住宅の2号棟の項を削る。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由のご説明を申し上げます。

議案説明資料の67ページの資料をご覧いただきたいと思います。

現在、村で管理しております定住促進住宅20棟のうち、第2号棟につきましては、建設から14年が経過しようとしております。

このたび、入居されております居住者の方から本条例及び施行規則に基づきまして、定住促進村営住宅の払い下げの申請書の提出がございました。過日、審査会を開催しまして、承認をいただいたところでございます。

このため、同条例の別表の2、定住促進村営住宅より第2号棟を削る改正を行うものでございます。

なお、今後は本条例、施行規則に基づきまして、所要の進めを進める予定でございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この村営住宅においては、今住んでいる方が希望であれば、その方に受け渡すというようなことでございますが、どのような事情といたしますか、本人が希望でしょうか。いろいろあると思いますが、どのようなことで今度、買い受けたというようなことになったのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

このたび申請のございました方につきましては、もともと天栄の方でいらっしゃるということもございます。こちらの方は娘さんもおりまして、将来的には子供さんが大きくなった場合、そういったことも考えまして、払い下げをしたいというふうな希望でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今度、本人の物になった場合、村から移行になった場合は、その建物についてはどのように、その本人がリフォームするとか、増築するとか、そういうふうなこ

ともやってもよろしいというふうなことも可能なんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

通常の改修、そういったものに関しましては、本人の希望により改修できるというふうな形ではございますが、周辺に影響があるというふうな場合には、届け出をしていただいて、こちらのほうで承認するというふうな形になっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 一番重要なことを聞きたいんですが、滞納ということ、税金の滞納等々は全て完了して、そういうことは一切ないんでしょうね、その方は。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

その方につきましては、滞納等はありません。良好な管理のもとに、また納付につきましても良好に納付していただいているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第16号 天栄村集会所等の設置に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

- 参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第16号 天栄村集会所等の設置に関する条例を廃止する条例の制定について。

天栄村集会所等の設置に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村集会所等の設置に関する条例を廃止する条例。

天栄村集会所等の設置に関する条例（昭和54年天栄村条例第26号）は廃止する。

附則。

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

これまで、国・県等の助成を受けて村が設置した集会施設につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律によります財産処分の制限が適用されなくなる建築後26年以上を経過したものについては、この天栄村集会所等の設置に関する条例から削除し、行政区に譲与してまいりました。

その後、各行政区への譲与が進み、現在この条例に規定されている集会所は丸山集会所と南沢集会所の2つのみとなっております。この2つについても、建築後26年が経過したことから行政区に譲与するため、条例を廃止するものでございます。

議会の議決後、行政区との契約を進める予定としておりますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第17号 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

- 建設課長（内山晴路君） 議案第17号 天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

天栄村簡易水道事業給水条例（昭和53年天栄村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表（第3条関係）

大字名、字名。

湯本。居平、中田、下原、湯田、高寺、西平、上長沼沢、上坂本川、下河内、関場、原ノ下。

田良尾。滝上、滝下、家ノ上、五倫林山、宮下、宮前、江持田、鱸田、元木原、湯ノ後、野仲、向原、上ノ原、滝ノ上山、更目木、井良沢、大向、鹿野、持石、中平、居平、坂ノ下、山梨平、餅箱山、坂ノ上。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由のご説明を申し上げます。

こちらの天栄村簡易水道施設につきましては、国庫補助を受けまして、給水区域を統合したところでございます。

このため福島県に対しまして、統合に伴う給水区域の変更の届け出承認を過日行っております。申請に伴いまして、県のほうより受領された旨の通知がございました。

この届け出に伴いまして、統合した簡易水道事業に係る給水区域を条例で明記するとともに、3つの簡易水道施設としていた給水区域を1つの給水区域として整理する必要があるた

め、同条例第3条に掲げる別表第2を改めるものでございます。

なお、給水区域の表記方法につきましては、水道事業と同様に整理したものでございます。

また、福島県への届け出承認申請の際に改正を求められたものでもございます。

説明は以上でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今の説明ですと、給水施設、今まで湯本居平、それから野仲、大平、3施設あったと思うんですけども、今の説明ですと、これを1つに統合したというふうなことでありますが、どこに統合したんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

給水区域としまして、大字名、字名というふうな形で、給水区域の範囲を統合したというふうなことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 給水区域の範囲ということは、大字名、大字で区切ったということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

議員おっしゃりますように、大字名で区切ったような形にしております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 課長、ご存じだと、ご存じというか、わからないといけないんですけども、実質的に今、大字名で区切ったとは言われますけれども、実質的に大字滝上から滝ノ上山までの区域というのは、湯本居平、居平給水から引いているんじゃないですか。違いますか。

今、では、その前に野仲簡易水道、これ今現在、どういうふうな使われ方していますか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

どのような使い方をされているかというふうなご質問でございますので、給水に関しましては、基本的にはその施設ごと、配管、そういったものでつないだというふうな形でござい

まして、簡易水道事業としましては一つというふうな整理をしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 聞いていることが違うんじゃないか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 要するに、これ大字湯本と大字田良尾を区切ったというのは、この改正前のやつですと、すごいわかりやすいんですよ。要するに、施設名が3つあって、その一施設はどこと、どこと、どこの地区に給水している、これはここに給水している。

すごいわかりやすいんだけど、わざわざこれ大字湯本、大字田良尾に区切って、施設名を省いて、それで大字田良尾の中の一部の地区は、大字湯本の施設から持ってきているんじゃないですか。野仲の今の簡易水道の施設からはどのぐらい入っているのか、野仲省いちやっぴいのか、どうしてこれ大字で区切る意味があるのか、そこを聞きたいのです。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

(午前10時33分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時42分)

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

[建設課長 内山晴路君登壇]

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず1つは、条例上、簡易水道事業については一つであるということと、会計上も一つであるということと、水源はそれぞれございますが、このたび上水道事業、こちらの記載方法と同じように大字名、こういった形で整理させていただいたということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この施設名を抜いたということがちょっとわからないんですよ。

というのは、課長、いろいろ経緯はご存じかと思いますが、その前に今の野仲の施設の、何というか、利用状況といたらおかしいですけども、どのぐらい簡易水道に入っているのか、または全然、今はもう使われていないのか。まず、さきの質問、それ先に答えてもらえますか。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

(午前10時45分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時45分）

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） わたしのほうからお答え申し上げますが、まずは繰り返しになりますが、先ほど課長が答弁したとおりで、今回の改正につきましては、県の指導もありまして、その施設名を大字名に変えたということがまず一つあります。

なぜ、その簡易水道、施設名でよかっただろうというふうなことでありますけれども、そんな指導があって、今回改正したということが一つあります。

それで、それぞれの大字名があって、湯本、田良尾、湯本の中には一応、字名がこれだけの部分で給水されていますよというような部分での改正であります。

議員さんお尋ねの野仲の水源も、今現在、当然本管のほうに入っていて、野仲地区の給水には寄与しているというふうなものであります。一部、湯本からの水源からも一部水が入っているというふうな状況でありまして、野仲の水源も今はまだ機能しているというような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、野仲は一部機能しているということなんですが、大体どのぐらい機能しているかということをお聞いているんですよ。

大体あれでしょう、湯本の下河内の分岐から大体何リッターいって、あと野仲、田良尾、大槻で大体どのぐらい使っているかというのを計算すれば、野仲がどのぐらい使っているのかとか出ると思うんですけども、その辺把握していないと、湯本からどのぐらい野仲のほうに使っているのかということをおわかっていないと。

というのは、確かに、今、その県の指導で施設名を書かないで大字名で、簡易水道は一つの事業だから大字名で給水施設を書きなさいということからいえば、確かにこういう書き方になるかと思うんですけども、でも野仲から、中郷地区ですか、野仲、田良尾、大槻、これは湯本区の多大なる協力があって、足りない分を給水しているというふうなことを多分ご存じだと思うんですけども、やっぱりそれ、湯本区としては、その辺をきちっとこの施設名でわかるように今まではなっていたのですよね。あ、湯本からもここに使っているんだと。

だけれども、これ、これから今後のこと考えると、大字田良尾の中の多くの部分というか、大槻までの部分というのは、あれ、これは何、大平と同じかというふうになるし、これわからないうちに、もしかしたら湯本から大平のほうにもつなぐ可能性だってあって、そのと

きだって湯本に断りがなく、そういうふうになる可能性だってあるわけですよ。

ですから、これ施設名というのはきちんと残すべきだと思うんですけども、そこまで外せというような指導があるんですか。やはり、これからいろいろ各施設の修理、修繕とか、そういうことをやるときにも、ここと、ここと、ここの字には、ここの施設からいつているんだというのをきちんと書いておかないとだめなんじゃないですか、これ。何か中郷地区は大平の簡易水道から引いているような感じに受けますよ、これだと。

そして、もう一つ、課長さ、その辺はきちっと把握して、即答ぐらいで答えられないと、野仲の給水管からどのぐらいいつているのかと。90%いつているのか、それとももう湯本から90%来て、野仲はほとんど10%も満たないとか、ちょうど半々だとか、そういうことを把握していないと今後、野仲の簡易水道ってどういうふうにしていくんですか。修理して使っていくんですか。

いろいろ聞きましたけれども、では、とりあえず野仲はどのぐらい今、占有しているのか。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午前10時50分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時04分）

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

野仲につきましては、30%の利用ということでご理解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 野仲、田良尾、大槻、いわゆる中郷地区に関しては、約3割が野仲給水所、それから居平給水所が約7割というふうなことで了解しました。

県の指導だから施設名ではなくて大字で書くようにしたということではありますが、やはりその辺は地元の事情、今までの歴史、きちんと把握した上で、県の指導をそのまま実行するというふうなことではなくて、やはり地元の事情とかをきちんと考慮して、こういう条文の改正、ぜひやってもらいたいということと、課長、しっかりとそういう歴史、経緯、ちゃんとわかってこういう条文、もちろん水道課長になったんだから、水道の課長じゃないや、担当の課長なんだから、そこら辺のことはきちっとこうやって本会議で言われなくてもいいように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第18号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第18号 天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村デイサービスセンターの指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村デイサービスセンター。

2、指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人岩瀬福社会、理事長、正木正秋。

3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由をご説明申し上げます。

天栄村デイサービスセンターの指定管理を行っております委託の期限が平成30年3月31日

で終了となることから、昨年の11月21日から12月20日の期間におきまして、指定管理者の募集を行いましたところ、本天栄村デイサービスセンターの指定管理者の応募は社会福祉法人岩瀬福祉会1社でありました。

去る2月15日に天栄村指定管理者選定委員会が開催され、社会福祉法人岩瀬福祉会が選定されましたことにより、本議会に上程をいたします。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第19号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第19号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場。
- 2、指定管理者となる団体の名称、株式会社天栄村振興公社、代表取締役社長、田代嘉宏。
- 3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由をご説明いたします。

天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定期間が本年3月31日をもって満了となるため、本年4月1日から平成33年3月31日までの3年間の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の応募は、昨年11月21日から12月20日までの1カ月間行いました。応募者は株式会社天栄村振興公社1社でございました。

去る2月15日に天栄村指定管理者選定委員会が開催され、本施設の指定管理者に株式会社天栄村振興公社が選定されたことから、本案を上程するものでございます。

なお、指定管理料につきましては、これまでより50万円減額の年額450万円となります。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 今、指定管理者の説明を受けたんですけれども、この指定管理者を指定するには、今回、これを承認されればなるんですけれども、それに付随する協定書、前にも12月にもお話ししたと思うんですけれども、答弁の中では協定書を結んでから提出しますという答弁ではありましたけれども、今度、後から出てくるスキー場とか季の里の関係もあるんですけれども、協定、今度は株式会社として今度はお任せするわけではありますけれども、今までの以前と違った協定書の内容になっているのか、そこの協定書を精査をしたことがあるのか、前の協定書を。今度、新たに協定書を直して、今度はこういう協定書でやります、そういう何ていうか、話し合いとか、執行部のほうで精査をしたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

協定書につきましては、これまで同様の協定となる見込みでございます。内容につきましては、基本的にはこれまで同様の内容となる見込みでございます。

なお、協定を締結し終えましたらば、議会のほうにご提出をしたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） いや、これまでじゃなくて、私が聞きたいのは、以前にも全協の中で

いろいろスキー場の問題も、指摘された面もあると思うんですよ。そういうのを兼ねて精査をしたのか、しないのかということを知っているんですよ。

ただ今までどおり、今までどおりじゃなくて、そういう今までのでいいんだという精査ではちょっと困るんですよ。レンタルの問題だって、それ前の全協の中で議員から、そういう指摘されたことがあると思うんですよ。だから、そういう中身を踏まえて、ちゃんと精査しているのか。

最終的には、これを結ぶと3年間の効力を発するわけですから、協定書というのは。結んでは何も言えなくなっちゃうんです。そういう打ち合わせとか、精査はしたのか、してないのなら、してないんでどうするんだか、お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今ほど議員よりご指摘をいただきました、例えばレンタル品の扱いですとか、そういった部分につきましては、今の時点ではまだ指定管理者との間でどちらが負担するというようなことは決定をしております。

議決をいただきまして、正式に指定管理者に決定をいただいた後に、協定を締結するまでに、そこはきっちりと確定をさせまして協定を締結したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 協定書を締結するのは、それは何だかんだしなきゃなんない協定書なものですから、それはわかりますけれども、ただ余りにもその改善面がない、もし何かあった場合に、またそういう過度の負担金を負うような立場が生じないとも限らないんですよ。

だから、その中で協定書は今までどおりじゃなくて、何か一つ文面をつけ加えるとか、例えば、この協定書については最終的にはいかなる金額であっても議会の承認を得なければならないとか、やっぱり一筆、一言入れるとか。なかなか私らは締結したやつを受け取っても、それを訂正も何もできないんですよ。それが3年間効力を発するんですよ。それが一番大きな権力を持つんですから、協定書というのは。それができないか、できるか、お答え願います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その協定書に議決が必要だというような文言を入れるということは、これは議決の要件にはなっておりませんので、そこはなかなか困難であろうというふうに思っております。

ですので、先ほどもお答えをしましてとおり、協定を締結するに当たっては、再度指定管理者と協議をいたしまして、協定を締結した上で議会のほうにお出しをしたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） その困難という言葉がわからないんですよ。これは村と指定管理者と契約ですから。どこの県とか国とか入るわけじゃないですから、指導受けるわけじゃないですから、どこに困難性があるのか。何か気まずいことでもあるんですか、やっぱり。その困難性を持つというのは、何か私に、この発言に対して。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その困難という表現は適切な表現ではなかったと思います。申し上げたかったのは、その協定書自体は議決の要件にはなっていないということを申し上げたかったということで、ご理解をいただきたいと思います。

また、この指定管理者の選定に当たりましては、選定委員会の審議をいただいた上で決定をしておりますので、そういったことも事情としてはご踏まえをいただきまして、ご検討いただきたいというふうに思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 今、課長から言われたように検討しているから、こういう発言をしているんですよ。検討しないで発言なんかできませんから。

ただ、議決、指定管理者の指定については、確かにここの議案の中に議会の議決を求めると、こういうふうになっていますけれども、協定書は私らは何一切関係なく、議会は関係なく、執行部と相手方の指定管理者との話し合いで決めちゃうと。何かあったときは、その執行部とその担当者が責任持つ条文をつけるんですか、じゃ、私らに関係なく。

これは幾らでも改善する余地があるんですよ。それを努力しないから、今まででどおりでやろうと、当たりさわりのないようにやろうと。そういう考えじゃなくて、もう少し今度は内容が変わってくるんですよ、今度は株式会社になってくるんですから。

だから、そこら辺をやっぱり勘案して、やっぱり精査しないと、きちっと。何かあったとき、議会、あんたら何やってんだと、私らも言われる立場、出ないとも限らないんですよ。だから、責任持てるようにしていかないと。誰が一番責任を持つんですか、何かあったときは、村長が持つようになっちゃう。だから、そういうことじゃなくて、やっぱりきちっとそういう中身も検討して、私らも納得いくような協定書であれば、何もこういう質問等はしないんですよけれども、そこら辺もきちっともう一回精査をして、もう一回見直しをしていただ

けないかというお願いです。どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

協定書につきましては、精査、見直しの上、締結をしてみたいというふうに思います。
よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 担当課長、よろしくお願ひします。

それで、精査して、そうやるということですので、その提携前の原本できたらば、議会のほうにもちょっと見せていただけるように。締結前に、判こ押しちやうと終わりですから、よろしくお願ひします。私のお願ひとして、以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第20号 天栄村湯本スキー場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第20号 天栄村湯本スキー場の指定管理者の指定につ

いて。

次の団体を天栄村湯本スキー場の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村湯本スキー場。
- 2、指定管理者となる団体の名称、株式会社天栄村振興公社、代表取締役社長、田代嘉宏。
- 3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由をご説明申し上げます。

天栄村湯本スキー場の指定管理者の指定期間が本年3月31日をもって満了となるため、本年4月1日から平成33年3月31日までの3年間の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の募集は、昨年11月21日から12月20日までの1カ月間行い、応募者は株式会社天栄村振興公社1社でございました。

去る2月15日に天栄村指定管理者選定委員会が開催され、本施設の指定管理者に株式会社天栄村振興公社が選定されたことから、本案を上程するものでございます。

なお、指定管理料につきましては、これまでより90万円減額の年額900万円となるものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第21号 天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第21号 天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村農林水産物直売食材供給施設。
- 2、指定管理者となる団体の名称、株式会社天栄村振興公社、代表取締役社長、田代嘉宏。
- 3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由をご説明申し上げます。

天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定期間が本年3月31日をもって満了となるため、本年4月1日から平成33年3月31日までの3年間の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の募集は、昨年11月21日から12月20日までの1カ月間行い、応募者は株式会社天栄村振興公社1社でございました。

去る2月15日に天栄村指定管理者選定委員会が開催され、本施設の指定管理者に株式会社天栄村振興公社が選定されたことから、本案を上程するものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第22号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第22号 村道の路線の廃止について。

次のとおり村道を廃止することについて、道路法第10条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要。

1043、南4号線、天栄村大字高林字南3番地、天栄村大字高林字南14番地。

提案理由についてご説明を申し上げます。

69ページの説明資料でご説明申し上げます。

青色で表示されております路線が、このたび廃止する路線でございます。県道郡山・矢吹線の道路改良工事に伴いまして、県道の位置が高くなり終点部からの乗り入れが困難となったために、このたび廃止するものでございます。

なお、改めて終点位置を変更した路線として、後ほどご審議いただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第23号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第23号 村道の路線の認定について。

次のとおり村道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要。

1043、南4号線、天栄村大字高林字南3番地、天栄村大字高林字南9番地1。

提案理由についてご説明を申し上げます。

説明資料の70ページでございます。

赤で表示されている路線の部分でございますが、こちらが先ほどご審議いただきました県道郡山・矢吹線の道路改良工事に伴いまして、終点部分の位置が変わったものでございます。

この赤色の路線として、このたび道路等との一体性を考慮しまして、終点部分をこちらのほうに変更というふうな形で新たに認定をいただくものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、議案第24号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第24号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定に基づき、大平辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更するものとする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

86ページが、総合整備計画書（第3次変更計画）でございます。

福島県岩瀬郡天栄村大平辺地（辺地の人口242人、面積64.7平方キロメートル）。

1、辺地の概況。

（1）辺地を構成する町又は字の名称、大平。

（2）地域の中心の位置、字高戸谷39－8。

（3）辺地度点数、284点。

2、公共的施設の整備を必要とする事情。

(1) 辺地の地勢。

当該地域は、村の西部に位置し、標高1,500メートル以上の急峻な山岳地帯が隣接し、山間地の標高600メートルから700メートルのわずかな平地に集落が形成されています。また、気候が日本海式気候のため、冬期間の累計降雪量が4メートル以上に及ぶことがあります。

(2) 施設の整備を図ることが特に必要である事情。

当該地域は、大川羽鳥県立自然公園を有しており、本村における観光の中心拠点となっています。当該地域の観光資源を有効に活用するとともに、地域住民の雇用の拡大、新規就農者や農業後継者の確保、交流人口増による社会経済活動の活性化などの経済効果が期待できるため、観光レクリエーション施設の拡充及び関連道路の整備が必要となります。

また、当該地域の道路につきましては、地域住民の生活道路にもなっていますが、道路の幅員が狭く、勾配が急なこととカーブが狭小のため、住民の安全確保に困難をきたしています。さらには、除雪等による道路舗装が劣化しています。このため、地域内の道路の線形改良や長寿命化等を実施し、道路の整備を進める必要があります。

3、公共的施設の整備計画。

平成27年度から平成31年度まで、5年間。

施設名、事業主体名、区分、事業費、財源内訳、特定財源、一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額の順に申し上げます。

村道芝草鎌房線、天栄村、15億円、8億1,900万円、6億8,100万円、6億8,100万円。

村道芝草鎌房2号線、天栄村、4億8,000万円、3億3,500万円、1億4,500万円、1億4,480万円。

道の駅「羽鳥湖高原」、天栄村、5,900万円、ゼロ、5,900万円、5,900万円。

羽鳥湖高原交流促進センター、天栄村、4,300万円、ゼロ、4,300万円、4,300万円。

林道道木沢線、天栄村、6,000万円、ゼロ、6,000万円、6,000万円。

羽鳥湖畔オートキャンプ場、天栄村、1,100万円、ゼロ、1,100万円、1,100万円。

合計、21億5,300万円、11億5,400万円、9億9,900万円、9億9,880万円。

当初計画策定、平成27年3月12日。

第1次変更計画策定、平成28年3月3日。

第2次変更計画策定、平成29年3月9日。

次のページをお願いいたします。

大平辺地総合整備計画、年度別計画（変更）でございます。

辺地名、大平。

村道芝草鎌房線、村道鎌房2号線、道の駅「羽鳥湖高原」につきましては、変更ございません。

羽鳥湖畔高原交流促進センター、事業内容、空調設備改修、トイレ改修、多目的広場整備、変更後概算事業費、4,300万円、年度別計画、平成29年1,500万円、平成30年2,800万円。

林道道木沢線につきましては、変更ございません。

羽鳥湖畔オートキャンプ場、トイレ改修、調理場給湯設備改修、自動火災報知器設備整備、変更後概算事業費、1,100万円、平成30年度1,100万円、合計、変更前概算事業費21億4,900万円、変更後概算事業費21億5,300万円。

平成30年が合計で5億6,650万円でございます。

提案理由をご説明申し上げます。

この大平辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、村において大平辺地と称しまして、地域としては羽鳥、芝草を含む大平地区が地域指定を受け、国の財政的支援を受けているところでございます。

この総合整備計画に変更が生じ、第3次変更計画を作成したため再度上程し、議会の承認を求めるものでございます。

変更の内容といたしましては、羽鳥湖高原交流促進センターについては、平成30年度にトイレ改修8台、また、多目的広場整備として2,800万円を計画しております。

羽鳥湖畔オートキャンプ場につきましては、平成30年度にトイレ改修14台、調理場給湯設備改修3カ所、自動火災報知設備整備として4カ所、合計1,100万円を計画しております。

このように、年度別計画の見直しを行ったものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中でありますが、昼食のため、午後1時30分まで休みます。

(午前 11時43分)

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第12、議案第25号 平成29年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 88ページをお願いいたします。

議案第25号 平成29年度天栄村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成29年度天栄村一般会計の補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,181万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,226万9,000円とする。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

95ページをお開き願います。

まず、第2表 繰越明許費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、震災記録作成事業、48万6,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、福島再生加速化交付金事業、1億4,000万円。こちらため池底出除去処理事業の委託に係るものでございます。

2項林業費、福島森林再生事業、3億8,442万1,000円。

8款土木費、2項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業、7,835万6,000円。こちらは橋梁補修工事中川原橋及び児渡滝田線道路改良工事に係るものでございます。

第3表 債務負担行為補正。

(廃止)

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

農業経営者育成資金利子助成事業（平成29年度貸付分）、平成30年度から平成39年度まで、45万円。

農業経営者育成資金。資金として1,000万円を限度とし、助成率は年1.0%以内とする。

天栄村教育資金利子補給事業（平成29年度貸付分）、平成30年度から平成32年度まで、80万円。教育資金。資金として2,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2.0%以内の範囲内で利子補給をするものとする。

(変更)

事項、補正前、期間、限度額、補正後、期間、限度額の順に申し上げます。

中小企業制度資金利子補給事業（平成29年度貸付分）、平成30年度から平成31年度まで、34万5,000円。日本政策金融公庫、一般資金。小規模事業者経営改善資金、県商工事業協同組合資金。一般市中銀行のうち消防法、公害防止法による設備資金。資金として4,000万円を超えない金額を超えた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。補正後、期間については変更ございません。限度額34万1,000円。

東日本大震災対策利子補給事業（平成29年度貸付分）、平成30年度から平成31年度まで、122万5,000円。災害復旧貸付、災害関係保証、震災対策特別資金、その他罹災証明書を添付した震災関係資金。資金として9,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。補正後、期間については変更ございません。限度額13万3,000円。

次のページをお願いいたします。

第4表 地方債補正。

(変更)

起債の目的、補正額、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に申し上げます。

1、道路整備事業、限度額1,000万円、証書借入又は証券発行、年4%以内（ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。限

度額960万円。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

2、農業施設整備事業、1,460万円。補正後、1,400万円。

3、消防自動車購入事業、650万円。補正後、580万円。

合計、補正前3,110万円。補正後2,940万円。

次に、歳入についてご説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明をいたします。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、補正額2,239万9,000円。こちら均等割額、所得割額、普通徴収、特別徴収とも見込みによる増でございます。

2 目法人分、補正額164万3,000円の減。均等割額、法人割額ともに見込みによる減でございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、補正額2,248万6,000円。土地家屋償却資産ともに見込みによる増でございます。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税、補正額15万7,000円の減。台数確定による減でございます。

4 項村たばこ税、1 目村たばこ税、補正額301万8,000円。こちら税率の変更がございまして、それらに伴います見込みの増でございます。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税、補正額228万4,000円の減。見込みによる減でございます。

2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税、補正額200万円の増。見込みによる増でございます。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、8万8,000円の増。見込みによる増でございます。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金、補正額50万円の減。見込みによる減でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、1 目株式等譲渡所得割交付金、補正額50万7,000円の減。こちらも見込みによる減でございます。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、補正額186万円。額の確定による増でございます。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金、補正額100万円の減。見込みによるものでございます。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、1 目自動車取得税交付金、補正額200万円、見込みによる増でございます。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、

1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金、補正額16万3,000円。こちらは確定によるものでございます。

11款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額4,539万2,000円の減。こちら震災復興特別交付税でございますが、主なものとしたしましては、保健環境組合のほうでただいま建設しております新焼却処理施設の建設、これが進捗状況の遅れから今年度の支出が少なくなったもので、それに伴うものでございます。

13款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目衛生費分担金、補正額132万4,000円。こちら額の確定によるものでございます。

2 項負担金、2 目民生費負担金、補正額28万1,000円。こちら見込みによる減でございます。

3 目教育費負担金、補正額7,000円の減。こちら確定による減でございます。

14款使用料及び手数料、1 項使用料、3 目農林水産使用料、補正額13万円。こちら利用者の増でございます。

4 目土木使用料、補正額84万円。見込み及び確定によるものでございます。この中で過年度定住促進住宅使用料につきましては、当初の予定よりも多目に収納しているところでございます。

5 目教育使用料、補正額26万3,000円。こちら見込みによる増及び減でございます。

6 目衛生使用料、補正額19万8,000円。こちらも見込みによるものでございます。

2 項手数料、1 目総務手数料、補正額16万9,000円。見込みによる増及び減でございます。

2 目民生手数料、補正額10万8,000円の減。こちら見込みによる減でございます。

3 目衛生手数料、補正額2 万円。こちらも見込みによる増及び減でございます。

15款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、補正額239万3,000円。主なものでは、保険基盤安定負担金、額の確定による増。また障害者自立支援給付費負担金、これも支給見込みの増によるものでございます。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、補正額300万円の減。事業費確定によるものでございます。

2 目民生費国庫補助金、補正額1 万6,000円の減。確定によるものでございます。

4 目農林水産業費国庫補助金、補正額870万6,000円の減。こちら福島再生加速化交付金、池の底出除去でございますが、こちら確定による減でございます。

5 目土木費国庫補助金、補正額2,712万2,000円の減。こちら社会資本整備総合交付金及び福島再生加速化交付金の確定による減でございます。

6 目教育費国庫補助金、補正額6 万9,000円の減。こちら見込みによる減でございます。

3 項委託金、1 目総務費委託金、補正額2 万4,000円。こちら見込みによる増でございます。

す。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額18万1,000円の減。こちら確定及び見込みによる増及び減となっております。

2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額300万2,000円。主なものでは、障害者福祉費補助金の中で、重度心身障害者医療費補助金が見込みによる減となっております。

3目衛生費県補助金、補正額1億5,851万7,000円の減。こちら4節除染対策事業交付金の中で見込みによる減でございます。

4目農林水産業費県補助金、補正額1億3,073万5,000円の減。こちらも主なもの、次のページになりますが、林業費補助金で福島森林再生事業補助金事業費確定による減が主なものとなっております。その他も確定及び見込みによる減でございます。

5目商工費県補助金、補正額46万3,000円の減。確定による減でございます。

7目教育費県補助金、補正額632万円の減。こちらでございますが、2節の中で福島県放課後支援事業補助金、福島県学校支援事業補助金がございますが、これがその下、次のページの4の教育費委託費、そちらへの組み替えによる減でございます。

10目土木費県補助金、補正額22万5,000円。確定による減及び増でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額294万3,000円の減。主なものでは衆議院議員総選挙の委託金、こちら確定による減でございます。

3目土木費委託金、補正額40万円の減。確定による減でございます。

4目教育費委託金、補正額712万8,000円の増。県の補助金から福島県放課後支援事業委託金、学校支援事業委託金でございますが、組み替えによる増でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正額54万7,000円。この中で土地貸付料でございますが、湯本学生寮の跡地、これを隣接の神田産業に貸し付けたものでございます。

2目利子及び配当金、補正額5万3,000円の減。見込みによる減でございます。

2項財産売払収入、5目出資法人清算金、補正額691万円の減。こちら残余財産の見込み額の確定によるものでございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額8万7,000円。内容といたしましては、がんばれ天栄応援寄附金見込みによる減。こども未来寄附金、一般寄附金の増によるものでございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、補正額300万円。確定によるものでございます。

4目国保事業勘定特別会計繰入金、補正額7万6,000円。確定によるものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額3,600万円の減。確定によるものでござ

ざいます。

6目東日本大震災復興基金繰入金、補正額690万円の減。こちらも確定によるものでございます。

21款諸収入、2項村預金利子、1目村預金利子、補正額6万5,000円の減。見込みによるものでございます。

4項雑入、2目雑入、補正額281万2,000円の増。主なものでございますが、このページ、下から2行目、天栄村デイサービスセンター光熱費等使用料ということで、今回灯油代等が大分かさんでおる部分の収入、デイサービスセンターからの収入でございます。

次のページでございます。

上から7行目、高額介護合算療養費返納金、これが今回出てきております。あと、ふるさと産品送料につきましても増額となっております。

3目過年度収入、補正額991万5,000円。内容といたしましては、後期高齢者医療の療養給付費負担金精算による還付ということで767万円ほど今回見ております。

また、多面的機能支払交付金返還金ということで178万円ほど見ております。

12款村債、1項村債、1目総務債、補正額70万円の減。確定によるものでございます。

2目土木債、補正額40万円の減。こちらも確定による減でございます。

3目、農林水産業債、補正額60万円の減。こちらも確定によるものでございます。

次に歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額50万3,000円の減。それぞれ確定による減でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,751万3,000円の減。こちらもそれぞれ確定によるものでございますが、中で13節委託料、こちらで人事給与システム改修の委託料ということで162万円ほど上げさせていただいております。

次のページでございますが、上から3行目、防犯灯更新事業補助金ということで、不足分、今後の見込みでございますので、24万5,000円ほど上げさせていただいております。

3目財政管理費、補正額163万3,000円の減。こちらも額の確定によるものでございます。

4目会計管理費、補正額10万円の減。こちらも額の確定見込みによるものでございます。

5目財産管理費、補正額1億347万円。こちらは25節積立金でございますが、こちらでこども未来基金への積立金810万円と、あと昨年引き続きまして天栄村公共施設整備基金への積立金1億円をここで見させていただいております。そのほかは確定による減でございます。

6目企画費、補正額264万7,000円の減。こちらも確定及び見込みによる減でございます。

7目支所及び出張所費、補正額12万1,000円の減。職員手当等については確定による減でございますが、需用費、ガソリン代、それから次のページ、灯油代、電気料、こちらを見込

みということで上げさせていただいております。そのほかは見込みによる減でございます。

8目交通安全対策費、補正額14万2,000円の減。こちらも確定による減でございます。

9目地方創生費、補正額895万7,000円の減。こちら、負担金補助及び交付金の中で新農業人育成確保支援事業補助金、新生活・住まいづくり応援成金確定による減でございます。

10目ふるさと納税費、補正額856万6,000円の減。まず8節報償費で今後の見込みとして82万円ほど見ております。また、積立金、25節でございますが、がんばれ天栄応援基金積立金の減ということで916万7,000円。この内訳といたしましては、前のページのほうのこども未来基金への積立金分といたしまして610万円、使途として子供の未来のためにとということで使途指定になりましたものをそちらに積み立てるものでございます。また、がんばれ応援寄附金の見込み減といたしまして、300万円ほど見ております。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額51万4,000円の減。こちらも確定見込みによる減でございますが、この中で13節電算委託料、こちら固定資産評価替えに伴う損耗残化率適用除外作業の業務委託ということで26万5,000円を見ております。

次のページ。2目賦課徴収費、補正額60万4,000円の減。こちら確定による減でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額16万2,000円の減。こちらも確定による減でございます。

4項選挙費、2目衆議院議員総選挙費、補正額289万8,000円の減。こちら確定による減でございます。

次のページになります。

5項統計調査費、2目総務統計費、補正額4万6,000円の減。こちらも確定による減でございます。

3目商工統計費、補正額3万5,000円。こちらも確定による減でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額287万4,000円の減。こちらも確定による減でございます。この中で19節負担金及び補助金でございますが、村社会福祉協議会補助金の184万9,000円。これにつきましては、今年度事務局長を村から派遣しておりますので、その分の減額となっております。

2目老人福祉費、補正額119万円の減。報償費につきましては確定による減、需用費の中でございますが、修繕費につきましてはデイサービスセンターの施設修繕ということで、循環ポンプ等の修繕、照明器具修繕等を見ております。委託料につきましては、ホームヘルパーは利用者なしということで確定の減でございます。あと14節でございますが、水中ウォーキング等のバス借り上げ料ということで今回10万ほど上げさせていただいております。また、公有財産購入費ということで、天栄ホームの駐車場用地の購入費、これ土地開発基金を使用

してありまして基金への繰り入れを行うものでございます。あと28節繰出金の中で地域支援事業繰出金という、こちらがでございます。あとそのほかにつきましては確定による減でございます。

3目老人福祉施設費、補正額15万円の減。こちらも確定による減でございます。

4目福祉医療費、補正額19万円の減。こちらも確定による減でございます。

5目障害対策費、補正額71万1,000円の減。20節扶助費の中で障害者自立支援給付費294万5,000円の増となっております。これがサービスの増によるものでございます。それに伴いまして12節の手数料、19節の障害者広域審査会負担金が増となっております。また、障害福祉施設の改修の委託を行うため60万5,000円ほど増となっております。

6目放射能対策費、補正額60万円の減。こちら確定による減でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額62万2,000円。こちら確定及び見込みによる減でございますが、扶助費でこども医療費不足分を30万円ほど見込んでおります。また、28節繰出金につきましてもこども医療費分ということで150万円見込んでおります。

2目児童措置費、補正額541万5,000円の減。こちらは確定による減でございます。

3目保育所施設費、補正額190万9,000円の減。こちらほぼ確定による減でございますが、需用費の中で灯油代12万円ほど見込んでおります。そのほかは確定による減でございます。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額40万円。これにつきましては確定による減でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額73万4,000円。こちら確定及び見込みによる減でございます。

2目予防費、補正額385万円の減。こちらも確定による減でございます。

3目環境衛生費、補正額3万8,000円の減。こちらも確定による減でございますが、繰出金の中で国保の事業勘定特別会計繰出金は170万円ほどの減。診療施設勘定につきましては運営費分としての300万円ほどの増となっております。

4目健康増進事業費、補正額148万1,000円の減。こちら確定及び見込みによる減でございます。あと委託料の中で、骨粗しょう症の委託料、これが増となっております。そのほかは減でございます。

5目保健センター施設費、補正額113万3,000円の増。こちら燃料費、灯油代が春先に比べ上昇したということで、灯油代187万円ほど見込んでおります。また、施設修繕費ということで給湯器の循環ポンプ修繕を見込んでおります。

7目放射能対策費、補正額1億5,842万7,000円の減。こちら確定及び見込みによる減でございますが、主なものでは13節委託料、除染事業進捗管理委託料196万2,000円。除染土壌等仮置場管理委託料168万4,000円の減となっております。また、工事請負費につきましては1

億5,292万9,000円の減。確定による減でございます。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額5,227万6,000円。こちらにつきましては、須賀川地方保健環境組合負担金の減。確定による減ということで、この分、30年度で増となる見込みでございます。新ごみ焼却施設の建築分でございます。

3目合併処理浄化槽設置整備事業費、補正額19万円の減。こちら確定による減でございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額331万5,000円。天栄村水道事業会計への繰り出しでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、45万9,000円の増。まず報酬の中でございますが、報酬の減額いたしまして、能率給ということで組み替えをしております。能率給分については当初予算化していなかったもので、ここで他の節のほうからも組み替えを行っているものでございます。職員手当以降につきましては確定及び見込みによる減でございます。

2目農業総務費、補正額90万1,000円の減。こちら確定による減でございます。

3目農業振興費、補正額1,071万8,000円の減。需用費、消耗器材については増となっております。そのほか役務費、委託料、使用料、負担金、補助金、この辺は確定による減でございます。23節償還金利子及び割引料でございますが、多面的事業の活動期間終了による精算返納金となります。

5目農業施設費、補正額273万2,000円の減。こちらも確定による減でございます。

6目水利施設管理費、補正額144万7,000円の増。委託料につきましては確定による減でございますが、負担金の中で防災ダム事業負担金ということで、事業費が最終的に5,000万円になったため、その負担金として160万円ほど補正するものでございます。

7目国土調査費、補正額219万5,000円の減。こちらも見込み及び確定による減でございます。

8目水田農業構造改革対策費、補正額65万円の減。こちらも確定による減でございます。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額95万1,000円の減。こちらも確定による減でございます。

10目開発センター費、補正額21万6,000円の減。確定による減でございます。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額40万9,000円の減。ここで需用費、電気料は増となっておりますが、そのほかは確定及び見込みによる減でございます。

12目放射能対策費、補正額1,470万6,000円の減。こちらも確定による減でございます。主なものといたしましては、13節委託料、ため池底出除去処理事業委託料の減でございます。

2項林業費、1目林業総務費、補正額1億1,624万5,000円の減。こちらも確定による減で

ございますが、主なものでは13節委託料の中で年度別計画作成業務委託料7,700万円ほど。同意取得業務委託料1,400万円ほど。森林整備業務委託料2,100万円ほどの減となっております。

次のページお願いいたします。

2目林業振興費、補正額84万円の減。額の確定によるものでございます。

3目放射能対策費、補正額10万円の減。こちらも額の確定によるものでございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額117万6,000円の減。こちらも額の確定による減でございます。

3目観光費、補正額228万4,000円の減。こちらも額の確定による減でございます。

4目地域開発費、補正額235万1,000円の減。こちらでは1節地域おこし協力隊報酬の減。そのほかにも額の確定による減でございます。

5目緊急雇用創出費、補正額383万9,000円の減。こちら委託料でございますが、委託料の減、そしてあと精算返納金ということで県への返納金でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額8万円の減。こちらも額の確定による減でございます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額1,216万9,000円の増でございます。3節、7節、9節については確定による減でございますが、11節で燃料費、除雪車の軽油代の増。また、委託料の中で除雪委託料が今回、この冬の豪雪によりまして2,220万円。見込みによる増ということで上げさせていただいております。そのほかは確定による減、側溝堆積物除去工事請負費につきましても確定による減ということで500万ほど今回減となっております。

2目道路新設改良費、補正額1,213万7,000円の減。こちらも確定による減でございますが、次のページで公有財産購入費ということで道路用地購入費、こちらが児渡滝田線ほかの購入の費用、また22節では同じく児渡滝田線の工作物立木補償料ということで447万4,000円ほど予算化させていただき、土地開発基金に振りかえを行うものでございます。

3項河川費、1目河川費、補正額13万円の減。確定による減でございます。

4項住宅費、1目住宅管理費、補正額686万3,000円の減。この中で需用費で施設修繕費をお見させていただいております。そのほかにつきましても、確定による減でございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額55万4,000円の減。須賀川地方広域消防組合分担金の確定による減でございます。

2目非常備消防費、補正額198万3,000円の減。こちらも額の確定による減でございます。

3目消防施設費、補正額342万6,000円の減。こちらも額の確定による減でございます。

5目防災行政無線管理費、補正額68万3,000円。こちらも額の確定による減でございます。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額8万1,000円の減。額の確定に

よる減でございます。

2目事務局費、補正額394万8,000円の減。こちら金額の確定による減でございます。

3目放射能対策費、補正額4万3,000円の減。金額の確定によるものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額134万2,000円の減。3節、7節、9節につきましては確定見込みによる減でございますが、11節需用費の中で灯油代63万5,000円、電気料24万2,000円増となっております。これは湯本小の分でございますが、湯本幼稚園が今回併設されたということで、その分で燃料費、光熱水費が余計にかかったものでございます。委託料につきましては確定による減。あと14節、15節につきましても確定による減でございます。

2目教育振興費、補正額63万4,000円の減。こちら金額の確定による減でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額163万1,000円の減。こちら金額の確定及び見込みによる減でございます。

2目教育振興費、補正額158万8,000円の減。こちら金額の確定による減でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額560万2,000円。こちら金額の確定による減でございますが、17節公有財産購入費ということで、湯本幼稚園用地購入費、湯本小学校の南側、幼稚園の園庭として使っている場所でございますが、民地がございましたので、その土地を購入したものでございます。そしてこれも基金への繰り入れとなります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額106万8,000円の減。こちら金額の確定による減となります。

2目生涯学習費、補正額77万4,000円の減。こちら金額の確定による減でございます。

3目湯本公民館費、補正額10万円の減。確定による減でございます。

4目文化財保護費、補正額8万8,000円の減。確定による減でございます。

5目伝統文化施設費、補正額42万9,000円の減。こちら需用費の中で灯油代と水道料をちょっと、若干上げさせていただいております。そのほかにつきましては確定による減でございます。

6目生涯学習センター費、補正額66万4,000円の減。こちら金額の確定による減でございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額122万2,000円の減。こちら金額の確定による減でございます。

2目湯本保健体育費、補正額8万1,000円の減。こちら金額の確定による減でございますが、需用費の中で湯本体育館の電気料ということで3万9,000円ほど上げさせていただいております。

3目学校給食センター費、補正額319万1,000円の減。こちら金額の確定及び見込みによる減でございます。この中では、13節委託料の中で給食センター基本設計業務委託料、地質調査業務委託料、この請差の分もここで減額させていただいております。

4目天栄体育施設費、補正額30万4,000円の減。水道料と備品修繕費を上げさせていただいております。そのほかは確定による減でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額25万円の減。額の確定による減でございます。

12款公債費、1項公債費、1目元金73万6,000円。額の確定によるものでございます。

2目利子、補正額159万5,000円の減。額の確定によるものでございますが、ここで利子が減っておりますのは、元金の償還開始したことに伴って利子のほうが減っているものでございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、51万3,000円。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 145ページをお願いいたします。

15節の工事請負費の中で、側溝堆積物除去工事請負費530万円の減額になっております。確定による減額だということで金額的には問題はございませんけれども、この側溝の堆積物除去はどのような条件で行っているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、側溝堆積物除去に関しましては、以前から地域で道路側溝を協働作業としまして撤去していたというふうな場所につきまして、震災以降そういった場所に堆積したと、なかなかその住民の方々が撤去できないというような場所につきまして、調査設計をしまして堆積していた場所について撤去しているというような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、ただいまの答弁でございますと、これは除染の一環で行うということではないんですね。なければ、その行政区から要望が上がって、そこに堆積物が多いから除去してほしいというような要望のもとに行っているということではないんですか、どちらなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。大変失礼しました。

まず、除染で作業しました場所は、まず除かれます。それ以外の場所で協働活動と申しますか、地域で活動していた部分に関しまして行政区のほうから、まず要望があった箇所につ

いて調査しております。その中でその作業ができないというところで堆積してしまった土砂、こういったものを撤去しているような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この資料を見ますと、1月に湯本地区は終了しております。それから2月には牧本地区が終了して現在3月いっぱいですと大里地区と広戸地区が終了するというような予定に上がっております。それで現在、広戸地区を見ますと作業進行中でありましてけれども、やはり地域の方からそのやり方が上流だけやって、真ん中やって、やんないとか、まだこれからそれ作業進めるからそこはやるんだか知りませんが、そんなことがあるというような苦情がございます。

それで、その側溝であればラインとして全てやったほうがいいように、確か申請は出ていると思うんですが、その辺はどのように設計して発注しておるのでしょうか。当然、上流を除去したらば、下流をやらなくちゃ何にもなんないわけですから、下流がやんなければ流れがスムーズにいかないんだから、幾ら申請が例えば出ていなくても、心情的に下流まできれいにやって流れるようにしてやるのが、やはりサービスではないかと思うんですが、その辺はどのようにしているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

基本的には、道路側溝というふうな解釈でございまして、用水路とはまた違ってきた形になります。その中で、水路ですので一つのラインといいますか、上流から下流まで全てというふうな考え方かと思いますが、その中でどうしても堆積してしまった場所、こちらが対象となってきております。できる限り、地域の実情において対応はしていきたいとは思いますが、制度上どうしてもその堆積した部分が対象となってきておりますので、この事業に関しましては、そういった部分のみが対象になってきております。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今、広戸地区は作業進行中でございますけれども、この堆積物除去に際しては、その村道のサイドにあるU字溝の除去あるいはその水田等々にある排水路もやっておると思います。それはどういうふうに、全て申請してあれば農道のサイドにある排水路であっても、村道のサイドにある道路でも区分けなく全てやるということでございますか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

道路側溝というふうな縛りがございますので、あくまでも道路が基準になってきておりま

す。こちらにつきましては、道路台帳等とそういった関係資料等をみながら道路用の側溝として管理しているものについては、できる限り対応してきたつもりではございます。ですので、用水路として使用していた部分に関しましては、なかなか対応できないというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 私は、用水路は言っていません。排水路もその対象水路に当たるんですかって、あと村道のサイドとどっちということの区分けもなく申請上がって、その撤去してほしいというような要望が出ていれば、その区分けはなく全て上がってきたところは作業しますということなんですか。用水路は言っていません、私は。排水路を言ったんです。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 失礼いたしました。お答えいたします。

排水路につきましては、基本的には該当しないものかというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午後 2時29分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時35分）

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お時間をいただきまして、ありがとうございました。

一部訂正させていただきたいと思っております。先ほど要望書というふうな話でございましたが、各行政区のほうから維持管理をしていたと、協働活動で維持管理をしていたというふうな届け出があった箇所の水路ということで、震災以降、側溝堆積物が1センチ以上堆積したというふうな状況があった場合には対象としているというようなことでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、先ほどから私が聞いているように、村道のサイドにある水路とか水田の脇にある農道のサイドにある排水路の区分けはなく、そういうふうに堆積物がある場所については除去してあげますよということで理解してよろしいのでしょうか。そういたしますと、そういうふうに理解していいということになれば、先ほど申しましたとおり、もしも下流のほうまで堆積物が余らないと思うからやらないということでなく、

やはりスムーズに水が流れるような方向で指導して行ってほしいと思いますし、なお、課としてもその作業発注した場所においては、検査はしていると思いますが、なお、確実な検査を行って行くようお願いをしたいと思います。

それから、その業者さんが堆積物を掃除してダンプカーに積み込んでいるわけですが、その堆積物はどのように処理するか指導はしていないんですか。もうその受け取った会社さんに任せるわけなんですか、どうも見ますと、あまりいいような状態で置かないように見受けられます。といいますのは、野積みにしておいたり屋敷の近くに置いたりしているような状況も見受けられますので、その点の指導はどのようにしているか、そしてその指導方法もきちっとやるようお願いをしたいと思いますし、もう一度答弁をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

堆積物としまして撤去した土砂の運搬等々に関しましては、まず、放射線量の確認ということで、下限値内というふうなことであれば、そのまま通常の土砂等として撤去する、処分するというふうな形になっております。もし万が一超えている場合に関しましては、除染土壌等と同じような取り扱いになってきますが、その土砂等に関しましては業者さんのほうにはできるだけ道路等の汚れ、そういったことがないように、できるだけ指導はしているつもりでございます。なお、屋敷等に保管しているということでございますが、そういったこともないように指導していきたいというふう考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 工事した後の確認の面もやはりきちっとやっていただくようお願いしておきたいと思います。まだまだ広戸、大里地区については作業継続中だと思いますので、これからきちっとやはり業者さんにも指導していく時間があると思いますので、その点はよろしく願いしておきたいと思います。以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第13、議案第26号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第26号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,133万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,230万2,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ347万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4,600万7,000円とする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

168ページをお願いします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額987万3,000円の減。1節から3節につきましては現年課税分で、4節から6節につきましては滞納繰り越し分の減収見込みでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、補正額2,598万7,000円の減。

2目高額医療費共同事業負担金、補正額101万5,000円の減。

3目特定健診診査等負担金、補正額16万8,000円の減。いずれも交付見込み額の確定による減でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正額379万3,000円の増。2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、補正額251万円の減。交付見込み額の確定による増減でございます。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、補正額1,095万5,000円の減。交付見込み額の確定による減でございます。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、補正額7,808万円の増。交付見込み額の確定による増でございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、補正額101万5,000円の減。2目特定健康診査等負担金、補正額16万8,000円の減。どちらも交付見込み額の確定による減でございます。

2項県補助金、1目都道府県財政調整交付金、補正額325万1,000円の増。2目こども医療費助成事業補助金、補正額26万9,000円の増。こちらもいずれも交付見込み額の確定による増でございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、補正額127万1,000円の増。2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額1,339万5,000円の減。こちらも交付見込み額の確定による増減でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額24万1,000円の減。1節の一般会計繰入金につきましては、法定繰り入れ分の確定による減でございます。2節の保険基盤安定繰入金につきましては、確定に伴う増でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額259万7,000円の減。来年度から広域化される国保制度に伴い、県との情報連携システム導入に当たり、当初予定しておりました給付管理システムを導入しなくなったことにより減額となっております。

2項徴税费、1目賦課徴収費、補正額4万3,000円の減。事務費の不用額でございます。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、補正額4万8,000円の減。こちらも事務費の不用額でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額3,350万円の増。2目退職被保険者等療養給付費、補正額650万円の減。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額1,500万円の増。2目退職被保険者等高額療養費、補正額200万円の減。いずれも給付見込み額の増減でございます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、補正額294万円の減。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、補正額20万円の減。こちらも給付費見込みによる減でございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金、補正額239

万2,000円の減。2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額503万8,000円の減。いずれも確定による減でございます。

8款保険事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額112万5,000円の減。事業確定による減でございます。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、補正額76万1,000円の減。こちらは備品購入請差による減でございます。2目疾病予防費、補正額100万2,000円の減。事業確定による減でございます。

10款諸支出金、3項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額7万6,000円の増。収入率向上対策事業補助金額が確定したことによる増でございます。2目診療施設勘定繰出金、補正額83万1,000円の増。こちらは運営費交付金確定による増でございます。

11款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額342万4,000円の減。見込み額減によるものでございます。

続きまして、診療施設勘定、歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、2目社会保険診療報酬収入、3目後期高齢者診療報酬収入、4目一部負担金収入、何れも診療報酬の見込み額の減に伴う減額補正でございます。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、補正額2万円の増。自費診療代の増でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、補正額6万円の減。診断書料等の減でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額283万5,000円の増。一般会計からの運営費繰り入れの増でございます。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、補正額83万1,000円の増。こちらは運営費交付金の増によるものでございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額9万円の増。容器代の増でございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額47万6,000円の減。事業確定による減でございます。

2項研究研修費、1目研究研修費、補正額26万円の減。確定による減でございます。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、補正額69万1,000円の減。確定による減でございます。2目医療用消耗器材費、補正額5万円の減。3目医療品衛生材料費、補正額183万円の減。4目委託料、補正額17万円の減。こちらは薬剤費等の購入予算の減でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決方よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 129ページで、特別会計のほう、診療施設勘定のほうに302万5,000円の繰り出しをしております。それで、178ページを見ていただきたいと思います。302万5,000円繰り出し、一般会計からしているんですが、こっちの診療報酬のほうの繰り入れが283万5,000円となって、金額が違うように思われますが、これはどういうことか説明していただきたい。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

129ページの国保の診療施設勘定特別会計繰出金302万5,000円とありますが、ここからその上段のほうにあります28節の繰出金19万円、こちらを減額して差し引いた金額がこちらの178ページの診療勘定のほうの一般会計繰入金になりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） わかりました。そこで、ちょっとお尋ねしたいことがございます。

診療所に設備の検査器具というんですか、例えば胃カメラだとかレントゲンだとか、そういった機械がありますよね、それは今も全部あるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

検査器具につきましては、前の先生が使っていたもの全てでございます。特定健診のほうで使う器具につきましては、随時備えてある状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっと、相当いっぱいあるかと思うんですよ。ただちょっと私もどのくらいの機械があるんだかわからないんですが、これちょっと私が確認したわけじゃないからよくわからないんですけれども、吉田先生がやめるときだったかな、胃カメラを古いから購入すると言って予算を取って購入した記憶があるんですが、その中で、その後來た先生は全然そういった胃カメラとかそのほかの機械あるんでしょうけれども、検査器具あると思うんですが、全然使わないというような中で、もったいないなと思っていたんですが、これ私が確認したわけじゃないからわからないんですが、そういった検査器具、みんなもう処分したような話を耳にしたもんで今確認したんですが、そうするとその器具が、検査器具というか機械といいますか、それは有効活用されているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

有効活用しているかというご質問ですが、先生が必要がある場合には検査のほうは行っている状況ですが、内視鏡につきましてはやっていない状況だと思います。やれないというか、申し訳ないですが、多分1件も内視鏡につきましてはやっていない状況、あとにつきましては必要なときに随時行っている状況だと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうしますと、先生によるとは思うんですが、恐らくレントゲンあたりはやっているのかなと思うんですが、まず私もまだ見ていないからわからないんですが、恐らく先生ができないということは、あれから買って新しいのを恐らく全然使っていないんじゃないのかなというふうに思っております。ですから、やっぱりこれは村長のほうにお願いしたいんですが、せっかくいろんな器具なり設備しても宝の持ち腐れでは何にもならないんで、その辺を使えないというのも技術の差もあると思うんですが、医者だから全部というのも難しいとは思いますが、やっぱり金かけて相当高い機械をそろえていると思うんです。それが有効活用されないということは、ちょっと問題じゃないのかなと思うんですが、村長のほうではそういった有効活用されていないということについてどう考えているんだかお聞かせください。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

ご指摘の点について、私もそこは承知しておりますが、震災後なかなかこの福島県、医師不足だというような中で、なかなかいろんなそういう器具が使えるドクターがなかなか見つからないという状況がここに来てあったもんですから、今もできるような医師がある程度確保できるのであればというような思いで県のほうにもお話しはしていたりもしているんですが、なかなか住み込みでいてくれるというドクターを今確保するのが大変厳しい状況なものですから、それで今、医師養成というようなことで奨学金も設けて、今後そういう機器が使えるドクターを迎えたいというような努力はしていますので、全くその何もやらない状況ではないもんですから、何とかご理解をいただきながら、あそこの診療所に隣に住んでいただければという部分でご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 本当にこれは難しい問題だなと思って、なかなか村長も難しい問題だなと思っております。とにかく機械は全部そろっておるということで、売却したというのは人の話で、うそだったということでわかりましたが、やはりある機械は宝の持ち腐れでは何

にもならないわけですから、やっぱり先生に練習しろとは言いやうないわけですから、練習できるものでもないし、ひとつ今後は医師の派遣をしていただく場合には、十分その辺も含めて医者を受け入れを検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議します。

3時10分まで休みます。

(午後 3時 2分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時10分)

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第14、議案第27号 平成29年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第27号 平成29年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成29年度牧本財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262万円とする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

183ページのほうお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正額12万4,000円。こちらにつきましては、東京電力への送電線鉄塔敷地への土地貸付収入でございます。これが5年に1度納入という形になりまして、今回補正へ上げさせていただいております。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額55万7,000円の減。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額244万7,000円の増。こちらも東京電力への送電線下の接近樹木伐採補償料ということで5万2,000円、また東京電力への線下の補償料ということで239万5,000円。これも5年分が1度に入るものでございます。これが今回入るということで補正をさせていただいております。この関係で繰入金を今回減額させていただいております。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額201万4,000円。こちら基金への牧本財産区基金への積み立てを行うものでございます。

以上でございます。ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第15、議案第28号 平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第28号 平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額3,849万7,000円のうちで、歳出を補正する。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

187ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額321万3,000円の減。9節、11節につきましては額の確定による減でございます。13節の地質調査委託料及び15節工事請負費の進入路線地工事請負費につきましては、新規進出企業分として計上していたものでございますが、不用となるものでございます。また、28節繰出金につきましては、一般会計繰出金の300万の増でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額321万3,000円の増。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第16、議案第29号 平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第29号 平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額1,313万8,000円のうちで、歳出を補正する。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

190ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ。こちらにつきまして、11節、15節ともに確定による減でございます。その分を25節積立金としたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第17、議案第30号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第30号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,158万6,000円とする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

193ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額48万6,000円の減でございます。こちらは一般会計からの繰り入れの額の補填でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額48万6,000円の減でございます。こちらにつきましては、人件費の減、11需用費の中で電気料の増でございます。12節、13節、15節、こちらが確定による減、23節政府資金利子償還金、こちらのほうが増となっております。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第18、議案第31号 平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第31号 平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249万2,000円とする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

197ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額15万円の減でございます。こちらにつきましては、現年度水道使用料が実績から見込み額が減少するというようなことで減というふうな形で計上させていただいております。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額15万円の減でございます。

こちらにつきましては、15、18節の確定による減でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第19、議案第32号 平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第32号 平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ362万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,002万4,000円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

201ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。

(変更)

起債の目的、簡易水道施設整備事業。補正前、限度額2,000万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年4.0%以内。(ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。補正後、限度額1,880万円。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額70万3,000円の減でございます。こちらにつきましては、現年度水道使用量の見込み減でございます。過年度水道使用量の増の見込みということで計上しております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、補正額80万円の減でございます。こちらは国庫補助事業の確定による減額でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額91万8,000円の減でございます。こちらは一般会計からの繰り入れ分の減額ということでお願いいたします。

7款村債、1項村債、1目事業債、補正額120万円の減でございます。こちら事業の確定による減でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額103万2,000円の減でございます。こちらは確定による不用減となっております。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、補正額315万2,000円の減でございます。こちらは工事費の額の確定によるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額56万3,000円の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第20、議案第33号 平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第33号 平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207万5,000円とする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

207ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額1万4,000円の減でございます。こちらは使用料見込みの減でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額6万円の増でございます。こちらは処理施設の管理委託料と検査委託料、こちらが水質悪化に伴う使用増加のために不足が見込まれるということで計上しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額7万4,000円の減でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第21、議案第34号 平成29年度天栄村介護保険特別会計補正予算
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第34号 平成29年度天栄村介護保険別会計補正予算につ
いてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ638万5,000円を減額し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ6億8,250万9,000円とする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

211ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、歳入につきましては、額確定による法定割合分の増と減でございます。

歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額37万6,000円の
減。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正額 9 万 4,000 円の減。2 目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）、補正額 75 万 7,000 円の増。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額 56 万 9,000 円の減。2 目地域支援事業交付金、補正額 94 万 6,000 円の増。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 28 万 2,000 円の減。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額 37 万 8,000 円の増。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、補正額 28 万 2,000 円の減。2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額 37 万 8,000 円の増。4 目低所得者保険料軽減繰入金、補正額 3 万 9,000 円の減。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、補正額 720 万 2,000 円の減。

続きまして、歳出でございますが、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、補正額 2,368 万 5,000 円の減。こちらは在宅から施設へ入所された方のサービス費の減でございます。3 目地域密着型介護サービス給付費、補正額 300 万円の増。5 目施設介護サービス給付費、補正額 1,200 万円の増。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費、補正額 102 万 6,000 円の減。こちらは要支援の方の通所サービス費、それから訪問サービス費が総合事業へ移行したことによる減でございます。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、補正額 30 万円の増。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額 300 万円の増。こちらは先ほど要支援の方の通所介護サービス費、訪問介護サービス費がこちらへ移行したことによる増でございます。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、補正額 2 万円の増。

5 項高額総合事業サービス費、1 目高額総合事業サービス費、補正額 6,000 円の増。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第22、議案第35号 平成29年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第35号 平成29年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村風力発電事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ645万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億333万7,000円とする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

218ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額645万1,000円の減。売電収入の減でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,205万4,000円の減。補正の大きなものは、11節施設修繕費の減でございますが、防雷塔の補修を予定していたものが実施しなかったものでございます。13節の補修委託料、15節の管理工事請負費でございますが、風車ブレードの補償再調査、それから補修を予定しておりましたが、天候不良により翌年度へ延期としたものでございます。基金積立金につきましては、100万円の増となっております。

次のページをお願いいたします。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額560万3,000円。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、売電収入が減ったというのは、何が原因ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

売電収入の減の要因でございますが、秋口の台風の接近による事故防止のために運転を停止していたということ、それから冬期間ですが、気温の低い状態が続きまして、風車ごとに風速をはかる風速計がついているんですが、それがもう凍結をしてしまいまして、その数値が出てこないということで、もう運転がとまっております。そういう状態が結構長く続いたということ、それから南岸低気圧、いわゆる大雪、そういったものも要因となりまして、都合大体34万キロワットぐらいの減となる見込みだということで、今回補正の減とさせていただいているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、風力発電の施設維持管理工事請負費というのが来年に繰り越すと申したんですよね、今ね。それも原因もあるんですか、これ。これ大雪だか台風だけの問題じゃなくて、どこかが工事しないために売電が減ったということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

ブレードの補修につきましては、点検とともに平成29年度に計画しておりました。定期的にと申しますか、計画どおり実施する予定だったんですが、それが天候不良によりまして、ちょっと機械の手配、クレーンを使ってやる仕事なものですから、その機械の手配がつかないということで、今年度については取りやめになった。ただ、この取りやめになったことによって、その発電が減少したとかそういうことではなくて、定期的なメンテナンスのものでございますが、今年度はちょっと調整がつかなくて実施をしなくなったということでございます。売電に直接影響しているものではございません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これは、今年は台風だの大雪だのってあったんですけども、それ今後もそうなる可能性あるでしょ。これは風力発電、これからずっとまだこの売電がなくて、結局その維持費ばかりかかって、収入がなければやっていけなくなっちゃうんじゃないですかね、これ負担ばかり大きくなるんじゃないですか、これ。それは、今後はどういう対策と

る考えなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この売電につきましては、いわゆる固定価格での売電をしているわけなんです、それが2021年の7月までしかその売電ができない状態なんです、それから先については東北電力と相対で価格を決めて売電をしていくしかないというような状況なんです、その相対の売電というのは事実上不可能だというふうに言われておりますので、その先はこの風力発電事業を継続するためには、新たな設備を設けて、今の設備を撤去して新たな施設を設けて売電を始めるしかないというふうな状況でございます。

先般の全員協議会でも簡単にご説明は申し上げましたが、その撤去ですとか新設に要する費用が20億円の上にかかるというようなことで、それに対する国の補助もなくて、財源とすれば村の一般財源しかないわけでございますが、そうしますと現実的にそれは不可能だろうということで、今の施設を取り壊す、民間のその事業者は無償で譲渡して取り壊していただくというようなことで、そういった方向でちょっと検討しているということでございます。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第23、議案第36号 平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第36号 平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,852万2,000円とする。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

223ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額2万4,000円の減。2目普通徴収保険料、補正額175万円の増。1目、2目ともに額確定によるものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金、補正額19万円の減。こちらも額確定によるものでございます。

5款諸収入、3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額7万3,000円の増。2目還付加算金、補正額1万5,000円の増。こちらは軽減判定誤りによる還付金が広域連合から入ってくるものでございます。

5項雑入、1目雑入、補正額15万円の減。

歳出、2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額153万6,000円の増。額確定によるものでございます。

3款保険事業費、1項保険事業費、1目保険事業費、補正額15万円の減。こちらは人間ドック委託料の確定によるものでございます。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額7万3,000円の増。2目還付加算金、補正額1万5,000円の増。1目、2目ともに広域連合システムの軽減判定誤りによるものでございます。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第24、議案第37号 平成29年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第37号 平成29年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 平成29年度天栄村水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額428万2,000円の減。

第2項営業外収益、補正予算額332万円の増。

支出。第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額340万2,000円の減でございます。

第2項営業外費用、補正予算額294万円の増です。

第4項予備費、50万円の減でございます。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,309万1,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億706万1,000円」に、「過年度損益勘定留保資金1億1,726万6,000円」を「過年度損益勘定留保資金1億123万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款資本的支出、第1項建設改良費1,603万円の減でございます。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

230ページをお願いいたします。

平成29年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

(収益的収入及び支出)

収入。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正予算額160万円の減でございます。こちらは水道使用量の現在までの実績に基づき再算定したものでございまして、見込み減によるものでございます。2目受託工事収益、補正予算額268万2,000円の減でございます。こちら消火栓受託工事費の減でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、補正予算額5万円の減でございます。2目他会計補助金、補正予算額331万5,000円の増。こちらは一般会計からの補助金でございます。

3目雑収益、補正予算額1万4,000円。こちらは東電賠償金でございます。5目長期前受金戻入、補正予算額4万1,000円。

支出。1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額100万円の減でございます。こちらは確定によります減となっております。2目配水及び給水費、105万5,000円の減でございます。こちらも修繕費の減によります減でございます。3目受託工事費、補正予算額268万2,000円の減でございます。消火栓の受託工事費の減によるものでございます。4目総係費、補正予算額24万円の減でございます。事務費等、人件費等の確定によるものでございます。5目減価償却費、補正予算額157万5,000円の増でございます。こちらは構築物償却費、機械及び装置等の償却費の増加によるものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、14万円の増でございます。こちら企業債利息の増加によるものでございます。3目消費税、補正予算額280万円、消費税の増によるものでございます。

4項予備費、1目予備費、50万円の減でございます。

(資本的収入及び支出)

支出。1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正予算額1,534万9,000円の減でございます。こちら建設改良費の減に伴う減となっております。2目固定資産購入

費、68万1,000円の減でございます。こちら機械及び装置の購入がなかったことによる減でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

議案日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

（午後 4時01分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 4 号)

平成30年3月天栄村議会定例会

議事日程 (第4号)

平成30年3月9日 (金曜日) 午前10時開議

日程第 1 議案第38号 平成30年度天栄村一般会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (8名)

2番	円 谷	要 君	3番	大 須 賀	溪 仁 君
4番	服 部	晃 君	5番	小 山	克 彦 君
6番	揚 妻 一	男 君	7番	渡 部	勉 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員 (2名)

1番	北 畠	正 君	8番	熊 田	喜 八 君
----	-----	-----	----	-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	森	茂 君
教 育 長	増 子	清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 浄	精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠	さ つ き 君	税 務 課 長	黒 澤	伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	熊 田	典 子 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻	浩 之 君
建 設 課 長	内 山	晴 路 君	会 管 理 計 者	森	廣 志 君
湯 支 所 本 長	星	裕 治 君	天 栄 兼 保 育 所 長	兼 子	弘 幸 君
学 校 教 育 課 長	櫻 井	幸 治 君	生 涯 学 習 課 長	小 山	富 美 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼
議事局長
伊藤 栄 一
書記 牧 野 真 吾

書記 大須賀 久 美

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。

よって、定足数に達しております。

なお、1番、北畠正議員が病気療養のため、8番、熊田喜八議員がけがの治療のため欠席の届け出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。

◎議案第38号の上程、説明、質疑

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第38号 平成30年度天栄村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） おはようございます。

議案第38号 平成30年度天栄村一般会計予算についてご説明を申し上げます。

平成30年度天栄村の一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ45億7,300万円と定める。

第2項 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページのほうをお開き願います。

第2表、債務負担行為。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

中小企業制度資金利子補給事業(平成30年度貸付分)。平成31年度から平成32年度まで。28万5,000円。日本政策金融公庫一般資金、小規模事業者経営改善資金、県商工事業協同組合資金、一般市中銀行のうち消防法・公害防止法による設備資金。※資金として4,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

東日本大震災対策利子補給事業(平成30年度貸付分)。平成31年度から平成32年度まで。63万5,000円。災害復旧貸付、災害関係保証、震災対策特別資金、その他罹災証明書を添付した震災関係資金。※資金として9,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

農業経営者育成資金利子助成事業(平成30年度貸付分)。平成31年度から平成40年度まで。45万円。農業経営者育成資金。※資金として1,000万円を限度とし、助成率は、年1.0%以内とする。

天栄村教育資金利子補給事業(平成30年度貸付分)。平成31年度から平成33年度まで。80万円。教育資金。※資金として200万円を超えない金額を借りた場合、年利2.0%以内の範囲内で利子補給をするものとする。

湯本スキー場管理業務委託。平成31年度から平成32年度まで。1,800万円。

羽鳥湖畔オートキャンプ場管理業務委託。平成31年度から平成32年度まで。900万円。

第3表、地方債。

起債の目的、1、臨時財政対策、限度額1億円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、

政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

2、農業施設整備事業3,570万円。3、消防自動車購入事業660万円、4、緊急防災減災事業200万円、計1億4,430万円。

次、歳入歳出予算事項別明細書、4ページのほうをお開き願います。

歳入からご説明いたします。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、本年度2億18万3,000円、比較増減1,403万6,000円。増の理由でございますが、所得割額（普通徴収）につきましても、390万円ほどの減の見込みでございますが、特別徴収におきまして、1,679万円ほど増の見込みとなっております。

2 目法人分、本年度3,530万6,000円、比較14万4,000円の減の見込みでございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、本年度4億1,830万2,000円、比較1,161万6,000円の増。土地におきまして340万円ほど、家屋におきまして55万円ほど、償却資産におきまして642万円ほどの増の見込みとなっております。また、滞納繰り越し分につきましても、増を見込んでおります。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度1,708万2,000円、77万4,000円の増を見込んでおります。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税、本年度1,922万4,000円、比較62万1,000円の減を見込んでおります。

4 項村たばこ税、1 目村たばこ税、本年度4,129万1,000円、比較470万3,000円の増を見込んでおります。

5 項入湯税、1 目入湯税、本年度663万9,000円、比較25万5,000円の増を見込んでおります。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税、本年度2,358万7,000円、比較273万8,000円の減を見込んでおります。

2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税、本年度5,940万2,000円、比較266万8,000円の増を見込んでおります。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、本年度68万8,000円、比較16万9,000円の増を見込んでおります。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金、本年度111万1,000円、比較68万5,000円の減を見込んでおります。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、1 目株式等譲渡所得割交付金、本年度67万8,000円、比較58万3,000円の減を見込んでおります。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、本年度9,339万5,000円、比較48万2,000円の減でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、本年度1,060万3,000円、比較110万3,000円の減でございます。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、本年度1,457万2,000円、比較191万円の増でございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、本年度926万1,000円、2万7,000円の減でございます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、本年度159万9,000円、4,000円の増を見込んでおります。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、本年度17億5,114万1,000円、比較1億1,325万5,000円の減。内容といたしましては、普通交付税では1億1,500万円ほどの減を見込みでありますが、震災復興特別交付税のほうで255万円ほどの増を見込んでおります。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、本年度83万7,000円、比較8万7,000円の減。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、本年度2万円、比較83万円の減。

2目農業費分担金、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

3目総務費分担金、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

4目教育費分担金、本年度6万1,000円、比較6万円の増。こちらは、鏡石と共同で設置しております結核対策分担金の事務局が天栄村に新年度、設置するためでございます。

2項負担金、1目総務費負担金、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

2目民生費負担金、本年度1,310万円、比較132万3,000円の増。増の主な理由といたしましては、4節老人福祉施設入所者負担金で、この負担金が119万円ほど増となっております。

次のページ、お願いいたします。

3目教育費負担金、本年度68万1,000円、比較46万4,000円の増。

4目農業費負担金、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

5目衛生費負担金、本年度6万7,000円、比較3万7,000円の減。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度222万4,000円、比較増減ゼロでございます。

2目民生使用料、本年度4万4,000円、比較増減ゼロ。

3目農林水産使用料、本年度133万1,000円、比較8万1,000円の増でございます。

4目土木使用料、本年度1,187万8,000円、比較1万円の増でございます。

5目教育使用料、本年度176万2,000円、比較25万9,000円の増でございます。

6目衛生使用料、本年度26万4,000円、比較増減ゼロでございます。

2項手数料、1目総務手数料、本年度322万7,000円、比較増減1,000円の増でございます。

2目民生手数料、本年度3万6,000円、比較8万8,000円の減。

3目衛生手数料、本年度60万9,000円、比較13万3,000円の増でございます。

4目農林水産手数料、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

5目商工手数料、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

6目土木手数料、本年度5万9,000円、比較で4,000円の増でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、本年度1億1,763万1,000円、比較577万6,000円の増。この増の主なものとしたしましては、1節の保険基盤安定負担金で100万円ほどの増、また2節の障害者自立支援給付費負担金で590万円ほどの増となっております。

2目衛生費国庫負担金、本年度11万6,000円、1万9,000円の増。

3目土木費国庫負担金、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度3,033万円4,000円、比較358万円の減でございます。

2目民生費国庫補助金、本年度1,853万9,000円、比較449万円の増でございます。この増につきましては、2節子ども・子育て支援交付金で360万円ほどの増、また4節、5節、6節が今年度から新たに増えたものでございます。

3目衛生費国庫補助金、本年度26万6,000円、比較7万5,000円の増でございます。

4目農林水産業費国庫補助金、本年度8,100万円、比較4,050万円の減。内容といたしましては、福島再生加速化交付金、ため池底質除去の事業料減によるものでございます。

5目土木費国庫補助金、本年度9,948万1,000円、比較5,251万6,000円の減。こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金で2,200万円ほどの減。また、昨年実施しました道路側溝堆積物除去、福島再生加速化交付金でございますが、こちらで3,000万円の減というふうになっております。

6目教育費国庫補助金、本年度41万2,000円、比較7万6,000円の減でございます。

7目消防費国庫補助金、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

8目労働費国庫補助金、本年度1,086万4,000円、比較1,086万4,000円の増。これにつきましては、昨年度、県の労働費補助金、県の補助金として予算化しておりましたが、今年度から国庫補助金に移りまして、こちらで計上しております。原子力災害対応雇用支援事業補助金でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度18万9,000円、比較2万円の増。

2目民生費委託金、本年度151万4,000円、比較21万9,000円の減でございます。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、本年度7,149万9,000円、比較140万4,000円の増でございます。

2目衛生費県負担金、本年度5万8,000円、比較1万円の増でございます。

3目土木費県負担金、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

4目消防費県負担金、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金、本年度10万円、比較8万2,000円の減でございます。

2目民生費県補助金、本年度4,851万4,000円、比較749万5,000円の増。この増でございますが、4節児童福祉費補助金の中で子ども・子育て支援交付金が360万円ほどの増、6節子ども医療費補助金で440万円ほどの増となっております。

3目衛生費県補助金、本年度3億9,593万4,000円、比較233万8,000円の減。この減でございますが、4節除染対策事業交付金で215万ほど減となっているものでございます。

4目農林水産業費県補助金、本年度3億2,325万8,000円、比較2億8,436万9,000円の減。この減でございますが、2節農業費補助金の中で農業系汚染廃棄物処理事業補助金、こちらは増になっており、ほだ木を処分したところの原形復旧ですが、こちらは増となっております。ゼロから1,100万。あと、次のページでございますが、林業費補助金の中でふくしま森林再生事業補助金、こちらが2億9,000万ほど減となっております。これによるものでございます。

5目商工費県補助金、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

6目消防費県補助金、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

7目教育費県補助金、本年度705万1,000円、比較91万4,000円の増。

8目災害復旧費県補助金、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

9目労働費県補助金、本年度1,000円、比較1,171万5,000円の減。これ先ほど説明させていただきました県の補助金が国の補助金に移ったものでございます。

10目土木費県補助金、本年度674万5,000円、比較117万3,000円の増でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度2,202万5,000円、比較1,016万7,000円の増。こちらは1節委託金で、本年度、福島県知事選挙があるものでございます。

2目農林水産業費委託金、本年度370万9,000円、比較16万3,000円の減でございます。

3目土木費委託金、本年度470万7,000円、比較11万2,000円の減でございます。

4目教育費委託金、本年度815万7,000円、比較571万4,000円の増でございます。この増につきましては、次のページでございますが、2節の中で地域学校共同活動事業委託金、これが新たに増えたものでございます。

衛生費委託金につきましては、廃目といたします。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,405万5,000円、比較35万円の増でございます。

2目利子及び配当金、本年度53万6,000円、5万6,000円の減でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

2目物品売払収入、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

3目生産物売払収入、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

4目除雪車売払収入、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、本年度2,500万円、比較1,200万円の増でございます。こちらにつきましては、がんばれ天栄応援寄附金を増額の見込みにしております。

2目教育費寄附金、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、本年度146万3,000円、比較増減ゼロ。

2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、本年度2,300万円、400万円の増でございます。

3目風力発電事業特別会計繰入金、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

4目国保（事業勘定）特別会計繰入金、本年度12万2,000円、比較1,000円の減でございます。

5目後期高齢者医療特別会計繰入金、本年度3,000円、比較増減ゼロでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度2億5,800万円、比較9,800万円の増でございます。こちらは歳入の不足を補うため、基金の取り崩し額を増やしたものでございます。

2目人材育成基金繰入金、本年度130万円、比較増減ゼロでございます。

3目減債基金繰入金、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

4目地域福祉基金繰入金、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、本年度2,900万円、比較2,310万円の増でございます。

6目東日本大震災復興基金繰入金、本年度620万円、比較580万円の減でございます。

7目こども未来基金繰入金、本年度245万円、比較45万円の増でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度6,000万円、比較増減ゼロでございます。前年度からの繰越金でございます。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度40万円、比較増減ゼロでございます。

2目加算金、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

3目過料、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

21款諸収入、2項村預金利子、1目村預金利子、本年度7,000円、比較で6万8,000円の減でございます。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、本年度1,000円、比較増減ゼロ、存目計上でございます。

4項雑入、1目弁償金、本年度1,000円、比較増減ゼロでございます。

2目雑入、本年度1,470万円、比較322万7,000円の増でございます。主なものといたしましては、27ページ、3行目になりますが、天栄村デイサービスセンター光熱水費等使用料、こちらで290万円ほど増えております。また、一番下、スポーツ振興くじ助成金で250万円ほど見込んだものでございます。

3目過年度収入、本年度7万1,000円、比較7万円の増でございます。

22款村債、1項村債、1目総務債、本年度1億860万円、比較210万円の増。この増でございますが、3節緊急防災減災事業といたしまして、全国瞬時警報システム整備事業、Jアラートというものでございますが、今回更新を行うものでございます。

2目農林水産業債、本年度3,570万円、比較2,110万円の増。こちらにつきましては、羽鳥湖高原交流促進センター整備事業といたしまして1,460万円ほど、また羽鳥湖畔オートキャンプ場整備事業といたしまして860万円が増となったものでございます。

土木債、本年度ゼロ、比較1,000万円の減でございます。

続きまして、歳出のほうを説明させていただきます。

なお、歳出につきましては、それぞれ担当する課長から説明をさせていただきます。説明に当たりましては、前年度との比較で増減の主なもの、あるいは平成30年度の新規事業、拡大する事業といったものを重点的に説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度7,168万9,000円、比較15万4,000円の減。主な増減でございますが、4節共済費で51万1,000円ほど減となっております。9節旅費につきまして、24万6,000円の増となっております。そのほかは、ほぼ前年度と同様の内容でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度2億9,281万3,000円、比較1,916万7,000円の増。主な増減でございますが、2節給料で1,000万円ほど、ここ増となっております。内容といたしましては、総務課づけの職員ということで、社会福祉協議会への派遣職員、あるいは育児休業職員などを総務課づけということで今回見ておりまして、その分で増となったものでございます。

次のページ、職員手当等につきましては、94万円ほどの減となっております。共済費につきましては、250万円ほどの増。賃金につきましては、157万円ほどの減でございますが、臨

時事務補助員につきまして、30年度は1名減を予定しております。

次のページでございます。

12節役務費につきましては、130万円の増でございますが、こちらは郵便料料金改定に伴うものでございます。

35ページ、工事請負費でございますが、ここで350万の減となっております。これは昨年度、防犯灯のLED化をここで工事請負費で当初持っていたもので、それを補助金のほうに組み替えさせていただいて支出しておりましたが、ここでは工事請負費のほうで350万円の減となっております。

次に、19節につきましては、1,000万円ほどの増となっております。これにつきましては、このページの一番下でございますが、集会施設整備事業補助金ということで、大山集会所の改築に684万円ほど、あと西郷地区集会所前舗装、再舗装に300万円ほどの補助を見ております。

次のページ、3行目でございますが、防犯灯更新事業補助金ということで、29年度に引き続き、行政区で行う防犯灯の更新、LED化に対する補助を行ってまいります。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） 続きまして、2目文書広報費です。本年度452万1,000円、比較28万5,000円の増です。こちらは広報関係業務になりますが、11節需用費でございますが、広報てんえいでございます。こちらカラーページ、2ページであったものを、新年度より、より見やすい紙面とするため4ページカラーへ変更とするものでございます。

18節備品購入費、こちら空撮機器購入費となっておりますが、こちら新規になりまして、ドローンを1台購入するとしております。インフラの点検や災害時、観光など、さまざまな分野の活用が期待されておりますことから、購入後に職員が操作方法を習得し、今後の業務に幅を持たせていくことを目的として購入するものでございます。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 3目財政管理費、本年度572万3,000円、比較111万4,000円の減。この減につきましては、14節使用料の中で財務会計システムの賃借料、30年度1,100万円ほど減となったものでございます。そのほかは、前年と同様でございます。

4目会計管理費、本年度50万8,000円、比較4万8,000円の減。こちらは口座振替手数料の減があるものでございます。そのほかは同様でございます。

5目財産管理費、本年度1億110万5,000円、比較292万2,000円の減。こちらの減でございますが、11節需用費の中で修繕費、施設修繕費で43万円ほどの減を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

13節委託料の中で、地方公会計管理台帳システム保守委託料ということで、68万1,000円

ほどの減。また、15節工事請負費でございますが、ここで前年度に比べて228万9,000円の減となっております。内容といたしましては、29年度役場庁舎非常用照明更新工事ということで、432万円を予算化させていただきましたが、これがゼロとなっております。また一方、役場庁舎前街灯LED交換工事請負ということで41万1,000円、旧羽鳥小学校プール解体工事請負費ということで162万円を予算化しております。そのほかは、ほぼ前年と同様でございます。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） 続きまして、6目企画費、本年度9,255万5,000円、比較123万9,000円の増です。主な事業といたしましては、こども未来応援事業に係る報償費で102万円、また19節のほうでも100万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

13節委託料、こちらイントラネット保守管理委託料でございますが、昨年より20万円ほど増えておりますが、こちらはセキュリティーの強化によるものでございます。その3段目の下、光ファイバ通信設備保守管理委託料でございますが、こちらは前年とほぼ同額でございます。その2段下になりますが、天栄村高齢者タクシー利用助成事業につきましては、委託料、こちらは2,000円掛ける12カ月、5人分を予定しております。

次のページ、15節工事請負費、イントラネット光ケーブル移設工事請負費、こちらは支所移転用として100万円。その下の地域イントラネット接続機器更新工事請負費でございますが、29年度も実施しておりますが本庁の機器を更新しております、次年度においては出先機関の分を予定しております、29年度より150万円ほどの増となっております。

19節負担金、補助及び交付金、こちらの2段目ですが、地方バス路線対策事業補助金として、福島交通運行に係る補填分でございますが、2,600万円、昨年度と同様の額を計上しております。

次のページ、お願いいたします。

上の段、4項目めになります高齢者バス利用補助金69万円、こちらは福島交通利用のノルカパスを購入の方に対する補助でございます。今回、30人分を見込んでおります。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 続きまして、7目支所及び出張所費、本年度2,218万2,000円、比較71万3,000円の増。主な理由としましては、人件費の増、新たに椅子式昇降機の保守点検が入りました。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりの予算計上でございます。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 8目交通安全対策費、本年度178万5,000円、比較11万8,000円の減。この減につきましては、報酬のほうで11万8,000円を減額したものでございま

す。そのほかは前年と同様でございます。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） 9目地方創生費、本年度2,360万8,000円、比較152万5,000円の減です。主な事業といたしまして、こちら新規事業になりますが、人口減少対策の定住移住推進のために移住コーディネーターを1名雇用し、その活動に係る費用を計上させていただいております。報酬のほか、次ページ以降になりますが、経費、家賃を含めまして、トータル約320万円ほどを計上しております。

また、移住を検討されている方々のための短期滞在の住宅として、お試し住宅を1軒、村で借り上げるための費用で家賃24万円のほか、需用費で37万6,000円、合計61万6,000円を計上しております。

46、次のページをお願いいたします。

8節報償費、こちらの講師謝礼でございますが、こちらは起業セミナー等を開催する予定としておりまして、農業者の方や新規に事業を起こしたい方などの参考となるような内容で、商工会とも連携をとりながら実施してまいりたいと考えております。そちらで50万円。残りの10万円につきましても、そのほか地域活性に関心のある村民の方々が集まるきっかけづくりとして、ワークショップを開催する予定としておりまして、それに係る講師の分として10万円を含んでおります。

その下、13節委託料でございますが、こちらは移住定住推進事業で400万円を計上しておりますが、これまでの実績とこの事業の継続性を勘案いたしまして、ふるさと子ども夢学校推進協議会に、移住定住推進に係る体験ツアー、移住フェアなどのイベントの企画運営やお試し住宅の管理運営を主に担っていただくものとしたいものです。その下のサイト運用委託料200万円につきましては、現在、村のホームページで移住サイトのタブを設けて構成はしておりますが、わかりにくい状況があります。システムの都合上、なかなかリニューアルすることができないため新たに移住定住専用のサイトを設けるため、委託料を計上しているものでございます。

次の19節負担金、補助及び交付金、新・農業人育成・確保支援事業補助金920万円でございます。こちらにつきましては、新規就農者支援センターの運営支援、また受け入れ者支援、研修を受け入れていただける方への支援、参入者への支援、また田舎暮らしの体験ツアーに係る経費を含んでおります。その下の空き家改修事業等補助金330万円につきましては、改修2軒分と片づけ3軒分を計上しております。

10目ふるさと納税費、本年度3,985万円、比較2,656万5,000円の増です。こちらはふるさと納税に係ります返礼品関係の費用になります。

8節報償費、こちらは報償品等で1,050万円を計上しておりますが、こちらには送料も

含まれております。また、返礼品の率も30%で計算をしておるところでございます。

13節委託料、こちらはふるさと納税電算委託料になります。こちらは給付金の12%分の324万円を計上しております。

25節積立金、2,500万4円、こちらはがんばれ応援寄附金積立金でございますが、寄附いただいた額を一旦全額積み立てるものでございます。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） 続きます、2項徴税费、1目税務総務費、本年度6,399万5,000円、比較57万8,000円の減。

次のページをお開きください。

減少の主な理由は、2節、3節、4節の人件費で、101万9,000円の減となっております。

また、13節の委託料につきましては、1,438万8,000円と昨年度と比較いたしまして、33万6,000円増加しております。こちらにつきましては、固定資産現況調査委託料に係る人件費の増加及び社会保障・税番号制度システムの改修委託というようなことで、18万2,000円が新規で計上されております。そのほかについては、ほぼ例年どおりでございます。

2目賦課徴收费、本年度949万4,000円、比較32万9,000円の増。増加の主な理由といたしましては、1節相続財産管理人報酬予納金が昨年度より30万増で計上させていただきました。こちらは、相続人の存在しない固定資産について、裁判所に申し立てを行った上で管理人を選任し、それら固定資産を滞納処分するものでございます。29年度に行いました同事業の実績ベースで計上させていただいております。

次ページをお開きください。

そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりでございます。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度2,550万1,000円、比較5万8,000円の減、戸籍住民基本台帳及び窓口業務に係る経費でございます。需用費が若干減となったもので、そのほかにつきましては、ほぼ前年と同額計上でございます。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度72万1,000円、比較増減ゼロ、前年度と同額の予算計上でございます。

2目福島知事選挙費、本年度1,061万6,000円、比較1,061万6,000円の増。こちらは11月11日に任期満了となります知事選が10月下旬に見込まれるためのものでございます。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） 5項統計調査費、1目統計調査総務費、本年度2万7,000

円、比較ゼロ。こちらは県発行の県勢要覧関連の費用でございます。

2目総務統計費、本年度22万6,000円、比較1万4,000円の減です。こちらは住宅土地統計調査に係る費用になります。

次ページ、お願いいたします。

3目商工統計費、本年度5万6,000円、比較2万9,000円の減です。こちらは工業統計調査実施の費用になります。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 6項監査委員費、1目監査委員費、本年度59万1,000円、比較9,000円の増。ほぼ前年と同様の予算計上でございます。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長（熊田典子君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度5,901万5,000円、比較9万5,000円の増。増額の主な理由ですが、次のページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金でございますが、村社会福祉協議会補助金、こちらが今年度立ち上げましたボランティアセンターの運営費補助としまして、33万円ほど上乘せされております。そのほか、職員の給与改定に伴う人件費の増分が増額となっております。

同じく19節で、新規事業でボランティアポイント（介護）事業補助金、こちらは先ほどのボランティアセンターへ登録されている方で、65歳以上の方が対象となります。ボランティアポイントを商品か交付金、どちらかに還元できるということで、交付金を希望される方への補助となります。商品と整合性を図るために、最高5,000円までということで還元できるということになります。こちらは30年度から介護保険料が上がることから、65歳以上の方の経済的支援策として実施する予定でもございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年度同額計上でございます。

2目老人福祉費、本年度1億3,644万9,000円、比較1,193万9,000円の減。主な減額の理由ですが、こちらは13節委託料に、前年度は高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定に伴う委託料730万2,000円が計上されておりました。またデイサービスセンターの修繕工事320万ほど、それからシルバー人材センターへの対応しております樹木粉碎機の購入費が前年度計上されておりましたので、新年度はこれらがなくなったことで減額の主な理由でございます。

次のページをお願いします。

新年度につきましては、13節委託料の湯本デイサービスセンター指定管理委託料が、前年度は年度途中からでございましたが、新年度は当初より計上となります。

それから、19節の2行目の岩瀬福祉会特老建設費償還分負担金でございますが、長沼ホーム償還負担金が29年度で償還完了となったため、336万円ほど減額となっております。

なお、30年度からは天栄ホームの償還負担分のみとなります。こちらは37年度まで継続されます。

3目老人福祉施設費、本年度1,122万4,000円、比較691万6,000円の増。

次のページをお願いします。

増額の主な理由としましては、13節委託料、下から3行目のヘルストロン撤去業務委託料ですが、老人センターのほうの開所当初から昭和54年に導入したものでございますが、こちらが性能低下による撤去ということで、その費用を計上しております。

同じく委託料、一番下の老人福祉センター改修工事設計委託料、それから、15節工事請負費ですが、こちらは事務所拡張工事を計上させていただきました。村社会福祉協議会の事業等の増加に伴い、人員の増による事務所の拡張工事となります。

4目福祉医療費、本年度8,621万2,000円、比較392万6,000円の増。これらにつきましては、19節の負担金、補助及び交付金で、後期高齢者医療広域連合負担金が増額となったため増でございます。

5目障害対策費、本年度1億2,389万円、比較318万4,000円の増。増の主な要因ですが、次のページをお願いします。20節扶助費ですが、障害者、それから障害児のサービス利用料の増加に伴う増額となっております。

6目放射能対策費、本年度590万2,000円、比較2万3,000円の増。こちらは道の駅放射能検査業務に係る経費でございます。ほぼ昨年と同額計上でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度7,666万2,000円、比較1,698万5,000円の増。増額の主な理由ですが、妊産婦から子育て期の切れ目のない子育て支援を目指して、30年度に子育て世代地域包括支援センターを保健センター内に設置することに伴いまして、保健師の人件費1名分を4款より組み替えたため、人件費で約820万円ほど増額となっております。また、賃金で包括支援センターのほうに非常勤の専門医を雇用するため、約100万円ほど増額となっております。

次のページをお願いします。

15節工事請負費ですが、こちらと同じく包括支援センターの改修工事で約200万円、それから備品購入費で140万円ほど、昨年より増額となります。正職員の保健師の人件費も含め、全て補助の対象となります。

2目児童措置費、本年度8,457万4,000円、比較310万8,000円の減、20節の扶助費ですが、児童手当になります。こちらは児童数が減ったことによる受給者の減に伴うものでございます。

〔天栄保育所長 兼子弘幸君登壇〕

○天栄保育所長（兼子弘幸君） 3目保育所施設費、本年度6,563万6,000円、比較436万7,000

円の減でございます。主な減の理由でございますが、2節、3節、4節の人件費で396万ほど減額しております。また、11節の施設修繕費で37万ほどの減となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年と同額の計上となっております。

4目放射能対策費、こちらは安全・安心な保育所給食を提供するため、年間を通じて食材の放射能測定するものです。本年度40万4,000円、比較増減ゼロ円でございます。昨年と同額の計上となっております。

○議長（廣瀬和吉君） ここで暫時休議いたします。

11時10分まで休みます。

(午前10時58分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時10分)

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 3項国民年金費、1目国民年金費、本年度891万9,000円、比較399万6,000円の増。2節、3節、4節と人件費の増に伴うものでございます。あと13節の国民年金システム改修委託料、こちらは国民年金生活者支援給付金支給に伴うシステム改修費の増でございます。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度1,000円、存目計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度4,442万5,000円、比較736万6,000円の減。減額の主な理由といたしましては、先ほど3款で子育て世代地域包括支援センターの設置に伴い保健師の人件費を組み替えたものによる、こちらは減額でございます。そのほかにつきましては、ほぼ昨年と同じでございます。

2目予防費、本年度2,303万6,000円、比較298万6,000円の減。13節委託料の予防接種事業委託料、乳幼児の定期予防接種と、それから19節負担金、補助及び交付金の予防接種交付金が減額となったものが主な減額の理由でございます。こちらは昨年度実績に伴い、当初の予算を計上しております。

3目環境衛生費、本年度5,297万9,000円、比較1,095万1,000円の減。主な減の理由でございますが、次のページをお願いします。

28節繰出金で、簡易水道事業特別会計繰出金が約1,100万円ほど減額となったものでございます。

4目健康増進事業費、本年度1,442万6,000円、比較41万8,000円の増。13節の委託料の健康診査委託料が実績に伴い当初予算を計上しておりますので、若干増えたことによる増でござ

ございます。

5目保健センター施設費、本年度1,995万3,000円、比較407万4,000円の増。

次のページをお願いします。

増額の主な理由ですが、11節需用費の灯油代でございますが、灯油代が上がったことによる増と、あと18節備品購入費で313万2,000円を計上したことによるものです。備品購入につきましては、保健センターでございますランニングマシンが壊れてしまったため、購入するものでございます。こちらは5分の4補助で購入となります。

6目墓地公園施設費、本年度79万9,000円、比較3万2,000円の増。こちらは、ほぼ前年と同額計上でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 7目放射能対策費、本年度3億9,573万1,000円、比較1,732万円の減でございます。

除染対策事業につきましては、仮置場の管理を中心に行っております。その中で、除染土壌等の搬出が完了したところに関しましては、土地の返還に向けまして原形復旧のための工事を予定しております。

減額の主な要因としましては、2節、3節、4節、こちら人件費2名分の減としまして、約1,500万ほど減額となっております。また、11節需用費におきましては、施設修繕費で50万円ほどの増、13節委託料に関しましては、設計等の関係で700万円ほどの増となっております。また、15節工事請負費に関しましては、900万円ほどの減ということで計上しております。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおり計上しております。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 2項清掃費、1目ごみ処理費、本年度2億1,600万7,000円、比較5,566万9,000円の増。こちらは、昨日議決いただきました3月補正の中の新ごみ処理施設の19節負担金、補助及び交付金、須賀川地方保健環境組合負担金で出来高減による減額補正、約5,300万円ほど減額いたしました。それらを30年度へ再度計上し、増額となっております。

2目し尿処理費、本年度1,816万円、比較170万8,000円の増。増額の理由でございますが、19節負担金、補助及び交付金のし尿処理料の増に伴い、負担金が増額となったためでございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、本年度62万6,000円、比較ゼロ。前年度同額計上でございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、本年度7,488万6,000円、比較5,466万5,000円の増でござ

ございます。こちらにつきましては、24節水道事業会計への出資金といたしまして、5,000万円を新たに計上したものでございます。また、28節繰出金につきましては、約460万円ほど増額計上しております。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、本年度1万3,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度982万3,000円、比較160万7,000円の減。減額の内訳でございますが、昨年度の委員改選に伴う視察研修経費及び作業服等購入費が、9節旅費で55万円ほど、14節使用料及び賃借料で21万1,000円ほど、記載はありませんが、18節備品購入費で62万円の減となっております。また、19節負担金、補助及び交付金におきまして、農地中間管理機構への集積協力金50万円が減となっております。

2目農業総務費、本年度5,714万3,000円、比較437万8,000円の増。所属職員の人件費でございます、1名分が増額となっております。

3目農業振興費、本年度1億7,800万2,000円、比較157万円の減。

次のページをお願いいたします。

13節委託料のうち、羽鳥湖畔オートキャンプ場指定管理料は、前年度比50万円減の450万円の計上でございます。

15節工事請負費の羽鳥湖畔オートキャンプ場施設修繕工事請負費でございますが、トイレ14基の温水洗浄式トイレへの交換工事、調理場3カ所へのガス給湯設備の設置工事、管理棟、コテージ3棟、サニタリー棟1棟、合計5棟への自動火災通報設備の設置工事でございます。

なお、財源は辺地債を予定しております。

18節備品購入費20万1,000円は、オートキャンプ場のコテージ、サニタリー棟へ設置する消火器の購入費用でございます。

19節負担金、補助及び交付金の、次のページ、上から3番目、中山間地域等直接支払交付金6,382万2,000円につきましては、前年度同様、19地区への交付でございます。その下、国営矢吹地区償還負担金は、本年度の2,231万6,000円をもって償還が完了となります。下から2番目、環境保全型農業直接支払交付金1,386万8,000円は、国の交付基準の改定によりまして、前年度から370万円の減となっております。

次のページをお願いいたします。

上から3番目の多面的機能支払交付金4,643万8,000円は、1地区減の18地区への交付となり、前年度比310万円の減でございます。

実り豊かなふくしまの産地整備事業補助金86万4,000円は、天栄長ネギ生産組合が導入する皮むき機コンプレッサー各1台の補助であります。総事業費は172万8,000円、うち補助金

は、県57万6,000円、村28万8,000円の合計86万4,000円であります。補助残の86万4,000円は自己資金ということになっております。

一番下の環境にやさしい農業拡大推進事業補助金236万1,000円は、天栄米栽培研究会が導入する紙マルチ田植え機1台の補助でございます。総事業費は340万円、うち補助金は、県が157万4,000円、村78万7,000円の合計236万1,000円でございます。補助残の103万9,000円は自己資金でございます。

4目畜産業費、本年度46万9,000円、比較ゼロ、前年度と同様の計上でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 5目農業施設費、本年度1億7,190万8,000円、比較161万8,000円の増でございます。主な理由としましては、13節委託費のうち、農業施設測量設計委託のところ630万円ほど増となっております。こちらにつきましては、耐震性調査といたしまして、ため池等の調査ということで予定しております。

15節工事費でございますが、こちらは農道改良工事等で約400万円ほど減額となっております。また、28節繰出金におきましては、約64万円ほどの減額でございます。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおり計上しております。よろしく申し上げます。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 6目水利施設管理費、本年度1,553万1,000円、比較82万9,000円の増。竜生ダムの管理経費でございます。

次のページをお願いいたします。

11節需用費は、前年度、地震観測装置の修繕、それから監視車両の車検があったため、修繕費において59万円が減となっております。

次のページの19節負担金、補助及び交付金の防災ダム事業負担金は、竜生ダムの改修事業費のうち4%を村が負担するものでございます。本年度事業費の増に伴いまして、前年度から160万円増の200万円の計上としております。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） 続きまして、7目国土調査費、本年度2,684万4,000円、比較399万円の増。

次のページをお開きください。

増額の主な理由といたしましては、13節委託料の各種測量と委託料が30年度の国土調査につきましては、広戸第25地区の沖内の後期分と新たに新規地区として牧之内後藤地区の前期分を計画しております。29年度よりも調査区が0.59平方キロメートル増加することにより、478万1,000円の増額の計上をさせていただいております。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりでございます。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 8目水田農業構造改革対策費、本年度930万円、比較600万円の減。水田利活用推進助成金700万円は飼料米への助成で、本年度は120ヘクタール分の計上、前年度から100万円の増となっております。

経営所得安定対策等推進事業補助金230万円は、前年度までは直接支払推進事業補助金という名称でございました。名称のみが変更となったもので、内容等に変更はございません。

また、昨年度まで3年間実施をしておりました水田農業経営規模拡大支援助成金につきましては、米価格の上昇など情勢の変化を踏まえまして、昨年29年度をもって終了することといたしております。このため700万円が減額となっております。

9目地域農政特別対策推進活動費、本年度1,743万8,000円、比較1,230万3,000円の増。19節負担金、補助及び交付金の農業次世代人材投資事業補助金600万円は、前年度まで青年就農給付金事業補助金としていたもの、これが名称のみ変更となったものでございます。1名当たり150万円、4名分の計上でございます。

次の農業経営体育成支援事業補助金781万2,000円は、認定農業者2名の方が導入する機械の補助で、1名はトラクターが1台、もう1名はコンバイン1台、乾燥機2台の導入でございます。2名分合わせた総事業費は1,703万8,000円、うち補助金は、県511万1,000円、村270万1,000円の計781万2,000円でございます。補助残の922万6,000円は自己資金でございます。

次の農業経営規模拡大支援事業300万円は、本年度からの村単独の新規事業でございます。経営規模の拡大に必要な機械設備の導入に対する国・県の補助が受けられない経営体が、今後も地域の担い手として営農を継続し、農地の集積や荒廃の防止に主体的な役割を担っていただけるように、機械設備の導入経費の一部を村が補助する事業でございます。

事業の大まかな内容でございますが、補助対象の事業者は水田経営の規模が3ヘクタール以上の認定農業者、農作業の受託組織または農業機械の共同利用組織としております。

要件としましては、経営規模を現在の経営規模から面積で1ヘクタール以上、かつ期間は5年間以上の拡大でございまして、利用権の設定または作業の受委託契約により拡大をしていただくこととしております。

対象とする機械は、利用権を設定する場合は田植え機、コンバイン、乾燥機などのうち必要とする機械を1台。作業受託の場合は、受託作業に必要な機械を1台とするものでございます。ただし、いずれの場合もトラクターは対象外とすることとしております。補助率は3分1以内、上限100万円でございます。

次に、10目開発センター費、本年度72万2,000円、比較6万9,000円の減。ほぼ前年度と同様の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、本年度3,218万3,000円、比較1,273万4,000円の増。

次のページ、15節工事請負費の多目的広場整備工事請負費2,377万円は、交流センターの建物前の芝生の張りかえを行うものでございます。広場は現在、マラソン大会やウォーキング大会など、主にイベントの開閉会式や参加者の集合会場として利用してきておりますが、平成6年の供用開始から23年が経過して、全体的に芝生の剥離、それから水たまりなどが増加をしております。芝生を張りかえることによりまして、イベント会場としての利用に加えまして、スポーツやレクリエーションなど幅広く利用できる広場として整備するというものでございます。

次のトイレ改修工事請負費243万7,000円は、トイレ8基を温水洗浄式トイレに交換するものでございます。財源は、こちらも辺地債を予定しております。

12目放射能対策費、本年度1億2,841万7,000円、比較5,026万8,000円の減。

13節委託料のため池底質除去設計業務委託料600万円及びため池底質除去処理事業委託料1億円は、いわゆるため池の除染費用でございます。本年度は大里東部の2カ所についてを実施しております。昨年度3カ所の計上であったため、減額となっております。

一番下の土壌分析委託料42万円は、平成29年産米の全量全袋の検査が全て25ベクレル未満であったということから、平成30年度に塩化カリを散布しない実証圃場を数カ所設定しまして米の作付を行い、その圃場の米も含めまして全ての米の検査結果が25ベクレル未満であれば、塩化カリの散布が終了となります。その実証圃場の土壌分析を行う費用でございます。

中ほどの農業系汚染廃棄物処理事業設計委託料100万円及び15節の農業系汚染廃棄物処理事業工事請負費でございますが、平成20年度に実施をしましたシイタケ現物の破碎、袋詰め処理で一時保管をしておいた事業でございますが、一時保管所から処分場への搬出が本年度完了する見込みとなったことから、一時保管場所を原状に戻すための工事を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項林業費、1目林業総務費、本年度2億2,570万7,000円、比較3億1,437万1,000円の減。

13節委託料の湯本スキー場指定管理委託料は、前年度から90万円減の900万円の計上としております。

ふくしま森林再生事業に係る年度別計画作成業務委託料、同意取得業務委託料及び森林整備業務委託料は、それぞれ1地区分の計上としております。前年度は、計画策定、同意取得が3地区分、森林整備が2地区分の計上であったため、3億円の大幅な減となっているものでございます。

次のページ、19節負担金、補助及び交付金の下から4番目、電気柵購入補助金につきまし

ては、広域的な設置を推進するため、前年度から79万円増額しております。319万円の計上でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 2目林業振興費、本年度1,597万4,000円、比較276万9,000円。主な増額の理由としましては、2、3、4節の人件費におきまして、200万円ほどの増額となっております。

また、次のページの13節委託費でございますが、治山事業の設計費が昨年実施しておりますが、そちらのほう230万ほど減額となっております。また、15節では治山事業の工事300万円ほどを計画しておりましたので、そちらのほうが増額となっております。そのほかにつきましては、例年どおりでございます。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 米印の放射能対策費でございますが、原木シイタケの購入補助をなくしたということから、廃目となるものでございます。

3項水産業費、1目水産業総務費、本年度51万4,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度1万2,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

2目商工業振興費、本年度727万円、比較2万円の減。利子補給など、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

3目観光費、本年度1,183万5,000円、比較234万4,000円の減。11節需用費におきまして、観光PR用品及びパンフレットの在庫調整のため、本年度は作成数を減らすこととしております。それに伴いまして、前年度から67万円ほどが減となっております。

次のページ、19節負担金、補助及び交付金のうち、前年度まで100万円を計上しておりましたふくしま舞祭への補助でございますが、ふくしま舞祭が本年度、てんえい商工祭と合同開催となるということから、本節においてはその100万円を減額し、6目の放射能対策費において、てんえい商工祭への補助を50万円増額をしております。

次のページをお願いいたします。

4目地域開発費、本年度531万9,000円、比較420万6,000円の減。地域おこし協力隊の経費でございますが、前年度まで3名分を計上しておりましたが、現在の協力隊員2名の活動期間がそれぞれ5月、8月に満了となるということから、当初予算では新規隊員1名分の措置、それから現在の隊員の残任期間分の計上としたため減額となっております。

次のページをお願いいたします。

5目緊急雇用創出費、本年度1,086万6,000円、比較85万2,000円の減。本年度につきましても、4名の雇用を予定しております。事業費につきましては、事務経費の圧縮によりまして85万円ほど減額となっております。

なお、財源でございますが、本年度から16ページの国庫補助金、原子力災害対応雇用支援事業補助金となるものでございます。

6目放射能対策費、本年度960万円、比較200万円の増。中ほどの風評被害対策商工業振興事業補助金210万円は、先ほどご説明しましたてんえい商工祭とふくしま舞祭の合同開催に伴う50万円の増でございます。また、合宿誘致助成事業補助金300万円につきましては、実績を踏まえまして、150万円を増としております。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度1,052万5,000円、比較28万7,000円の増でございます。こちらにつきましては、2節、3節、4節の人件費の増でございます。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりでございます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度1億1,179万1,000円、比較5,676万2,000円の減でございます。減額の主な理由につきましては、昨年実施しました、次のページでございます。13節委託費、15節工事費に掲げておりました道路側溝堆積物撤去工事、また委託、設計委託がなくなったことによるものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおり計上しております。

3項河川費、1目河川費、本年度329万2,000円、比較20万円の減でございます。こちらにつきましては、15節工事請負費の中の除草工事請負費が20万ほど減額となっております。そのほかについては、同様に計上しております。

4項住宅費、1目住宅管理費、本年度2,355万円、比較150万円の減でございます。主な要因でございますが、13節委託費におきまして、住宅耐震診断、こちらが減額となっております。また、19節、賃貸住宅建設費補助の減額としまして、500万円ほど減額となっております。また、新たに新生活・住まいづくり応援助成金としまして、400万円ほどを計上しております。そのほかにつきましては、例年どおり計上しております。

○議長（廣瀬和吉君） 説明の途中でございますが、昼食のため1時30分まで休みます。

（午前 11時44分）

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 大変失礼をいたしました。

先ほど説明が抜けてしまいましたので、改めて説明させていただきたいと思います。

107ページをお開きいただきたいと思います。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、本年度1億9,029万2,000円、比較2,686万2,000円の減でございます。主な理由でございますが、2節、3節、4節の人件費につきまして286万円ほどの減となっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

13節委託料におきまして、それぞれの項目で増減となっております。全体としましては400万円の減でございます。主なものとしまして、橋梁補修設計で150万円ほど減額となっております。

その次の舗装点検委託料としまして、こちらは路面性状調査を新たに行うこととしております。これは社総金の関係で舗装補修を行うための要件としまして計上しているものでございます。こちら1,500万円ほど新たに計上しております。

続きまして、昨年橋梁点検を計上しておりましたが、これがなくなったことによりまして1,800万円ほど減額となっております。また、橋梁の点検要領の見直しに伴いまして、新たに、上から4番目の橋梁長寿命化計画更新委託料、こちらを計上させていただいております。こちら村内114橋の計画の更新としまして700万円ほど計上させていただいております。

次に、法面補修測量設計委託料としまして、こちら昨年に引き続き二岐線ののり面の補修として600万円を計上しております。

次に、児渡・滝田線改良測量設計委託料としまして100万円計上しておりますが、補完業務となったために150万円ほど減額となっております。

次に、昨年不動産鑑定評価を行っておりますが、こちら今年度実施しないということで、230万円ほど減額となっております。

続きまして、15節でございます。15節につきましてもそれぞれの増減によりまして1,600万円ほど減額となっておりますが、主なものとしまして橋梁補修工事、こちらが昨年に比べまして1,700万円ほどの減額となっております。そのほかに、また昨年度は道路照明工事を計上しておりましたが、こちら400万円ほど減額となっております。また、新たに給食センターの関連で中学校前の道路改良としまして、前谷地・西原線道路改良工事請負費としまして1,000万円ほど計上しております。また、舗装補修工事としまして500万円ほど計上しております。こちら調査点検の結果、補修が必要な部分に関して補修するというので計上しております。また昨年、18節では車両購入費として計上しておりましたが、その分400万円の減となります。

大変失礼しました。よろしく申し上げます。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 110ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、1目非常備消防費、本年度1億2,218万9,000円、比較300万5,000円の増でございます。この増につきましては、須賀川地方広域消防組合の分担金でございますが、平成30年度石川消防署庁舎建設事業等に取りかかるということで、構成市町村それぞれ負担金が増というふうになっております。

2目非常備消防費、本年度2,801万円、比較7万8,000円の増。理由でございますが、まず、1節報酬の中で58万8,000円ほど減となっております。これは消防団員報酬でございますが、これまで定数で積算しておりましたが、団員の実数で今回165人として積算したことにより減でございます。

次、8節報償費で49万9,000円ほど増となっておりますが、今年度村、ポンプ操法大会、支部のポンプ操法大会、また県の大会というふうなことでございます。その分の報償費、報償として計上させていただいております。11節需用費につきましては、27万9,000円ほど増となっております。

次に、3目消防施設費、本年度2,709万1,000円、比較1,140万3,000円の減。まず工事請負費につきまして、昨年との比較で561万2,000円の減となっております。これにつきましては、昨年度工事請負費の中で南沢の防災池の改修工事850万円ほど予算化しておりました。これがなくなった分、また、13節委託料でその設計委託314万円ほど予算化しておりました。これがなくなっております。また、備品購入費でございますが、こちら400万円ほどの増となっております。消防用ホース、これまで各班1本であったところ今年度3本ずつということで予算化させていただいております。また、消防ポンプ自動車でございますが、更新ということで、今回4分団の第6班高林の更新を計画しております。また、小型動力ポンプということで、こちら動力ポンプのみでございますが、4分団第2班今坂のポンプ、具合が悪いということで、こちらの更新を予定しております。また、19節負担金補助及び交付金につきましては、水道事業会計の負担金、昨年度と比較して670万円ほどの減となっております。

4目水防費、本年度3,000円、比較1,000円の増。旅費の増でございます。

5目防災行政無線管理費、本年度1,278万1,000円、比較455万円の増でございます。これにつきましては、次のページでございますが、15節工事請負費の中で新たにJ-ALERT受信機等更新工事請負費567万円と出ております。これが昨年北朝鮮のミサイル発射のときなんかは国からの無線で入りまして、流れたものでございますが、この更新のための費用を入れております。また、19節県総合情報ネットワーク負担金につきましては、90万円ほどの減となっております。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） 10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度127万4,000円、比較増減ゼロ、教育委員の諸活動に要する経費でございまして、前年度同様の計上でございます。

2目事務局費、本年度1億877万3,000円、比較1,079万9,000円の増でございます。教育委員会関係職員の人件費並びに学校教育課が所掌する事務事業に係る経費でございます。こちらは3節、4節の人件費及び各小中学校の先生方が公務で使用しているパソコンのOSウィンドウズ7が2020年1月にサポート終了を迎えるに当たりまして、現在使用しているパソコン78台を2カ年で更新する費用として12節役務費にOA機器設定手数料、次のページで、18節備品購入費にパソコン39台を購入する経費、合わせて526万円ほど計上、また、現在県内の各小中学校が使用しているインターネット環境は、福島県教育センターの回線を利用しておりますが、回線速度等の問題もあり、平成30年10月をもって終了となるため、そのインターネット環境整備費用として13節、2委託料に新教育系ネットワーク回線構築委託料、14節使用料及び賃借料に教育ネット回線回線使用料、合わせて210万円ほど計上したことが増額の主な要因でございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

3目放射能対策費、本年度50万9,000円、比較増減ゼロ、安全で安心な学校給食を提供するため年間を通じて給食用食材の放射能測定に係る経費でございまして、前年度と同様の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費、本年度4,735万2,000円、比較926万9,000円の減でございます。小学校の管理運営に係る経費でございます。こちらは前年度大里小学校で実施しました校舎老朽化による危険箇所修繕工事が終了したことが減額の主な要因でございます。なお、校舎の安全性につきましては、子供たちが安心して学校生活を送れるようにと、本年度は13節委託料に危険箇所調査設計業務委託料を90万円ほど計上し、牧本小学校を調査する予定しております。

次のページをお願いいたします。

15節大里小学校エアコン設置工事請負費でございますが、大里小学校の普通教室には現在エアコンが設置されておりますが、3年前に空き教室を利用して新設されました特別支援学級にはエアコンがないために新設するものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

2目教育振興費、本年度1,315万8,000円、比較312万8,000円の減でございます。小学校の教育効果を高めるための経費でございます。こちらは14節使用料及び賃借料におきまして、子供たちが使用している教育用パソコンのリース期間が満了し、村の所有物となることが減額の要因となっております。なお、教育用パソコンについては、引き続き、現在のものを各

学校で使用していく考えであります。また、前年度に引き続き子供たちの学習意欲などで実践効果を得ているオンライン個別英会話レッスンを全児童対象におおむね15回程度実施する経費並びに学習した英語を実践するものとして小学3年生から6年生を対象に異文化体験授業についての経費も13節委託料に計上しており、引き続き英語の村天栄を推進するものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

次のページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費、本年度2,768万円、比較69万8,000円の減でございます。中学校の管理運営に係る経費でございます。こちらは前年度に天栄中学校及び湯本中学校において実施した太陽光発電高圧計器交換工事が終了したことが減額の主な要因となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

次のページをお願いいたします。

2目教育振興費、本年度1,304万9,000円、比較17万2,000円の減でございます。中学校の教育効果を高めるための経費でございます。こちらは18節備品購入費におきまして、各学校における教材備品購入費が前年度より下回ったことが減額の主な要因となっております。また、小学校と同様に英語の村天栄を推進する経費として、オンライン個別英会話レッスンを全生徒を対象に各学期末の実践としておおむね6回程度を実施する経費並びに学習した英語を実践する異文化体験授業についても13節委託料のほうに計上しております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、本年度9,190万7,000円、比較689万8,000円の増でございます。幼稚園の管理運営に係る経費でございます。こちらは2節、3節、4節の人件費及び13節委託料のうち、次のページになりますが、29年度2学期より園児の登園、降園における安全・安心の確保から通園バス運行を実施しておりますが、本年度につきましては、運行日数が200日で見込んでおりまして、前年度より76日増加するため、そのことが増額の主な要因となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 130ページをお願いいたします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額4,547万6,000円、比較779万6,000円の増でございます。こちらは131ページ、8節の報償費につきまして放課後子ども教室の安全管理員でございまして、平成30年度に湯本小学校の放課後子ども教室の再開に伴いまして、安全管理員の謝礼等の増額139万3,000円及び昨年6月補正にてご議決をいただきまして、その後実施をしております地域学校協働活動事業に要する経費といたしまして570万円ほどの計上をしておりまして、それが増額の主な要因でございます。なお、この地域学校協働活動事業の財源に関しましては、県の委託金によりまして10分の10を歳入として予定をしている

ところでございます。

続きまして、132ページをお願いいたします。

2目生涯学習費、本年度予算額516万3,000円、比較増減ゼロ、こちらは各種講座開催や文化祭開催に要する経費でございますが、昨年度と同様の予算計上となっております。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 続きまして、134ページをご覧ください。

3目湯本公民館費、本年度205万9,000円、21万8,000円の減。主な理由としましては、車検代のほうの減であります。そのほかの経費につきましては、ほぼ例年通りの予算計上でございます。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 135ページをお願いいたします。

4目文化財保護費、本年度予算額38万3,000円、比較1万6,000円の減でございます。こちらは村内の指定文化財等を保護するために要する経費でございますが、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

5目伝統文化施設費、本年度予算額461万7,000円、比較224万9,000円の減でございます。こちらは前年度にふるさと文化伝承館に水道水を供給する施設の工事を実施したわけでございますが、本年度はその工事を予定しないことが減額の主な要因でございます。そのほかに関しましては、前年度とほぼ同様の内容でございます。

137ページのほう、お開きをお願いいたします。

6目生涯学習センター費、本年度予算額1,000万円、比較121万7,000円の増でございます。こちらは138ページに15節工事請負費につきまして、生涯学習センターの電気設備の一部である高圧気中開閉器が更新時期となったための、その交換工事に要する経費を計上したことが増額の主な要因でございます。この高圧気中開閉器とは、例えて言えば、家のブレーカーのようなものでございまして、施設内で漏電のような事故が発生した場合に、その事故をそこでとめるという役割を担っております。約10年間で更新することが適当であるとの東北電気保安協会のご指導もいただいたため、今年度この計上をさせていただいたところでございます。

続きまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算額1,145万9,000円、比較42万1,000円の減でございます。こちらは139ページ、18節でございますが、備品購入費につきまして、昨年度は羽鳥湖畔マラソン大会の道路交通規制に伴う迂回路誘導板等の看板等を購入いたしましたが、本年度はそういった購入を予定しないことが減額の主な要因でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 続きまして、140ページをご覧ください。

2目湯本保健体育費、110万1,000円、比較22万の減。主な理由としましては、昨年体育館駐車場街路灯設置工事で14万7,000円を計上していたためとなっております。その他の費用につきましては、ほぼ昨年並みの計上となっております。

以上です。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） 3目学校給食センター費、本年度6,518万7,000円、比較2,039万5,000円の増でございます。学校給食センター管理運営に係る経費でございます。

次のページ、お願いします。

13節委託料において、給食センター改築に伴う予算として、本年度は実施設計業務委託料並びに建設予定地の造成工事測量設計業務委託料及び建設予定地の一部に水道管が埋設されているため、その移設工事負担金として19節負担金補助及び交付金に水道事業会計への負担金を計上しております。また、13節委託料におきましては、現在給食を調理している職員が退職することに伴い、調理員の確保も難しいことから、現在の施設において調理業務の部分のみを民間委託する業務委託料を計上していることが主な増額の要因となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 143ページ、下のほうでございますが、4目天栄体育施設費、本年度予算額768万円、比較59万6,000円の減でございます。こちらは、5つの体育施設の管理等に要する経費でございますが、次のページ、144ページのほうでございますが、13節委託料につきまして、体育施設の環境整備委託料の減、及び11節の中で施設修繕費につきまして前年度に天栄村総合農村運動広場のランニングコースの街灯の修繕を行いました、本年度はその修繕等を予定しないことが減額の主な要因でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 11款、災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、本年度40万、比較ゼロ。農地災害等の補助金としまして20万円掛ける2件というような形で計上しております。例年並みの計上でございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、本年度1,000円、比較増減ゼロ。前年度と同様に存目の計上でございます。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 2目社会教育施設災害復旧費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ円。こちらも昨年と同様、存目計上でございます。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度3億2,746万9,000円、比較2,165万円の減。2目利子、本年度3,055万6,000円、比較518万円の減。元金、利子とも減にはなってきておりますが、元金の償還がこれから増えてきているところでございます。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、本年度1,000円。存目計上でございます。

2目建物取得費、本年度1,000円。存目計上でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度584万7,000円、71万3,000円の減でございます。

以上をもちまして、平成30年度一般会計予算の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） まず、80ページの15節の工事請負費3億3,750万ですか、これの除染土壌仮置場設置工事請負費というのがありますが、これ仮置場をまた新たに設置するということなんですか、どういうことなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

15節工事請負費の除染土壌等仮置場設置工事請負費につきましては、搬入物の設置、あとは仮置場の原形復旧、こういったものの工事を予定しております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ということは、新たにその仮置場を設けるといふんじゃなくて、現在の仮置場の管理というか、どういうことをするんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、仮置場から搬出されました汚染土壌等につきまして、搬出が終わった仮置場なんです。こちらのほうの原形復旧ということで考えております。あとまた、例えば仮置場に行くまでの道が狭い、そういった場合に狭い道路で大型車両が入りませんので、その仮置場か

ら大きい仮置場のほうに一旦移設しまして、そちらから搬出というふうな形で考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今の点はわかりました。それで、今年何カ所を予定しているのか、場所はどこどこかわかれば教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

過日、搬出が完了しました大里中部仮置場、そして今坂と中屋敷につきましては、今後原形復旧のほうに努めていきたいと考えておりますが、あとそのほか、今後の搬出の予定もございまして、2カ所か3カ所搬出できれば、その分も対応していきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今の件は了解しました。

続きまして、96ページの13節の委託料、森林整備業務委託料1億3,950万、この森林整備なんです、去年も前年も恐らく出てきていると思うんですが、何か聞いたら森林組合に委託をしてやっているということだったんですが、今年も同じような形で委託をするということなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

29年度、本年度の発注分から地元の建設業者にも参加をいただくということで、事業を進めていくというようなこととしております。30年度につきましても、そういった方向で進めてまいりたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） わかりました。私言いたかったのはそういうことなんです、森林組合にどんどん委託しているというものですから、できれば地元の業者をやっぱり使ったほうが、この村の中でもお金動くわけですから、なるべくそういう形でやったほうがいいんじゃないかということで、そのようにするという事なんで、これは了解しました。

それと、もう一点、143ページ、ただいま、さっき言いました、教育費の中の一番上、これも委託料、13節委託料の中の給食センター実施設計業務委託料とあります。この給食センターについて新築するんだということは、私ども聞いているんですが、総額でどのぐらいの予算でやるのか、どのぐらいお金がかかるのか、また、補助金はどのぐらい出るのか、その

辺のことを教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

議員のおっしゃっているのは、建設費用のおおよその金額だと思いますが、現在見込んである総工事費は4億5,000万円くらいだと見込んでおります。そのうち国の学校施設環境改善交付金というものを使いまして、こちらのほう基準面積がございまして、基準面積の3分の1が該当となります。そちらのほうで計算しますと、交付金のほうが大体3,900万強くらいでございまして、あと起債のほうを利用して建設するような形で考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） これ計画的に、この計画どおり進んでいくとすると、いつごろから運用できる見通しですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

供用開始は、平成32年度を予定しております。

○7番（渡部 勉君） わかりました。以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 22ページの地域学校協働活動事業委託金、こちらの131ページの報償費のことだと伺ったんですけれども、中身もう一度詳しく説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

131ページ、8節の報償費の中で地域学校協働本部の部分の謝礼の部分でございまして、今回、昨年6月から補助をいただきましてこちらのほう実施しておりまして、来年度も実施をする予定でございまして。その中身でございまして、学校と地域を結ぶということで、学校のほうの天栄中でございまして、天栄中のほうにその担当の先生がおいでになりました。私どものほうにも地域コーディネーターということでお一人待機をしていただくということになります。学校の要望に関しまして、その先生と地域のそのコーディネーターがいろいろ調整をしまして、それを地域のほうに落としまして、それを学校のほうに協力をしていただくというような形で実施をしていくというところでございまして。そういった経費の中で、学習指導者の報償、またそういったものを謝金としてとっているというところでございまして。

また、その中には、学習指導者の英会話教室とか、あと中学校の部活動の支援ということで、そういった支援の方々の謝礼も含めまして総額といたしまして、こちらで430万円ほどの地域学校協働活動事業に関しましての謝礼をとっているというところがございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） コーディネーターの方なんですけれども、地域の方ということでよろしいんですか。あと何名ぐらいそういったコーディネーターの方がいるのか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

地域コーディネーターの方はお一人でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 天栄村在住の方ということでよろしいですか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えいたします。

村内の方でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解いたしました。

続きまして、103ページ、地場産品安全・安心PR事業委託料とありますが、こちらの中身ももう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

緊急雇用によりまして2名の方を雇用いたしまして、風評に苦しむ地場産品の風評の払拭と、それから販売促進を図るということで、主に首都圏へのPRですとか、そういった内容を行う事業となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 2名の方を雇うということなんです、これは新規に新しく2名を採用してそういう活動を行うということでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この新規雇用の要件が前年1年間に就職をしていなかった方、または緊急雇用により雇用をされていた方というこの2つのパターンしか該当がありませんので、30年度につきましても、またそういったどちらかの方々の雇用になるということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） この金額はその人件費というか雇用費ということが主なものということによろしいのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

事業費のうち約80%が人件費でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 多分、その主に首都圏での活動とお聞きしたんですけれども、例えば首都圏の在住の方を雇用するというのもできるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

対象者は福島県内の求職者ということになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解いたしました。

続きまして、64ページ、13節委託料、放射能簡易分析装置操作委託料とありますが、こちらはその両道の駅に納める主な野菜等とかを検査するための検査委託料ということによろしいのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

羽鳥の道の駅のほうに1台、それから季の里天栄のほうに2台、破壊式と非破壊式のほうを設置しております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） これは生産者に対して測定しなさいという、そういうような義務づけとかというのはあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 義務づけではなくて、心配な方は自分で野菜を持ってきて、

そこで測定して大丈夫かどうかを見てもらうということで実施しております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） お店の方はその生産者がはからなくてもいいというような人もいると思うんですけども、売りに出すものをちょっと検査しないではかることは別にそんな制限ないんですかね。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

流通、販売する食品につきましては、100ペクレルを超してはいけないという基準がございますので、販売するものについては、必ず測定をした上で販売をしなければならないということになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） わかりました。例えば、家庭で自分のところで食べる分の野菜をつくっているとか、山から山菜のものをとってきたりとか、そういうものを村の方が持ち込んでいって、はかってくださいということも可能なんではないでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

可能でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） そういったのって住民の皆さん、もう既に承知しているということですかね。別に告知とかはしたことはありましたか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ちょっと年度は定かではないんですが、その機械を配置した際にお知らせはしていると思います。また、あわせて役場のほうにも1台ございまして、そちらにも住民の方、自分の作物ですとかとったものを持ち込んで測定をしているというような状況がございますので、多分住民の方はお知りになっているというふうに思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、61ページ、扶助費、GPS貸し出し事業とありますが、こちらの29年度はどのぐらいの件数の貸し出しがあったのか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

各関係機関等に周知等は徹底して行っていたんですけれども、1件も貸し出しという申請はありませんでした。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 30年度も引き続き村民の皆様に告知はしていく予定でありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

30年度もGPSの貸し出し、それからQRコードのシールの配布ということで毎月1回、地域ケア会議というものを関係機関で行っていて、ケアマネジャーさんとかにも来ていただいているので、そこでも周知徹底を行って、もしそういう人がいた場合には、貸し出しができるように周知のほうは徹底して行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解いたしました。

続きまして、46ページ、委託料、移住定住サイト運用委託料、こちらもう少し内容お聞かせください。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） お答えをいたします。

こちらの移住サイトの件でございますが、現在も村のホームページの中にはタグがありまして、その移住のほうから入っていけるようにはなっているんですが、最初の画面から移住で打ち出すような画面に構成上、今のホームページの構成上できないサイトになっておりまして、それでは移住・定住の部分のPRがなかなか訴える力が弱いというところで、もう少し踏み込んだ移住・定住に特化したページを新たに構築したいということで200万円を計上し、事業者さんはこれから選定にはなるんですが、ほかの市町村さんのちょっと見ながら、もう少し見やすく、皆さん、全世界の方が見るようになるわけですので、もう少しインパクトのある内容に変更したいということで計上しておるものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） そうするとあれですかね、移住・定住、今いろんなサイトがあると思うんですけれども、そういった部分に天栄村の業務委託するのではなくて、村独自でその

ページを、サイトを管理するという事なんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

村で管理するという事ではなく、新たに業者さんを選定しながらつくっていただいて、その辺の最終的な管理運営方法については、業者さんとともに詰めてまいりたいと思いますが、今の村の現状のホームページのような管理の仕方もあり得るかとは思いますが、別なページを新たに再構築するという事でご理解いただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解いたしました。

以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 4ページですね、村税の個人分が1,403万増額の予算計上しているんですけども、これはどういう理由で、どういう算出でこういう金額が出たんですか、今、人も減っているし、あれなのにどうやってこう出たんですか、これ。増える要素ないと思うんですけども。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

村民税の個人分というような事なんですが、一応こちらは村県民税というような事がありまして、基本的にはざっくり申し上げますと、村が6割、県が4割というような事で徴収させていただくんですが、これは県のほうの徴収指針というような事をもとに作成させていただいているということと、それから今年度中の実績、そちらのほうを加味させていただいて、あくまで類推させて上げさせていただいたものに我々がどの程度徴収率として取れるか、それを勘案させていただいております。

ただし、今ほど確定申告もやっております。その結果によっては若干変動があるのかということでお含みおきいただければと思います。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ普通徴収と特別徴収とあるんですけども、これは個人事業でのことを意味しているんですか、特別徴収。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、普通徴収、これはまさに普通の一般の住民の方から直接その方に納付していただくものというようなことでございます。特別徴収といいますのは、お勤めになっている住民の方、その方が本来であれば普通徴収ということで払わなくちゃならないんですが、一昨年度から県のほうでそういったものを事業者、お勤めになっている事業者のほう、特別に肩代わりというか、かわりに徴収していただいて、村のほうに納めていただくと、これを推進していただいております。村ももちろんそのように努めておるんですが、そういうことで、今、おっしゃったとおり、おっしゃったとおりというか、特別徴収については特別徴収の義務者がそちらのお勤めになっている事業者というようなことになりますので、ご了解ください、お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 個人事業税も入っているということですよ、個人事業税と会社勤めの村県民税の特別徴収というのがそういうことでしょ、今話したのは。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

簡単に申し上げます、特別徴収のほうはいわゆる給与天引きというようなことをご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、個人でやっている、法人じゃなくて個人でやっている、利益が出れば、事業税、法人でいえば法人税なんですけれども、それ個人でやっている部分はどこに入っているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今ほどおっしゃられました法人税というのは、村のほうに法人登録されている場合については、法人村民税というようなことで支払われますが、あくまでも個人ということであれば、こちらのほうの個人分というような村民税のほうに入ってくるということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今度、法人分で伺いたいんですけれども、法人税ってあるでしょ、法人税というのは、例えば本社が天栄村にある、事業者は郡山にあるという場合は、その法人税はどういうふうな割合で、その事業所には入らないんですか、本社にだけ法人税というの

は納付されるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

例えば、天栄村にその事業所があつて、ほかに事業所がないという場合については100%天栄村に入ります。今のご質問ですと、例えば会社が郡山と天栄村にまたがっていたという場合については、そちらの従業員の人数構成、その割合によって按分されるものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） ということは、天栄村に例えば工事、何億の工事しますよね、それで利益出た分は天栄村の事業所が3人しかいない、本社は100人もいるとしたら本社にみんな税金行っちゃうんですか、例えば須賀川市に本社があれば須賀川市に行っちゃうんですか、これ。こういう今の答弁ではそういう感じですよ、それでそういうふうになっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおりで、その従業員の割数になってしまいます。ですから、逆に天栄村のほうが、人数が事業所として勤めている方が多ければ多く入りますけれども、まさに今、例えば何億のやっても、じゃ、郡山が99人いて天栄村が1人しかいないという場合には、その1%しか入らないことになります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今、言ったのは99人对1ということは、99%が例えば郡山市に入って、1%は天栄村にしか入ってこないんですか、補助事業では利益の中からですからね。そうすると結局本社を天栄村に持ってきたのが多ければ、天栄村に税金が入ってくるということですよ。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

若干補足いたします。法人税にはまず、法人税割、それから均等割というものがございます。法人割については、税率が9.7%、先ほど言った利益の部分、それから均等割といいますのは、その事業所規模に応じて、資本金とその従業員人数に応じて、これはもう均等に、その黙ってかかってしまうものなんです。まずこの均等割については先ほどの所得の部分に

については全く関係ない話です。それから、今おっしゃっているのは、恐らくその本社がどちらかとかというようにお話だと思んですが、本社がどちらにあらうがここはまず関係ございません。雇用の人数でございます。お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今のは了解しました。

2節のこの滞納繰越分、288万ありますね、これ昨年度どのぐらい徴収したんですか、これ。昨年より多いですか、少ないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今、現在の徴収の状況をお伺いされているということでよろしいでしょうか。滞納繰越分でございますと今現在で、2月末現在で、445万円ほど今は上がっております。こちらについては現状、滞納額のうちの38.42%というようなことでございます。ただ、昨年度顧みますれば、昨年度については、一昨年ですね、67.28%ということで非常に高かったんですが、これは結局現年度分の結局残りぐあいといいますか、もちろん大きなものが残ってしまえば過年度で取る金額が多くなるということで、若干いわゆる過年度分については我々も努力はしておるんですが、なかなかその率で言いますと、年度によってやっぱりばらつきがある傾向については、上がった次の年はどうしても下がるというような傾向があるということでご理解ください。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。

次に、固定資産税の滞納分、これは幾らぐらい去年より増えているんですか、減っているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今、固定資産税のほうの滞納繰越額の徴収額は326万円程度になってございます。こちらについては徴収率が3.46というようなことなんですが、ほとんどの、今実際のところ滞納繰越額というのは9,400万円あるんですが、何回も議会の中でも話題に上がっていると思うんですけれども、こちらのほうは羽鳥の別荘管理会社の部分についてはこの大半でございまして、こちらのほうの徴収というか納付ですね、それが毎年定期的に行っていただいている部分というのがちょっとこの年に関しましては払わないというわけじゃないんですが、ちょっと遅れぎみになっているというようなことで、若干徴収率としては滞納繰越としては4%ほ

ど落ちているところがございます。ただ、これから4月、5月まで滞納整理期間というようにございまして、そこまでには納めていただくようにということで交渉しておりますので、ご了解ください。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。

続きまして、村税の村たばこ税、これ470万増額になっているんですけれども、みんなこれたばこやめているのにこれ増額、どういう算出しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

たばこ税に関しましては、あくまでも分析なんですけど、一昨年から旧三級品というたばこ、わかりやすく言えば、エコーとかわかばとかゴールデンバット、こういった従来安かったものが税率が変わって3年間かけて値上げして、最終的には一般のたばこ、セブンスターであるとかマイルドセブン、そういったものの税率に追いつく、イコール値段が上がっているんですね。そうすると、そのたばこはやめる方がいらっしゃって、大体前の年から比べるとマイナス20%なんですね。ただ、その方がそのまま結局どうせ吸うんだったら、税金同じだったらいいたばこを吸おうというようなことで、逆に旧三級品以外のたばこについては10%上がっているんですね、そうすると、どうしても普通の旧三級品以外のほうが多いものですから、集計としては6%上がっているというようなことで、これも今年度のたばこの販売本数から類推させていただいて、過日の補正予算のほうでも上げさせていただいたんですが、やはり同じような傾向にあるということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） たばこ税4,129万と、かなりの金額なんですけれども、これそのたばこ1つ幾らして村に入ってくる金は幾らなんですか、1個から。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

たばこ税の算定につきましては、村たばこ税につきましては、1,000本当たり売り上げると村に5,262円が入ってくるということで、これを通常のたばこ20本入りに換算しますと、1箱で大体105円入れていただいているというようなことでご了解ください。お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。

次に、8ページ、震災復興特別交付税2億5,091万とあるんですけれども、これはいつま

で続くんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

平成30年度で震災復興特別交付税で見ている事業でございますが、福島再生加速化交付金のため池底出除去、あと福島森林再生事業、あとは保健環境組合のごみ処理施設、このようなものを見ております。ですから今、村でやっております、産業化のほうでやっております福島森林再生事業等の終了にかかわってくるかと思うんですが、あと1、2年というようなところかと思えます。現時点ではでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。

次に、36ページの18節備品購入費でドローンを買うって言っていましたよね、これは操縦する人誰かいるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） お答えいたします。

こちらのドローンにつきましては、大きさを想定しますとこのぐらいの大きさでございます。こちらのドローンに関しましては免許は必要はない、資格としては民間の資格はあるんですが、国的なそういった資格はない大きさのものでございますので、購入した際には職員の方で操作ができるものになっております。

その飛行時間が長ければ長いほど熟練といいますか、それでカウントはされるんですが、仕事としてドローンを使ってなりわいをするわけではございませんので、あくまでも役場の仕事の業務の中で使うものになりますので、職員が資格を取ってやるものでなくて大丈夫な操作になります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 大した額ではないんですけども、これ何に使うんですか、何を目的にやるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） お答えをいたします。

現在のところ想定しておりますのは、例えばなんですが、橋ですね、橋梁、点検のときになかなか人が入って行けない場所等もあるかと思うんですが、その辺の距離感もあるんですが、そちらをドローンを飛ばして写真も撮れます、動画も撮れますので、そちらをこちらで

操作をして、その後、その写真を見たり、動画を見たりという使い方や、あとは観光とかですか、風景を撮ったりですとか、あと考えられますのは、あとは災害時とかにも飛ばせる天候であれば、その後点検して、人が回る、なかなか行けないところもありますので、そういったところを飛ばして点検をするようなことを今想定はしております。ただ、今後どのようなことに使えるかはちょっとやりながら考えていきたいところもございますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 企画政策課専門で使うじゃなくて、これを全体で使うということだね、役場全体で。はい、了解しました。

続きまして、67ページ。3目の保育所施設です、保育施設費、このマイナス436万7,000円なっているんですけども、減額なっているんですけども、これ職員を減らしたって言いましたよね、これ何で減ったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 天栄保育所長、兼子弘幸君。

〔天栄保育所長 兼子弘幸君登壇〕

○天栄保育所長（兼子弘幸君） お答えいたします。

こちらの2目につきましては、一般職6人、この人数については変わっておりません。構成員の関係で年齢が若い方が保育士として保育所のほうに入ってきたということで、人件費が減額になっている状況です。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今の答えだとちょっとおかしいんじゃないの、何で人数は減って新しく入ったら増えるんじゃないの、これ。じゃ、今までの人数、その場所での数と一緒にこれ職員で減額されたわけじゃないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 天栄保育所長、兼子弘幸君。

〔天栄保育所長 兼子弘幸君登壇〕

○天栄保育所長（兼子弘幸君） お答えいたします。

職員の人数については増減はありません。人事異動に伴いまして年代が上の方が減りまして若い方が入ったということで、それによって人件費に差が出てきたということになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、減額なったのは、その人件費の問題ですか、何かほかにあれが減ったから減額なったわけじゃなくて、人件費でそうなったわけ。人件費でさっきの話、同じ、誰か定年なった、高い人が定年なったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 天栄保育所長、兼子弘幸君。

[天栄保育所長 兼子弘幸君登壇]

○天栄保育所長（兼子弘幸君） お答えいたします。

29年度に人事異動に伴いまして、主任保育士の方がほかのほうの課のほうに異動になって、新たにその部分に新採用の方が来たということで、人件費に差が出ております。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 高い人が異動して安い人が入ったということ。

あと、最後の質問になります。141ページ、学校給食センター費、これ2,339万5,000円の増額になっていますけれども、これさっき言った給食の業務委託ですよ、業務委託で1,400万増えて、そして定年なった人もいるって言ったでしょ、だから2人が職員の給与になっているんですけれども、これどういう、ちょっとその辺を細かく説明してもらえますか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

初めに、説明のときに誤解を招くようなことがありましたので、申し訳ございませんでした。増額に係る部分、2,039万5,000円なんですけれども、その内訳は給食センター改築に伴う予算として設計業務委託料、あと造成工事測量委託料、あと水道管の移設工事に伴います負担金、そちらのほうで増額となっております。

なお、給食業務委託料につきましては、今までお勤めになっていた方の人件費、そちらのほうは減額になっております。それで比べてみると、業務委託料のほうは若干ですが、安いような形にはなっている現状でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、これ増額の部分は全部その給食センターの委託料ですね、すると今度退職して業務委託したのを別に増減はないということですか、了解しました。

以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ここで暫時休議いたします。

3時10分まで休みます。

(午後 2時56分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時10分)

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それでは、まず22ページお聞きください。

ここで社会教育費委託金ということで、地域学校協働活動事業委託金が来ているわけなんです、これは何に使うんだか、まず教えていただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

22ページ、地域学校協働活動事業委託金571万4,000円でございますが、131ページのほうでございますが、こちらの中に社会教育総務費の中にこちらのほうで地域学校協働活動事業というものがございます。これは、昨年6月補正でご承認をいただきまして、事業を始めたということでございます。これは県のほうで、私どもで今、学校放課後支援と、子供たちの放課後の見守りという点と学校支援ということで、学校の活動に関しまして支援をしていくという事業が、今、その前やっておりましたが、それと同時に地域学校協働活動事業ということで県の委託を受けまして、10分の10で事業を実施しているわけでございます。

中身でございますが、地域と学校を結びまして、それぞれの学校には学校の課題がございます。その中で、学校のその課題を地域が何とか一緒になって解決できないか、また地域に関しましても学校がそういった地域の問題に関しまして、ちょっとお手伝いができないかと、そういったものを模索しながら3年間という期間で限定ではございますが、県の指定を受けまして、指定が県内6つか7つだったと思うんですが、7つ指定を受けまして、3年間この事業を行うということでございます。

私ども昨年、平成29年度に関しましては、天栄中学校のほうに先生をコーディネーターということで1人置きました。私どものほうにも地域コーディネーターを置きました。その方々とともに地域学校協働本部というのを立ち上げまして、その中でそのさまざまな課題に関しまして、協議をしたり、また実践をしているというところでございます。

中では、昨年ARをやって子供たちと住民の方々をつないで、また、英語の活動ということで、今おいでいただいているQQイングリッシュのお二人の方々に夜おいでいただきまして英語の活動、また、先ほど3番議員さんのほうにもお答えを申し上げましたが、部活動の支援やそういったものも含めて、全体的に570万という事業費で今年度も行っていきたくというふうを考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうしますと、131ページのこの報償費にほとんど使うということでよろしいですか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

今ほど、議員おっしゃるように、この8の報償費、あと13節でございますが、その中で英語教育プログラム作成業務委託というのがございますが、大きなところではこの2つになるかと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 了解しました。

それでは、次に、39ページお願ひします。

企画費の中でやはり8番の報償費、102万ですか、こども未来応援事業講師謝礼100万、あとはこども未来応援事業報償2万、これあるわけなんです、この謝礼100万というのは相当高いような気がするんですが、報償費を含めてこれらの使途について説明をお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北島さつき君。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） お答えいたします。

報償費の100万円についてでございますが、こちらのこども未来応援事業は、子供たちに夢に向かっていただくための事業でございます、応募があつてから数が選定されるものですから、見込みとして100万円といひますのも、件数で大体2件ほどとかというふうなことで考えてはいるんですが、そのほかに19節のほうでも、42ページのほうになります、こども未来応援事業補助金ということで100万円も計上しております。

その子供たちの夢の中身によって講師を呼ぶものであつたり、行くための補助金であつたりするものですから、内容が子供たちの夢の状況によって変わるものですから、金額が100万円といひますのも、これが3件になるか2件になるかわからないところではあります、大卒のところでは計上させていただいているところがございます。

去年は合計で150万円だったんですが、30年度につきましては50万円を増額させていただいておまして、子供たちの件数、去年は28件応募があつたんですが、30年度はもう少し応募いただけるようなことを考えて、応募したいと思つておりますので、増額をさせていただいているところでございます。

こちらのこども未来応援事業の報償費の2万円なんです、こちらは応募していただいて選考されなかつたお子さんたちへ図書カードを送つておまして、そちらの分として去年、29年度は500円分ではあつたんですが、20名の方に500円分ずつを参加賞ということで送らせていただいたものです。こちら本年度、30年度こちら報償費ということで2万円を計上しているものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 内容的にはわかつたんですが、確かにこれ42ページも補助金として

100万上がっているわけですよ、同じ事業なんだから1つにまとめるということは、何でしないでこんなふうにしたのかなと、ただ講師料として100万というのが余りにも上がり過ぎているのではないのかなと思いましたが、確認いたしました。内容わかりました。

それでは、次なんですけど、45ページお願いします。

地方創生費の中で、委員の報酬18万、移住コーディネーター報酬192万とありますが、この委員の報酬は誰に支払う報酬なのか、また、このコーディネーターというのは、これから仕事は村長、前にちょっと話はしていたのは聞いていたんですが、我々これ定住・移住の問題のコーディネーターだと思いますが、それでよろしいですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北島さつき君。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） まず、委員の報酬の18万円についてでございますが、こちらは地方創生総合戦略の有識者会議の委員の方の会の報酬の部分でございます。また、移住コーディネーターの報酬につきまして計上しておりますが、こちら地域の魅力発信、あとは地域移住を希望している方との地元とのコーディネートということとつないでいただく役割にはなるんですが、今、移住体験イベント、交流イベント等開催しておりますので、そういった業務も関連して担っていただきまして、企画政策課のほうに1名配置したいというふうにご考えているところでございます。

まだ正式にこの方、決定しているわけではございませんが、この予算が通りましたならば進めてまいりたいというふうには考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） このコーディネーターの件なんですけど、まだ決まっていないというんですが、やっぱりコーディネーターというぐらいなんだから、ある程度こういったことに精通している人を採用すると、お手伝いということになるかと思うんですが、そしてこれ192万、かなりのプロを頼むに192万という金額は安いような気がするんですが、どうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北島さつき君。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） 答えいたします。

こちらの報酬192万についてでございますが、一月にしますと16万円ほどになります。また、こちらのコーディネーターさんにつきましては、このほかに活動の経費といたしまして、次ページのほうから需用費から計上しておりますが、まず住まいのほうも提供するという事で14節賃借料、建物の賃借料で家賃分とあと公用車も賃借するという事と、あと携帯電話、こちら12役務費でも計上しております。あと居住に係る費用といたしまして、光熱水費

や燃料等も計上しておりますので、その分で賄っていただけるものというふうに考えておるところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうしますと、このコーディネーターは常勤なんですか、役場のほうに常勤で来ると、ということを見ますと、さきに振興公社のほうに2名ということで400万支払うことになってたよね、人件費、だから必ずそれが全部2人の給料ということにはならないかと思うんですが、これとこの人たちと、このコーディネーターと整合性はとれているんですか、給料の。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） 給料の整合性についてでございますが、委託するふるさと子ども夢学校さんにつきましては、給料形態が異なりまして、そちらで幾ら賃金をお支払いするかはこちらでは金額はわかりませんので、その辺の整合性はこちらでとっているということではございません。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村長に伺いますが、やっぱりこれだけの金かかるということ、やっぱり事前に説明するとききちんと説明しなくては、我々は400万預けて振興公社にお願いしてやるということだとばかり頭に置いたら、結果的にはこういう金が出てくると、1,000万近くの金が出るわけなんですよね。だから私たちもちょっと安易に考えていた部分もあったんですが、やはりこれだけの金かけてやるには相当本腰を入れてやらないとまずいかと思うんです。特に、ここで一番重要なのは、このコーディネーターの人の活動だと思うんです。この人の動きによって事業がうまくいくかいかないか、これ車もそうなんです、車も買って預けるんです。携帯電話から何から全部そろえてくれて、それでやる事業なんです。

ですから、やはり定住・移住の事業を行うには、そのほかにこれ、あれもかかるんです、このインターネットで調べるような委託するやつにも金かけているわけですよ。だから天栄村にも良さ、こういう良さがあるんだということを十分にそのやつで発信しないと、インターネットで発信しないと、問い合わせ来る人はそれを見てやるわけですから、やはり天栄村の良さということで、単なるうちが、空き家がありますよくらいではなかなか難しい問題じゃないのかなと思うんです。それで、やはりこれらの、何と申しますか、定住・移住に進めるというような事業ではないかと思うんです。

それで、村長にお伺いしますが、相当な金、こんなにいくとは、私はもう当初は400万でもう終わるのかなというような安易な考えでおったのが間違いだったということなので、再度その取り組みについて、きちんとそのコーディネーターとともにこういうものをやるんだ

ということを後からお示しをしていただきたいと思います。そして村長の意見もあるんでしょうから、きちんとそれをコーディネーターとともにやはり検討なさせて、その進む道を決まったときには、やはり議会のほうにもう一度お知らせ願いたいと思いますが、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この人口減少対策というのは、村にとっても大変大きな課題でございます。ここに向けて、その移住・定住、これを強く進めていく上では、当然議員がやっぱりおっしゃるように、しっかりと本腰を入れてというようなことで、村で単独で出す予算がこの400万、あと補助事業等々のやつを使ってこれを進めるわけでございますので、総額、議員がおっしゃるような金額になってきた中で、それをどうしっかり使うのかというようなことについては、移住コーディネーター、しっかり含めた中で説明をしっかりとまいりますので、そのときにはまた時間をとっていただいて、その中できっちりと説明をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 確かに今、人口が著しく減少していますので、その対策も必要だと思うんですが、やはり定住・移住で来る方は単なる別荘地みたいな感じで来る方もおるだろうし、また農業をやりたいために来る方もおるとは思うんですが、やはり若い人たちが来るのは勤め先がないというのが一番だと思うんですよ。最近、その工業団地、大山の工業団地含めてまだ土地が残っているわけですね。まだありますよね、残って。やはり、かなりあれも本当に家賃とか地代を払っていてね、最終的にはそのやつを引くぐらいのかなりの企業誘致には有利な条件を出していると思うんですよ。ところが最近何か企業誘致についての話は全然出てこないんですよ。やっぱり一番は大きな企業を持ってくると、勤め口がいっぱいあるということが一番大事じゃないかと思うんですよ。その中で、この話とちょっと離れますが、誘致事業のほうどうなっているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

現在の誘致活動につきましては、県が主催するそういった説明会、そういったところへの出展をいたしまして、参加した企業さんへのお声がけをしている。また、現在進出されている企業さんに知り合いの企業をご紹介いただく等の方法により進めているところでございますが、最近はその成果が上がっていないという状況でございます。

30年度につきましては、県のそういった説明会等に頼らず、自らその訪問先の企業を選択し得るような経費を計上した当初予算案を作成しておりますので、詳しい内容につきましてはその予算案の中でご説明を申し上げたいと思います。そういったことで、今後とも引き続き誘致活動は力を入れて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今、課長から積極的にやるというような話が出ましたから、そのことをお願いしたいと思ったんですよ。今までのやり方ではなかなか誘致ができていないということですから、やっぱり一步踏み込んだ積極的な誘致活動をやっていただきたい。なるべく早くあの工業団地を埋めていただきたいと思っております。それを踏まえて、ひとつ村の活性化、人口増等に頑張ってくださいと思います。

次、60ページの負担金補助金の中に、高齢者にやさしい住まいづくり事業補助金、180万あるんですが、これはどういった住まいづくりの補助金なんだか説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

こちらの補助金につきましては、要介護認定を受けていない自立の方の高齢者に対しての住宅改修の補助になります。限度が20万円までで1割負担でということで行っております。

よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 内容についてはわかりましたが、限度20万というと、これ180万だから90戸になるんですか、戸数として。9件か、9件ですね。9件ぐらいの事業はこういった申し込みが既に、前これについてあったような気がしたんですが、こういった申し込みみたいなのが、要望がそのくらいあるということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 去年と今年につきましては、7件から8件ぐらいの申請がありまして、29年度は今のところ8件実施しております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ20万ではちょっとかわいそうなような気がするんですが、大体これで間に合っているんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

介護保険制度との整合性もありまして、介護保険のほうでも20万が限度ということで、大体住宅改修になりますと主なものが手すりをつけたり、あとは段差解消とかそういったものになりますので、全てできるわけで、リフォームみたいなあれではないので、そういったちょっと自立のところを保てるような住宅改修というような要件になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 了解しました。

次に、67ページの19節の中に施設型給付費666万8,000円あるんですが、この事業内容について説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

27年度から開始になったと記憶しておりますが、子ども・子育て支援制度ということが始まりまして、この中でどうしても村内の保育所等に通えない親御さんの通勤の都合上どうしても通えないとか何かの理由で村外、以外の保育所に預けている方の給付費を村のほうで負担しているというような制度になります。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは個人に給付されるんですか、その個人というか、その施設に預ける、行っている人の施設に給付するということですね。これもかなりの金額なんですが、これ27年からあるということで、私ちょっと今まで余り記憶もなくて申し訳ないのですが、どういった事業、どういった内容で、単なる各預かる人のところの施設の管理費の補助ということで任せておるんだか、またどういった内容でこの給付を支給するんだか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 制度の説明から申しますと、まず、天栄村の条例のほうに利用者負担額載っていますので、その金額で村外の保育所に入所した方の保育料を決定します。その保育料を村外の保育所にその方は納付するようになります。その保育所のほうでは、国のほうで決めた公定価格という表がありますが、そういったところで1人当たり幾らぐらい保育所ではかかりますという経費を出して、その保育料を引いた残りの金額を村のほうに請求してきます。それで村はその施設給付費という形で施設のほうにお支払いして、今度村ではそれをもとに県のほうに補助金の申請をして、たしか4分3の補助が来ているようだ記憶しております。そういった制度になります。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうしますと、4分の3は県から補助されるということによろしいですね。はい、わかりました。

次、85ページの需用費であります。材料費の中に賄材料費115万4,000円あります。これはどういった賄い費なんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ここの費目におきまして、福島県の農林水産物PR支援事業という事業を計上しております。県から300万円の補助を受けまして、その範囲内で物産等のPRを首都圏を中心に行っているという内容でございます。そのイベントに係る、いわゆる販売促進のサンプル代、米ですとかヤーコンですとかネギ、そういったもののサンプル代として賄材料費としての計上をしているものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） わかりました、サンプル代ですね、はい。

次に、86ページの負担補助金なんです。天栄ブランド購入補助金100万ありますが、この天栄ブランド購入補助金という、どういう事業なんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

天栄村の3大ブランドと位置づけております米、ヤーコン、長ネギ、これらを村内の2つの道の駅から村内の飲食店等が購入した場合、その購入経費の2割を補助するというものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そういうことは前からやっていたやつだね。これ2割補助すると。

これはあくまであれか、例えば湯本あたりの旅館とかそういった宿泊施設のあるところに限って出しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

主な利用先につきましては、そういった宿泊施設でございますが、この事業のくくりとしましては、サービス業というくくりを決めておりますので、宿泊業に限らず食堂のご利用も可能になっております。ただ、今のところちょっとご利用いただいている実績がないという

状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ年間にすると、俵数に直すと何ぼくらいになるんですかね。これは100万ちょっとで端数はないんですけども、ぴたっとこういうもんなんですかね、ぴたっと行くんですかね。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 答えいたします。

きちっとした数量ちょっと手元になくて、販売金額から逆算出でございます。米に関しましては大体110俵ぐらいの換算数量になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ天栄ブランド米、天栄米、私はよくわからないんですが、1俵幾らで販売しているんですか。それともう一つ、このブランド米、これ道の駅で取り扱っているという話聞くんですが、肝心の道の駅では使用しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 答えをいたします。

天栄米ですが、一番高い漢方米といわれるものが1キロ1,000円でございます。その下のランクにつきましては1キロ850円、通常の特別栽培米が1キロ700円という値段でございます。それから、道の駅の利用ということでございますが、羽鳥の道の駅につきましては、食堂でご利用をいただいております。季の里につきましては購入はございません。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） こっちの道の駅は使っていないということですね。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 答えいたします。

季の里の食堂におきましてもネギ、それから米の利用がございます。羽鳥につきましては、ヤーコン、長ネギ、米、3つご利用いただいております。季の里につきましては長ネギとお米の利用があるということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、これ米ばかりじゃなくて、ネギもいいということだよ、ブランド使って、ただね、季の里の御飯おいしくないんだよ。食べてみたんだけど。だから、どうかなと思ったんですが、ここはもう株式会社になっているからどうなんでしょ

うか、こうやって補助まで出しているんだから、やっぱりそれなりの、そういうところで使っていた方がいいと思うんです。かなり米にも、漢方米のキロ1,000円使えとは言いませんが、下のを使っているにしては、何か私食べた中では全然おいしくなく感じておりますので、そんなことです。わかりました。とにかく補助金使っているんだから、やはりあれですね、供給しているところはそれなりにPRをしてきてくれると思うんですが、そういったこともお願いはしてあるんでしょうね。天栄米のポスターくらいは張ってあるんでしょうね。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

残念ながら天栄米のポスターというのがございませんので、それにかわるものといいますか、現在、天栄物語という物産とか村の魅力を載せた冊子、季節ごとの4つのシリーズというのをつくっているんですが、そういったものを施設に置いていただいて、物産、それから観光も含めてPRに努めていただいているという状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） この天栄米については食味コンクールもやって、かなり経費をかけて一生懸命PRしていると思っていたんですが、ポスターはないと、つくってないというような話ではちょっとどうかなと思うんです。たまたま議員の控室に観光協会のポスターがあるわけです。ふたまたぎつねの写真がいっぱい載っているんですよ。観光協会はどういう意味であのふたまたぎつね、ただぬいぐるみがかわいいからあれを使ってつくったんだかわからないですが、やはり観光協会がかなりの補助金行っていると思うんですが、それでもってつくっていると思うんですが、やっぱり観光協会があれだけのポスターをつくる能力があって、天栄がこれだけ一生懸命米に力を入れていて、天栄米のポスター1枚もないというようなことではちょっと残念でもありますので、ぜひその辺も検討いただきたいと思います。

先ほどの二岐山のふたまたぎつねですか、今湯本の方に聞いたら、キツネっているのかと聞いたら、誰も湯本でキツネって見たことないと言うんだよね。いるんだかないんだかわからない状況の中で、単なるキャラクターとしてのそれはいいとは思いますが、あそこまで一面にキツネのぬいぐるみの写真を載せて、つくるんだったらもう少し二岐の、天栄村の観光地の名所の写真でも入れたほうがもう少しよかったんじゃないのかなと私は考えるんですが、そういった面も当然これ産業課の担当部署にあると思うんですが、その辺ももう少し検討していただきたいなと思います。

次に、88ページをお願いします。

ここに環境にやさしい農業拡大推進事業補助金236万1,000円、この補助事業についての説

明をちょっとお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

環境にやさしい農業拡大推進事業補助金でございますが、こちらは天栄米栽培研究会が導入する紙マルチ田植え機1台の補助でございます。総事業費が340万円で県と村合わせた補助金が236万1,000円、補助残の103万9,000円は会の自己資金というものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これも県も力を入れていると思うんですが、この事業、前にもやったことあると思うんですが、これはどうなんですか、今後何年か続けていく計画なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

この事業につきましては、昨年度から始まった事業でございます。もともとの財源、国なんですけど、それが県を通じて事業化されて、それぞれにおいてくるというような仕組みになっております。この先の継続につきましては、まだ承知はしていないんですが、やはり環境にやさしい農産物の供給体制を整備していく必要があるというようなことで国が始めた事業でございますので、最低でも5年ぐらいは続くのかなというふうに思っております。また、村での取り組みは今回が初めてでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） やっぱり、これ補助事業ないと個人負担での事業としては成り立たないんでしょうか。その辺どうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その個人負担だけで成り立たないのかということでございますが、補助がなければそもそも個人負担でやっていただくしかないわけございまして、今回、この制度に合った機械の購入ということで補助を受けられると、採択要件に合っているということでございますので、今回につきましてはこの事業によって取り組みを進めていただくということにしたものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） せっかく県も補助出してやっているのですが、やはり個人全額負担となると、これは採算ベースが合わないからということになるろうかと思うんですが、補助事業

あるうちは頑張っていたきたいと思います。

次に、93ページ、ここに地域農政特別対策推進活動費の中に農業次世代人材投資事業補助金600万、それからその下に農業経営体育成支援事業補助金781万2,000円、2つありますが、この事業内容について説明願います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、農業次世代人材投資事業補助金600万でございますが、前年度まで青年就農給付金という名称で実施されていた事業でございます。今回、名称が変更になっただけでございます。1名当たり150万円の補助金を交付するという内容でございます。

その次の農業経営体育成支援事業補助金でございますが、こちらは今回、認定農業者の方お二人が購入する機械の補助でございます。お一方はトラクターが1台、もう一方はコンバイン1台と乾燥機が2台という内容でございます。お二人合わせた総事業費が1,703万8,000円、うち補助金でございますが、予算計上してある額のとおり、村、県合わせまして781万2,000円、補助残の922万6,000円は自己資金というような内容でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうしますと、この経営体育成支援の事業のほうなんですけど、これは認定農業者だけに与えられる補助事業なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

補助対象者は認定農業者も含めまして、村でもつくっておりますが、人・農地プランに位置づけられたいわゆる担い手といわれる方が補助対象となっております。ですから、農業法人ですとかそういった法人も補助対象には含まれることとなっております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうしますと、認定農業者であれば年齢的に問題がないのかどうかと、それと農業ばかりじゃなくて畜産も入るのかどうか、そこをお尋ねします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

認定農業者の年齢について特に要件はございません。要件としてありますのが、その経営規模でございまして、今回トラクターを、54馬力のトラクターなんですけど、そういった方は水田の経営面積が最低12ヘクタール、コンバインにつきましても今回4条刈りのコンバイン

ですが、こちら水田経営面積が最低12ヘクタールというような経営規模の要件がございます。

それから、畜産につきましては大変申し訳ございません、ちょっと把握しておりませんので、後ほどまたお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） じゃ、なお畜産については後から調べて教えていただきたいと思います。

次に、107ページ、この16節の原材料費の中に塩カル167万4,000円は、普通凍結防止剤に塩カル使っているからわかるんですが、その一番下の凍結防止剤としか書いていない300万、これは何なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

こちら16節の原材料費、凍結防止剤でございますが、こちらにつきましては芝草鎌房線、こちらのほうの凍結防止用の装置、別荘地の中段ぐらいに設置してございますが、そちらに使う防止剤ということで、塩カルとはまた違った凍結しないような液体を購入しております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 確かに前に見たことあるんですが、両脇に水ぱっと流してやるんですね。あれ1カ所だけでしょ、あそこにあるの。あの機械で300万の材料使う、その薬剤を使うんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

そちらの機械に関しましては、気温が零度以下になった場合に、基本的には自動的に噴霧というふうな形で、あくまでも雪が解けてにじんできて、夜間に凍結するというこの部分を防止するという意味合いもありまして、気温が下がった場合には自動的に噴霧するというようなことなものですから、気温の低い季節ですとかなり使用料が増えるというふうなことでございます。

失礼いたしました。そちらの箇所、2カ所だったかと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 私ら見たときは、ここにこの凍結防止剤を使ってやるという話は全然聞いていなくて、水が出て凍結しないんだという話だったんですが、2カ所にしても、これ1カ所で150万もかかる凍結防止剤を使わざるを得ないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

通常の道路の場合ですと、雪が降って塩カル、そういったもので解かすというふうなことです。なんですが、こちらの凍結防止剤の場合ですとその場所で噴霧しまして、その液体がこう下に流れていくというふうな形で、できるだけ広範囲にというふうな形にはなっているんですが、どうしても坂が急であるために凍結しやすいという状況がございまして、そういったことを解消するためには、ある程度費用がかかってしまうというような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっとわかりません。これは凍結防止の機械を設置したでしょ、水が出る機械を。その中にこの防止剤の何か薬剤、液剤か何かを混ぜて凍らないようにするんじゃないかと、それはそれで稼働させてそのほかにこの凍結防止剤というのは道路にまくということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えいたします。

大変失礼しました。その機械の中に入れますのは、カマグという薬剤でございます。こちらを入れて噴霧するというふうな形になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午後 4時10分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時13分）

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。大変失礼しました。

一応名称としては、凍結防止剤ということでカマグを使用しております。その液体なんです。機械のほうから噴霧をしまして、噴霧をしたものが道路に付着しまして、それを走っている車の車輪、これが広い範囲で付着して広範囲にわたって凍結を防止するというふうな形になっております。そのためにある程度の液体の量がないと広範囲にわたって凍結防止ができないということで、量的にはかなりの量が必要になってきます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） かなりの量が使うんでしょう、これだけの金額だから。ただ、広い範囲で付着して凍結しないということは、あそこは除雪はもうしなくたっていいということなの、どうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

芝鎌線については、縦断勾配も急なところで15%以上の箇所があります。その2カ所に今回、去年ですかね、そういったその融雪剤を自動散布できる機械を設置したわけですね。今、課長が言うような効果があるんだろーという部分でやっているわけでありまして、その範囲も今ほどタイヤについて広範囲に凍らないような形にはするというようなことではあったんですが、これが例えば100メートル、200メートルという範囲ではなかなかちょっと厳しいということから、限定されるんですね、その部分ですか、一番急坂な箇所2カ所についているわけなんですけれども、その部分の前後20メートル前後ぐらいはまあまあカバーできるのかなと、ただ、そのほかについては一般的なドーザーでの除雪という形ではなっております。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 設置場所について私、見てきています。前に産建で視察をしてきました、見ております。確かにわかります、カーブのところ。ただ、そのときにこういう液でやる、ただ、水で解かすんだという話しか聞いていなかったもので、ただそれにしてもこの薬剤が300万とこれ塩カル、天栄村中の塩カルで160万しか使っていないのに、あそこの区間で300万のその凍結防止剤、薬剤はちょっと高過ぎじゃないのかなと思うのですが、どうなんですかね。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） その薬剤もどうなんだというふうな話でスタートしたわけでありまして、この事業、社総金の事業でやったというふうなことで、設置については補助を使ったわけですね。将来的にその維持費はどうなんだという話も当然、当時議論させてもらったわけでありまして、とにかく効果があらわれるというふうなことで、じゃ、というふうな部分でちょっと疑問もあったんですが、ただ、この薬剤がこれほど高いものだというふうな部分は当時ちょっと想定もしていなかったものもありまして、ですから今後その使い方もいろいろ、その遠隔装置も使えるようなことも聞いていますし、その年中年中散布して、無駄な費用を使うことのないように、その辺もコントロールしながらやっていきたいと

思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） このことについてもう少し検討して、来年度は検討してみてください。
それではもう一つ、138ページお願ひします。

保健体育総務費なんでございますが、ここの報酬、村スポーツ推進委員報酬と地区体育協力員報酬、2つ載ってございます。このスポーツ推進委員と体育協力員の仕事の違い、どういったことをやっているのか、まずそれをお尋ねしたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

138ページ、保健体育総務費、1報酬の村スポーツ推進委員報酬、地区体育協力員の部分でございまして、こちらのほう、まず地区体育協力員に関しましては、各地区行政区のほうから1名ほどご推薦をいただきまして、その方々にご委嘱を申し上げまして2年間という任期ではございますが、私どもの保健体育というか社会体育及びそういった事業に関しまして、お手伝いをいただいているというところでございます。私どもでマラソン大会や体育協会の行事の中でスポーツフェスティバルとか、そういったものがありますが、そういったところでご協力をいただくということでございます。また、この方々、天栄村体育協会の役員にもあわせてなっているところもございまして、体育協会のほうの事業に関しましてはご協力をいただいているというところでございます。

また、村スポーツ推進委員の方々、10名ということでございますが、これは各地区ということではなくて、それぞれのスポーツの中で私どものこういった社会体育にご賛同いただいている方々が来ていただきまして、その方々に任期2年ということでご委嘱を申し上げましてやっていただいております。スポーツ推進委員という、村でも委嘱をしておりますが、こちらのほうは地区の推進委員、また県の推進委員とこういった上の団体もございまして、そういった中での役員とかそういったものもやりまして、こういう広くスポーツの振興、また競技に関しての振興に寄与していただく、また私どもの先ほど申しましたようなそれぞれの事業、マラソン大会やそういった事業にも体育協力員と同じような形でご協力をいただいているということでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 仕事の内容についてはわかりました。この方々は年間何回くらい協力をもらっていますか、マラソン大会とありましたが、そのほかに。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

[生涯学習課長 小山富美夫君登壇]

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

まず、体育協力員のほうでございますが、先ほど申しましたようにマラソン大会、あと私どものほうの行政機関対抗ソフトボール大会、ああいったときに、あれは体育協会のほうでございますが、ああいったときにお手伝いをいただくようにはなっております。また、10月の末に体育協会主催ではございますが、その中で先ほど申しましたスポーツフェスティバル、あと12月に小学生を対象としました、前はドッジボールとかやっていたんですが、去年は縄跳び大会を行いまして、そういった形にお手伝いをいただいているというのが体育協会の重立った行事の参加でございます。

村スポーツ推進委員のほうは、それにプラス岩瀬管内のほうで6月の中旬だったと思うんですが、岩瀬管内の県民スポーツ大会がございますが、そういったところにチームの中の、チームと申しますか、審判のご協力をいただいたり、また、岩瀬管内の中でスポーツ推進委員の研修会というのがございますが、そういったところにご参加をいただきまして、広く岩瀬管内のスポーツの振興を勉強しているというところでございます。

また、福島県の大会もございまして、そういったところにも大会の中でご参加をいただいているというのが重立った仕事でございます。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 仕事の内容についてはわかりました、だけれどもこの今話されました、そういったいろんなありますと、だけれどもこの方々、それぞれ皆さん参加していますか、全員。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

[生涯学習課長 小山富美夫君登壇]

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

議員おっしゃるように、今ほどのさまざまな行事がございますが、なかなかお仕事の都合もあるという部分でご参加いただいていないというのが地区体育協力員のほうですね、現状でございます。ただ、スポーツ推進委員のほうは、この少ない人数でございますが、会議等の中で5、6名のほうは常時出ているというふうに認識しております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今、このこともなんですが、実際には推進委員のほうは別です。まず体育協力員なんですが、実際に活動したのは1年に1回、マラソンの大会にだけ協力したくらいの話しか聞いておりません。推進委員だって10人いるんですが、恐らくこの方々、全員が先ほど説明された行事にも全部は出ていないんじゃないかと思うんですが。このあり方を

もう少し考える必要があるんじゃないかと思うんですよ。わざわざ地区体育員21人の推進委員が10人というふうな人数がおるんですが、少しもう考える時期に来ているんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

今、議員おっしゃるように、やはりいろいろ仕事の都合とかで、本当になかなかご協力できないという方々もいます。多分、地域、まず体育協力員のほうでございますが、地域の中でもそういった方々を選出するというのにも本当に区長さんのほうでご苦労されているのかなというふうに推測はされます。ただ、私どもこういった社会体育、先ほど申しましたように、大きなイベントを開催するに当たりまして、ご存じのように非常にお客さんはいらっしゃるわけではございますが、その中でお手伝いいただく方が非常にだんだん少なくなっているというのも一方、私どもの課題ではございます。そういった中で、やはり今、難しい、そういったお仕事の中でおいでいただけないというところもあるんですが、そういったところに本当にも少しなくなった場合には、さらなるお手伝いいただくということも今後出てくるのかなというふうに思います。

ただ、先ほど議員さんおっしゃるようなところで、今後、その選定の仕方とかそういったものも今後の検討課題にはなるというふうには承知しているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうですね、事業、結構報酬もくれているんだよね、これどうなんだか知らないんですが、地区によっては区からも協力員なんかは区からも出ているんですよ。そういったことがあって、うちのほうはマラソン大会に1回しか行かない人に区からは出せないということでやめた経緯があるんですが、ほかにもそうみたいな話を耳にしましたんで、いかがですか、もう少し検討してみたいかかなものかと思っておりますので、検討していただきたいと思っております。

以上で終わります。

◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

議案審議の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時27分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 5 号)

平成30年3月天栄村議会定例会

議事日程（第5号）

平成30年3月12日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第38号 平成30年度天栄村一般会計予算について
日程第 2 議案第39号 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計予算について
日程第 3 議案第40号 平成30年度牧本財産区特別会計予算について
日程第 4 議案第41号 平成30年度大里財産区特別会計予算について
日程第 5 議案第42号 平成30年度湯本財産区特別会計予算について
日程第 6 議案第43号 平成30年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について
日程第 7 議案第44号 平成30年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について
日程第 8 議案第45号 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について
日程第 9 議案第46号 平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について
日程第10 議案第47号 平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について
日程第11 議案第48号 平成30年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について
日程第12 議案第49号 平成30年度天栄村介護保険特別会計予算について
日程第13 議案第50号 平成30年度天栄村風力発電事業特別会計予算について
日程第14 議案第51号 平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第15 議案第52号 平成30年度天栄村水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀	溪 仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	9番	後 藤	修 君
10番	廣 瀬	和 吉 君			

欠席議員（1名）

8番 熊田喜八君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	副村長	森茂君
教育長	増子清一君	参事兼 総務課長	清浄精司君
企画政策課長	北畠さつき君	税務課長	黒澤伸一君
住民福祉課長	熊田典子君	参事兼 産業課長	揚妻浩之君
建設課長	内山晴路君	会計 管理者	森廣志君
湯支所 本長	星裕治君	天保 育所長	兼子弘幸君
学校 教育課長	櫻井幸治君	生涯 学習課長	小山富美夫君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議事 事務局長	伊藤栄一	書記	牧野真吾
書記	大須賀久美		

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

なお、8番、熊田喜八議員より、けがの治療のため欠席の届け出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第5号をもって進めます。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第38号 平成30年度天栄村一般会計補正予算についてを前日に引き続き議題といたします。

質疑はございませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） まず、歳入のほうの5ページ、入湯税なんですけれども、今年度は前年度に比べて、滞納繰り越し分引くと、ほぼ同じというふうな積算なんですけれども、湯本・二岐温泉にお話をお伺いしますと、震災前よりもう半分以下に減っていると、お客さんの入り込みが減っているというようなことでありますが、この積算の推移というのは、まず前年度と同じというふうに積算しているんですけれども、その辺の根拠というのをちょっと教えていただけますか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

[税務課長 黒澤伸一君登壇]

○税務課長（黒澤伸一君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、入湯税なんですけれども、入湯税は基本的に来ていただいたお客様、宿泊されるお客様の1人に対しまして150円、自炊の方に対して75円というようなことで課税させていただいているもので、それを納税義務者である旅館さんのほうから納めていただいているところです。今、議員さんお話あったように、非常にその湯本・二岐温泉、お客様が減っているというお話なんですけど、あくまでも私ども課税のほうに関しましては、来ていただい

ているお客様の数に対して、そういったお金をいただいておりますので、あくまでも昨年度の数字から類推して上げさせていただいているというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは入湯税の面からいえば、例年そんなに減少はしていないということで捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

確かに今おっしゃったように、湯本、二岐に関しては若干落ちているのかなとは思いますが、羽鳥にある大きなレジャー施設、そちらのほうは今度、経営者がかわりまして、結構いろんな新しいプランを出しているというようなお話も聞いています。そんな中で昨年については、そちらの会社さんのほうで単独でプラス13%という伸びがございました。総体的に見れば入湯税に関しては、昨年は一昨年と比べますと1.4%の伸びというようなことになってございますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。羽鳥のほうの施設は企業努力でそういうふうに伸びになっているということですが、この入湯税のこの予算面だけ見ると、いかにも何か減っていない、ずっと現状維持だみたいな感じに捉えられますが、やはり二岐・湯本温泉は実際減っていますので、その辺は今後考慮していろんな面で村のほうも、湯本・二岐温泉に対してのそういうふうな施策と、あと観光業に対する施策というのは、やはり続けていっていただきたいというふうに思っております。

次に、96ページから97ページ、鳥獣被害に対する対策、これ拾ってみると、96ページの報酬の鳥獣被害対策実施隊報酬から、一番下の97ページの補助事業まで7項目ぐらいろいろあるんですけども、何年たってもいろいろこういうふうにして補助事業等々いろいろ施策をしても、なかなかイノシシ、その他鳥獣害の被害というのは減っていないということがあります。そういう中で、まだ多分天栄村では恐らくやっているところはないと思うんですけども、個別に各圃場を囲う電気柵の補助金はもちろん出していますが、例えば集落ごとに大きなくくりで圃場を網とかそういうもので囲むといったことも一つ方法としてあるんじゃないかなと思うんですけども、そういう場合に例えば1集落でそれを実行するというふうなことに当たって、この中のこのいろんな事業をこれどういうふうに使っていけばいいのかなと、方法として。この補助金とこの補助金を使えばこんなふうにできますよみたいな、これを使って、まず最初にできるのか、できないのか。これできるんだったら、どういうふうな使い方あるのか。それをお答え願います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この費目に計上してある補助メニューにつきましては、電気柵のみでございまして、それ以外のものにつきましては、この費目の予算では設置はできないということになります。電気柵以外の例えばワイヤメッシュの設置ですとか、そういうものに関しましては、協働の里づくり交付金をご活用いただいて設置を進めていただければというふうな考えでいるところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） そのイノシシの防止として使えるのは電気柵のみだと。これは恐らく各個人個人で申請して、補助金をもらって使うということで、団体が大きなくくりでの電気柵というのはできないというふうに理解してよろしいですか。それとも何人か集まって集団で申請してやること可能なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

電気柵の設置につきましては、集団での設置も推進をしております。集団といいますのは、例えば中山間の団体ですとか、そういった団体が中心になって設置されるもの、あるいは農業者が2名以上、複数名で設置をしていただくものということでございますが、補助率も集団ですと事業費の2分の1、上限なしということでの予算措置をしておりますので、ぜひ集団での設置をお勧めといいますか、推進をしていくというような考えでおります。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということで、今ぜひ集団での設置を奨励することなんですけれども、これ2分の1補助ということで、この設置の上限、限りなく幾らでも2分の1補助というわけじゃないんでしょうけれども、それは幾らなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

集団の場合の上限でございますが、今のところ設けておりません。ですので、かなり何百万ということになれば、またちょっと考えなければならぬというふうに思っておりますが、これまでの実績を見ますと、大体20万とか30万、多いところで50万という事業費でございます。補助金で50万です。事業費とすると、その倍ということになります。それが今までの実績でございますので、とりあえず今のところ上限は考えてはいないということでございます。

ます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それから、協働の里づくり交付金のものも使っているというふうなことだったんですけども、この里づくり交付金と、この電気柵の工事補助金というのを抱き合わせというか、これは里づくり交付金は電気柵はだめだよみたいな、そういう縛りがなければ抱き合わせでもできるのかなと思うんですけども、そういうことも可能なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

先ほどご質問ございましたワイヤメッシュ、こちらに関しましては、まず協働の里、こちらのほうで原材料を支給というふうな形で上限50万というふうな形で考えております。先ほど電気柵とあわせた形で実施できないかというようなご質問でございますが、それぞれワイヤメッシュはワイヤメッシュ、電気柵は電気柵というふうな形で別々な形での施工は可能かと思われま。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 協働の里づくり交付金でワイヤメッシュ、原材料交付ということなんですけれども、ちょっとこれまだやったことないんで、もしやっているところがあれば、ワイヤメッシュ、大体50万円だと何メートルぐらい囲えるのか。それは大体検討していますか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

ちょっと今50メートルというふうなことでございましたが、ちょっと私のほうで50メートルの資料がございませんので……50万ということでございましたが、ちょっと50万というふうなことではちょっと今、資料ございませんので、簡単に私のほうからちょっと私のほうでちょっと見積もりをとらせていただいた部分についてご説明させていただきたいと思ひます。

まず、ワイヤメッシュの資材としまして、大体長さ100メートルで高さが1.2メートルほどで、この中に鉄線と支柱、結束線等々含めまして、大体11万円ほどかかるかと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。大体そのぐらいでできるということなんです。ありがとうございます。

それと、これ協働の里づくり交付金でイノシシのワイヤメッシュ購入できるというふうになったのって、多分あんまり村民の方は知られていないんじゃないかなと思うんですけど

も、これいつからオーケーになったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

去年からということになります。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。本当に今あちこちでイノシシ等々の被害というのかなりあるんで、ぜひこれ周知していただいて、いろんなところで団体で使えるような方法をぜひとってもらいたいというふうに思います。

次に、86ページ、19節負担金、補助金の中の天栄ブランド購入補助金100万円、これとつであるんですけども、おさらいの意味でこの制度の目的、内容について、ごく簡単でいいですから説明していただけますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

村の三大ブランドに位置づけております、米、ヤーコン、長ネギの消費拡大等を図るために、村内のサービス業の方が両道の駅から、そのブランド品を購入した場合に購入額の2割を補助するというような制度でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この制度って、やってから来年度、30年度で何年目になりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

30年度で5年目になります。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 29年度の実績ももう多分、まだあと1カ月ありますんで、どうなるかわかんないですけども、過去3年間、29年度も出していただければいいんですけども、これの実績、両道の駅でどのぐらい販売して、どのぐらい補助金出しているのか、それを出していただけますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

手持ち資料が平成29年度の数字でございますので、途中まででございますが、その数字で

お答えを申し上げます。季の里につきましては48万8,000円ほど、補助額です。羽鳥の道の駅につきましては23万5,000円ほどとなっております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これ3品目あるんですけども、これ品目別にもお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

(午前10時23分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時44分)

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

平成26年度、羽鳥の道の駅でございます。ヤーコン、3万6,520円、ネギ、2万8,872円、米、24万5,445円。26年度の季の里、ヤーコン、280円、ネギ、710円、米、27万7,060円。27年度、羽鳥、ヤーコン、7万320円、ネギ、2万3,660円、米、29万7,888円。27年度、季の里、ヤーコン、200円、ネギ、1万2,004円、米、28万2,740円。28年度、羽鳥、ヤーコン、2万900円、ネギ、2万3,796円、米、15万4,967円。28年度、季の里、ヤーコン、ゼロ、ネギ、2,360円、米、49万9,200円であります。29年度、羽鳥、ヤーコン、2万8,240円、ネギ、2万6,400円、米、17万9,688円。29年度、季の里、ヤーコン、2,400円、ネギ、6,078円、米、48万円ちょうど。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ありがとうございます。このデータを見てみますと、ほとんどが米ということではありますが、この両道の駅に納品している生産者というのは何件あるんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

それぞれ作物ごとに組合がございまして、その中から順番で出しているというようなことでございますので、組合員数が出荷者になろうかと思えます。ネギでございますが、18名、ヤーコンが8名、それから米に関しましては、研究会が10名、それ以外の方が2名でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 米に関しまして、研究会というのは栽培研究会だと思うんですけども、これが10名、それ以外の方が2名ということなんですけれども、この米に関して、両道の駅に納入できる生産者というのは何か基準でもあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

詳しいところまでは承知はしておりませんが、特に基準というのはなくて、それぞれ道の駅に申請をして登録をしていただければ出荷は可能であるというふうに承知しております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この出荷しているのって、今、米に限ってですけども、研究会10名、それ以外の方2名なんですけれども、これはこの制度を利用する業務用に関してはどうなんですか。やはりこの12名で回しているんですか。それとも道の駅で仕切ってやっているのか。これどういうふうな方法でやっていますか。あそこで販売しているのもありますよね。業務用はまた別だと思うんですけども、それは業務用に限ってはどうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

業務用のものにつきましては、それぞれ道の駅のほうで選定をされているというふうに承知しております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。

それから、今度使うほう、両道の駅を通して、この制度の目的というのは村内の業者さんができるだけ天栄米を業務用で使ってもらおうよということ、これ始めた事業なんですけれども、使うほうの施設というのは村内で何件ぐらいありますか、米に限って。大きいだけでいいです。何件か。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

利用している施設は6施設でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 6施設で110俵ですか。前、6番議員の質問で大体110俵ということなんですけれども、6施設というのは大体、各企業名出すとまずいのか。大体こんなところが

このぐらいとか、食堂がこのぐらいとか、あと、まさかとは思いますが、同じ業務用だからといって、季の里、羽鳥湖高原で自分のところの自家消費もこれでやっているということはないのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

旅館が3施設、それから英語研修施設、それから、それぞれ道の駅の食堂でございます。2カ所ですので、合計6施設となります。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これ、道の駅も使っているのもあれですか。道の駅は自分のところで仕入れしているから、それだけ安く仕入れていると思うんですけれども、それ使った分はやっぱり2割引でこれやっているんですか。今やっていると言ったんだから、やっているんでしょうね。わかりました。

ここに出荷するこの制度を利用して出している米って、もちろん天栄米なんですけれども、この天栄米って、きちんとこれ天栄米だというのはちゃんとこれ確認してあるんですか。例えばの話、食味コンクールに出すぐらいの食味が何%以上でおいしい米でないと、天栄米のこの制度を利用して各施設には出せませんよみたいな、そういうのはないんですか。もういわゆる天栄米だったら、出荷業者が持ってくればそれは天栄米ということでオーケーなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

出荷されている天栄米につきましては、いわゆる特別栽培米以上のお米ということになっておりまして、特にその食味が何点以上ですとか、そういった基準は設けてはおりません。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今その納品の生産者が持ってくれば、一応、天栄米の栽培要件にあっていれば、それはオーケーだということですよ。旅館とかにちょっと聞いてみたんですけども、実際、季の里を通さなくて、村内の生産農家から買って、それを業務用に使っているというところもあります。何件かあります。それ何でと聞くと、まず1点はわざわざその季の里を通して、この制度を利用して2割引で買っても、それほど利点はない、かえって高いぐらいだと。いろんなところから集まる米なんで、味に一定性がない。そういうふうなことも聞いています。この制度でちょっとおかしいというか、疑問なところは、何でこの両道の駅を経由しないと、この制度ができないのか。だって、今は天栄米に限りますけれども、村

内、結構天栄米を栽培する農家増えていますよね、いわゆる。その人たちはこれに実際問題入っていないわけですよね。この制度自体おかしくないですか。その辺ちょっと説明してもらえますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

確かななぜ道の駅だけなのだというようなこともあろうかと思いますが、それぞれのその生産者の方が個別にそのお取引をされているものの把握といいますか、そのチェックの現実的には相対で取引されているものなどは、役場として把握するのも極めて困難であるというような状況もございます。適切な補助金の運営の仕方とすれば、確実に数量、金額が把握できる道の駅を通じた取引に対して補助するのが適当であろうということから、こういった制度になっているということでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それじゃ、道の駅を疑うことはしたくないんですけども、これ役場で補助金を出すときに納品伝票並びに各施設の受領伝票とかという、これはきちんと確認しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

数量の確認につきましては、それぞれ月ごとの納品書を添付していただくことによりまして、確認をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 納品書はわかりました。その納品書はきちんと施設が、はい、受け取りましたよというのは確認できるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

今の時点では、そのそれぞれの施設の受領に関する証明書まで添付を求めてはおりませんので、きちっと受領されたかということに関しての最終的な確認は、今の段階では納品書でしか数量の確認しておりませんので、そこまではまだいっていないという状態でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは、両施設でも自家消費米もこれに入れているということなんですけれども、その辺に関しては認めているんですか。おかしいと思いませんか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

目的が三大ブランドの消費拡大という目的でございますので、それぞれの道の駅の食堂において消費されているものに関しても、補助の対象としているというところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） いや、対象としているのはわかりました。おかしいとは思いませんかということです。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

不適切であるというふうには認識はしておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この天栄ブランド購入補助金、そのほとんどが天栄米に関してですけれども、この制度、来年度で5年目を迎えるということなんですけれども、実際問題、はたから見ると、道の駅を通さないとこの制度を利用できないということは、ここに納品しているのは栽培研究会、プラス2業者だけ。利用しているのも4年過ぎましたけれども、道の駅を引けばたった4施設。先ほど私がいろんな資料を請求しましたが、かなり言われてから数字を当たっているということで、これ30年度の予算を計上する前に過去4年間の実績、そういうものをちゃんと検証しているんですか。検証していればこういう数字というのはすぐ出ているわけですね、時間もそれほどかからなくて。例えば利用施設の受領とかもない。これはもう道の駅に任せている。道の駅で利用しているのも自家消費米、安く買ってそれにまた2割も引いてやっている。これやっぱり本当に一部の生産農家と道の駅、それを利用しているほんの一握りの施設、これだけしか利用していない。結局この目的というのは、地元の米の消費拡大でしょう。だから、いろんな施設が利用して、それから天栄米をつくっているいろんな農家の米、もっと両道の駅を使わなくても利用できるような方法というのはいろいろ検証すれば出てくるんじゃないですか、疑問点とかそういうものが。これ恐らく検証なんかしていないんじゃないですか。毎年毎年100万、100万で出していて。これちょっと疑問なんで、これ予算に上げるんですけれども、ちょっと私は賛成することはしかねます。

同じようなのがもう一つあるんですよ。この天栄ブランド購入補助金の2つ前、14節使用料及び賃借料、地産地消システム使用料、賃借料、これ簡単にこの事業の目的、内容、簡単でいいですから、また説明してください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この地産地消に関しましても、同様に村内のブランド品も含めた農産物、生産物の利用促進を図るために総務省の実証事業ということで導入をいたしましたICTを使った、こういったブランドの購入事業というようなことで取り組みをしているものでございます。同じくその地元の農産物、生産物の消費の拡大に寄与するというふうなシステムでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これ、項目が地産地消システム使用料、今説明になったICT利用ということなんですけれども、システムの利用料が64万ですよ。これどういったシステムなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、それぞれの道の駅に基幹となるパソコンを配備しております。そこにその扱っている農作物、値段等の情報を搭載して、そこに消費者がアクセスをして確認または注文するというような内容です。もう一つ、生産者の情報をタイムリーに把握するというようなことで、生産者向けのタブレット端末もこの中には入っております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これ総務省の実証実験ということなんですけれども、これ始めて何年目ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

本格運用が平成28年度でございますので、29年度で2年目というふうになります。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） パソコン、両道の駅に2台、それから生産者にタブレットを渡して、そのタブレットで生産状況を順次いつでも道の駅のほうに情報を多分入れてくれるというふうなことなんですけれども、このタブレットを渡されている生産者って何名ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

タブレット使用の生産者は、今のところゼロでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これ、このシステム使って2年目なんですけれども、使用料で64万8,000円、これ昨年度何ぼとったかわかんないですけれども、28、29年度、これ30年度の予算だから。28年度、29年度、これ予算何ぼとっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

予算額につきましては、同額でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 何か質問する意欲……基地局がパソコン2台持っているのはわかるんですけれども、タブレットは1台も与えていない。この64万、64万って、去年と、一昨年って何に使ったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

そのシステム一式の賃借料といいますか、使用料でございます。28年、29年度につきましても、システム自体の使用料という予算でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） システムの使用料、このシステムというのは例えばふるさと納税みたいどこかのその「さとふる」みたいな、そういうのを使っているということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

システムにつきましては、その事業者が構築したオリジナルシステムがその機械に入っております。ですから、このシステム使用料といいますのは、その構築したシステム、プラス機械も合わせた一式の使用料ということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） そのシステム業者というのは、そのパソコンに何、そのシステムを入力した業者なんですか。それともその業者というのは両道の駅なんですか。それは毎年毎年、その機械代じゃなくてレンタル、プラス使用料で64万もとられるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

ちょっとわかりにくいお答えで申し訳ございませんでした。その中に入っているシステム

自体は、一度その実証事業で構築したものでございますので、その構築したソフトに関する使用料というものは発生しておりません。この使用料に関しましては、それを入れておくハードに関する使用料でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ハードの使用料って、パソコン2台でしょう。ほかにあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

パソコン2台、プラスちょっと詳細は今、手元にございませんで、正確には申し上げられません、いわゆるインターネットにつながる環境を設置しているもの、それからプリンターなどの周辺機器、それからタブレット分、ちょっと台数が今把握しておりませんが、そういう機械、システムでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） タブレット使っていないって言ったでしょう。何でタブレット、システム使用料に入っているの。使っていないやつに金払ってんのかい。それと、その64万もすごい金ですよ。これ何に使っているか今わからないって、もう2年やっているんですよ。これ実証実験でしょう。これ報告しなくちゃいけないんじゃないですか、もしかしたら総務省に。もっともこれ自主財源なんだよね、村の。だから、報告はしなくていいのかもわからないけれども、これ何、本当タブレット全然使っていないわけでしょう。農家に配付していないんだから。何でそこに金が発生するんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

タブレットが今、未使用の状態になっておりますのは、いわゆる接続環境がまだ整っていないということで、最低でもそのWi-Fiにつながる環境が必要だというようなことから、そういった部分の整備がまだされておらずに未使用の状態が続いているという現状でございます。

それから、実証事業の報告でございますが、既に総務省のほうで報告といたしますか、そこは終了しております。村の一般財源はここには入っておりませんので、総務省の財源で総務省が実証事業ということで実施をしたものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これ、村の財源入っていないって、何だこれ、30年度の当初予算の概要についての6ページの一番上から2番目、スマート農業地産地消システム使用料64万

8,000円、財源、一般財源64万8,000円となっているけれども、これ何、村の金じゃないの。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その実証事業に関する当初の構築ですとか、そこに関しては総務省が実施をしたものでございます。それ以降のシステムの賃借料などのランニングコストにつきましては、これは村の一般財源で実施をしているというものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今の答弁、最初のシステムを構築するためには補助金使ってやったと。この前の答弁、Wi-Fi環境とか整っていないからタブレットとか使えない。今の答弁の後半部分、これは一般財源で運用しております。何もやっていないじゃないですか。それで、1回、総務省のほうに報告していますという今、答弁ありましたけれども、どういうふうに報告したんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

総務省への報告でございますが、これは総務省が事業主体で、メーカーにこのシステムをつくらせて効果を検証したというものでございますので、村から直接その総務省に報告というものはせずに、総務省がシステムをつくった業者を通じて、実績を確認していたということでございます。村から今年度これだけですよというような報告は実施はしておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、課長の答弁ですと、このシステムは総務省が持ちかけて、システムは何か業者がやって、道の駅に置いたと。村としては、特に実績についての報告、検証についての報告はしていませんと。何かほかの人が勝手にやっているんだみたいなこと言っていますけれども、運用に関して、64万、村の財源使っているわけでしょう。それで2年やったんだから、総務省でどうだったぐらいは聞いてよこすのも当然だし、もしどうだったいも聞かないでやっているような総務省だったら、本当にずぶずぶでただ金使っているのかなと思うし、村のほうも、これやってだめだよ、全然だめだよとか、使えないよとかという、何か別に聞かれなくても言ってもいいんじゃないですか。それとやっぱり2年間やって、またこれ予算に上げているということは検証していないですよ、実績。もうまた来年も上げましょうみたいな感じで恐らくやっているんですよ。この2点については本当に答弁聞いて、もうちょっといい回答あるのかなと思いましたがけれども、もうちょっと一生懸命やっているのかなと思いましたがけれども、これに関してはちょっとがっかりしました。

これで私の質問終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 95ページの放射能対策費の中で、ため池底質除去処理事業委託料とあるんですが、村で100近くため池ありますが、そのうちその除染しなくちゃならないやつと、やんなくてもいいよというような区分けしていると思うんですが、あと何年間かけてやっていくんだか、ちょっとそこらをお聞きしたいということが1点と、あと、30年度に計上しているところ、これはどこをやるんだか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ため池のいわゆる除染をしなければならない数でございますが、村内で12カ所でございます。それで、平成32年度までには完了したいというふうに考えております。30年度の実施予定は、大里東部の2カ所でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） この点はわかりました。

次に、110ページの住宅管理費の中で、19番の木造住宅耐震改修助成事業補助金ですけれども、耐震補強、多分調べると思うんですね。それで本当に今までやった実績とか、あと、これからの方向についてお聞かせ願いたいんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

110ページの負担金、補助及び交付金の中の木造住宅耐震改修助成事業補助でよろしかったでしょうか。こちらにつきましては、まず上の住宅耐震診断としまして、木造住宅の耐震診断をまず実施していただいて、その結果に基づいて、その判断に基づいて耐震改修が必要であるといった方々が対象となりまして、その方がその診断に基づいて改修したいといった場合に補助を出す事業でございます。こちらの実績でございますが、大変申し訳ございませんが、ちょっと私のほうで実績把握していなかったものですが、29年度1件ということで報告させていただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、あの震災終わった後、全部調査したと思うんですね。ここやんなくちゃいかぬとか、ここ危ないとかということ、その実績というのはどういうふうにかかっているのかなと思って。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午前 11 時 31 分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11 時 35 分）

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、今ほどの質問に関しましては、震災後に被災判定を受けたものというふうなことでご質問あったかと思いますが、こちらの制度に関しましては、被災判定を受けたものではないです。補助の対象が昭和56年以前に建築された木造住宅、こういったものを対象としておりまして、そういったものの調査完了後に本人の意向により改修したいというふうな方を対象に補助しているものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1 番、北嶋正君。

○1 番（北嶋 正君） そうしますと、耐震診断で危ないというやつはもうそのままの状態にしておくということですか。ほかみたく私有財産だから補助金出して直すというのはなかなか難しいと思うんですけども。ということはもう潰れてもいいというか、そのやむを得ないという見方しちゃうんですかね、それ。どうなっているのかな。だから、あのときにやっぱりこのうちは危ねえから建てかえなくちゃなんねえとか何かという指導したと思うんですね。そこら辺は今どういうふうになっているのかなというのがちょっと気になったものですから。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

こちらの制度は、被災を受けた方を対象としているものではなくて、今回診断のもとに改修が必要だということを、そういった建物を対象として補助するものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1 番、北嶋正君。

○1 番（北嶋 正君） すると、もう被災したうちはもう終わりということで、切っちゃっていいということで、そういう理解していいんですね。

○議長（廣瀬和吉君） 終わりですか。ほかに質疑ございませんか。

9 番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） まず、38ページをお願いいたします。

14節の使用料及び賃借料で一番下の段、公用車賃借料で358万8,000円、予算計上されております。これはこの公用車については、103ページにこの商工費のほうでもかなり賃借料として68万7,000円、それからそのほかの課でも公用車というのが予算化されて上がっておるんですが、公用車については、私その勉強不足であるかと思いますが、公用車は村のほうで総務課のほうで一括して対応しているのかな、一本化しているのかなと思ったんですが、このように区分けしてその予算を計上して上がっているというのはどのような意味といたしますか、どのようになっているんでしょうか、この公用車の扱いについては。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

まず、今ご質問の38ページの公用車賃借料でございますが、今、議員おっしゃるように基本的に役場内各課共通して使うものにつきましては、この中で賃借料として上げさせていただいております。あとそのほかに例えば除雪の際の除雪車なんかにつきましては、建設課のほうで上げさせていただいております。その目的によって、総務課以外のほうで上げさせていただいている場合はございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 公用車については、どのようにこの賃借しているんですか。例えばその年数で何年間借りる、あるいは同じものを使用できる時中借りているというようなその基準みたいなことはあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

リースにつきましては、3年なら3年というふうな契約の中で、まずリース行っております。そしてその中で3年なり期間が終了すれば再リースというようなことで使っている場合がほとんど、まずその車が動くうちはリースの期間終わったらそれで終わりではなくて、その次、再リースという形で今、使用しております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、賃借したその車が乗られるうちはずっと村のほうで借りて使用するということですね。2年とか3年とか、その状態がいいうち中だけ借りて、そしてまた3年とか4年とか契約したならば、新規にまた借りるというような契約の方法ではないんですか。同じものをずっと借りるということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

これまで最近リースしているものの中で、1回目のリース期間が終わって、それで返してというものは最近の中ではございません。引き続き再リースというふうな形で使用しております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 現在借りている公用車、何台あって、それから借りなくて自前で、いわゆる自家用車、村のもの、何台ありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

(午前 11時44分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前 11時50分)

○議長（廣瀬和吉君） 議案審議の途中ではありますが、昼食のため、1時30分まで休みます。

(午前 11時50分)

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お時間をいただき、ありがとうございました。お答えさせていただきます。

総務課管理の公用車でいきますと、総務課管理の公用車が今12台というふうになっております。うち購入したものが5台、リースのものが7台となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そうすると、購入した分が5台で、借りている分が7台と言いましたけれども、そうするとこの賃借料ですから、その借りている部分だけですね、これ予算計上されているのは、自家用の部分はこの予算の経費にも入っているんですか。

それから、7台の賃借料で350万何がしというのと、かなりの賃借料になると思うんですが、車によっては差があると思います。1台1台恐らく同じだと思いませんが、一番高いのでは年間幾ら払うんですか、これ。安いのは幾らくらいになっていきますか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

まず、本年度リースで見ている金額の中で、ただいまの説明はリース7台と申し上げました。このうち今、購入しているものの5台の中で、今回更新を予定しているものが2台ございます。ただいま更新を予定しているものが、平成6年に購入しまして22万キロ走行しているもの、あと平成14年に購入しまして26万キロ走行しているもの、こちらについては新年度更新ということでリースを考えております。この2台の分が今回の予算の中に含まれておりますので、ちょっと多いかなというふうな形ですけれども、その辺の状況がございます。

あと、今借りている公用車の中で、一番高いものというふうなことでございますが、一番高いものと、年間税抜きで5万4,000円ほどで、12カ月で70万円ほどになるものがございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 一番高いもので70万と言いましたね。統一いたしますと、これだんだん安くなっていくかどうか知りませんが、リースで借りたよりも、この金額でしたら5年だと350万になっちゃう。1台ですよ。ですから、もっとリースのやつを減らして、自家用の分にかえて、これから公用車の運営もやっていったほうがいいと思うんですが、もっとリース分を減らすというような考えはないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

ただいまのリース年額の中でございますが、この中に車検費用なんかも含まれた計算で、そのリース費用が計算されております。ですから、購入がいいのか、リースがいいのか、その辺の比較についてはなかなか難しいところがあると思いますので、現時点ではリースという形で考えていきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この車のリース代、賃借料はどの範囲までの部分を入っているんですか。車検代、あとは修理はどっち持つか。どの辺にこの契約はしてあるんですか、リースの内容。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

修理につきまして、いろいろあるかと思いますが、定期点検なんかでの通常の修理につい

てはリースの中で見ております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） いや、その定期点検だけでなく、どの範囲までどういうことまではこちら持ちで、あとはリース会社で持つというようなその詳しい内容もう少し聞かせてください。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

使っている側の理由によっては、ちょっとこすったとか、そういうのは当然、使用者側になります。あと、通常の使用の中で部品の交換の必要性が生じた、そういうものについてはリース費用の中で見られております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） はい、わかりました。

それでは次に、60ページをお願いいたします。

20節の扶助費の中で、緊急通報システム事業193万8,000円計上されております。この点については、私の一般質問でもちょっと触れたんですが、詳しい具体的なこのシステムの内容を説明願います。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

緊急通報システムの制度につきましてご説明申し上げます。

65歳以上のひとり暮らしの方、もしくは高齢者世帯であって、1人が70歳以上であれば、緊急通報を設置できるという制度でございます。料金につきましては無料で行っております。1週間に1回、お元気コールというものが来まして、体の状態とかそういったものを、アイネットという業者さんなんですけれども、委託している業者さんのほうでそちらのほうの調査をしまして、体とかに異常がないとか、あとセンサーをつけておりますので、通常動きがある寝室とか居間とか玄関とかそういうところ、一番動くところにセンサーをつけておきまして、動きがなかった場合には、役場なり、あとは協力員の方なりに通報が行くようなシステムでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この予算額が193万8,000円、今年度の予算、これ何件というか、何世帯を予定している金額の計上なんですか、これは。何世帯分を予定しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

当初予算の計上につきましては、35人分の計上になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この前の一般質問の際に、ひとり世帯の方の人数を出ささせていただきました。それで、今回この35人分ということはこの前、資料を出していただいた世帯数と合うんですか。といいますのは、これ今回35人分予算で上げてシステムを組むということになりますと、それ以外の方は昨年あるいはその前にシステムを構築しておるんですか。ひとり世帯、これで全部の方が抜ける方がないというようなことになるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

一般質問のときに提出した資料の中では、80歳代が84人、90歳が26人ということでご提示申し上げましたが、実際の人数としましては、80代が51人の90代が7名ということで58名、今現在30名ぐらいの方がシステムのほうは利用されておりますので、先日、議員さんのほうからご指摘も受けましたので、今後、一応80歳以上の方につきましては、勸奨のほうに歩いて全ての方が取りつけていただけるように努めていきたいと思っております。予算につきましては、その都度補正のほうで対応させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） このひとり世帯の方は、この前の一般質問のときも取り上げて、私、申しましたけれども、このシステムを構築したから全てその孤独死を防ぐということとはできないと思うんですよね。これを構築して各人が見落とすことがなければ、これがすばらしい事業だと思うんですが、それだけではなかなかこれできないと思うんです。今度も何か大里地区で孤独死の男性の方が出たという話が聞いております。やはり毎月のように村から孤独死の方を出していたんではもう寂しい話だと思いますから、この構築が全てではないと思うんですが、この前の質問でも申しましたとおり、その確認をしたり、それから見守りをしたりする方がなかなか民生委員さんだけでは大変だろうと思っておりますので、このシステム構築も含めて確認をする方を各集落には健康推進員の方というのがおると思うんですよね、民生委員さん以外に。そういう方にもその協力願うような考えも必要かと思っておりますが、システムと併用してそれもやるというようなこともよろしいかと思うんですが、その点はどのように考えるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

[住民福祉課長 熊田典子君登壇]

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

確かに民生委員さんだけは手が届かないというか、行き渡らないところも出てくると思いますので、今ほど健康推進員さんとかのお話があったと思いますが、そういった方々にも呼びかけをしまして、また郵便局とかの配達の方にも前にはご協力いただいていたところもありますので、そういった点も再協力ということで事業所訪問なりして、みんなで見守っていただけるような体制づくりを努めていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この緊急通報システムを有効に活用して、とにかく孤独死など出さないような方向で進めていってほしいと思います。それを切に願います。はい、わかりました。

それではもう一点だけ。102ページをお願いいたします。

1節の報酬でございますが、地域おこし協力隊報酬224万円ですか、計上されておりました、説明はこの前聞いたんだかちょっとわからなかったものですから、もう少し詳しくこの予算の計上についてお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

1節の地域おこし協力隊の報酬でございますが、新規の隊員分としては1名分、それから本年満了となります2名分の残任期間分といいますか、その残り分を計上しているものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） はい、その点はわかりました。といたしますと、現在2名の方が何月で任期満了になるんですか。そして新規に1名を採用するということは、この2名の方は任期満了でやめてもらって、新しく来てもらうというような方向ですか。その点をお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

2名の満了期間でございますが、1名が5月、もう一方が8月でございます。新たな1名の方につきましては、新規の方ということで募集をして就任をいただくという予定でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 現在2名の方を来てもらって、村の各事業に協力してもらっているわ

けですが、今度1名にするという、その理由はどのような理由ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

人数を1名にした理由でございますが、募集に関しましては、また30年度も2名ないし3名ということで募集はしてまいりたいと思います。ただ、これまでの応募の状況等踏まえまして、まず当初予算での計上はとりあえず1名ということでさせていただいて、またその応募状況に応じまして、後日また補正のほうで皆様にご審議をいただきたいという考えから、当初は1名の計上としているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、やはり今までどおり2名の予定は考えていると。

ただ、なかなかその募集しても2名の方が見つからないかもしれないということで、とりあえず1名の予算だけ計上しておいて、もう1名見つかった場合には補正でとって、2名を採用するといえますか、来てもらうということの考えでよろしいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今の議員の仰せのとおりでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） はい、わかりました。終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第39号 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第39号 平成30年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成30年度天栄村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,094万2,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,727万5,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、事業勘定4,000万円、診療施設勘定1,500万円と定める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

10ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度1億2,713万2,000円、比較6,167万2,000円の減。1節から3節の現年度分で6,240万円の減、4節から6節の滞納繰越分で72万8,000円の増を見込んでおります。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度238万1,000円、比較295万円の減。同じく現年度分で295万円の減、滞納繰越分は昨年と同額を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度5万円。昨年と同額であります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目災害臨時特例補助金、存目1,000円でございます。

次の米印の目の欄でございますが、財政調整交付金、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金につきましては、30年度から国民健康保険制度が広域化することにより、国庫の補助、交付金等につきましては、一括県へ交付されることにより廃目となるものでございます。

4 款県支出金、1 項県負担金、1 目保険給付費等交付金、本年度 4 億7,842万3,000円、来年度からの国保の財政運営は都道府県へ移行することから、歳出で計上する療養給付費、医療費等につきましては、全額県から交付されます。こちらはその新規科目となります。

2 目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、こちらも制度改正による新科目となります。

次の米印の都道府県財政調整交付金、こちらも財政運営が県に移行するので、交付されなくなり廃目となります。

2 項財政安定化基金交付金、1 目財政安定化基金交付金、存目1,000円でございます。

次の米印、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金も、財政運営が県へ移行することにより廃目となります。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度 1 万1,000円、1 万円の減。こちらは国保基金利子でございます。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度4,874万5,000円、比較140万8,000円の減。一般会計からの法定繰入分でございます。

2 項基金繰入金、1 目国保基金繰入金、存目1,000円の計上でございます。

7 款繰越金、1 項繰入金、1 目その他繰越金、本年度1,387万1,000円、比較2,569万8,000円の減。前年度繰越金の見込み額でございます。

次の米印、療養給付費交付金繰越金、こちらも制度改正により廃目となるものでございます。

8 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、本年度10万円、昨年と同額計上でございます。

2 目退職被保険者等延滞金、3 目一般被保険者加算金、4 目退職被保険者等加算金、5 目過料いずれも存目1,000円の計上でございます。

2 項村預金利子、1 目村預金利子、こちらも存目1,000円でございます。

3 項雑入、1 目滞納処分費、2 目一般被保険者第三者納付金、3 目退職被保険者等第三者納付金、4 目一般被保険者返納金、5 目退職被保険者等返納金。次のページをお願いします。

6 目雑入、いずれも存目1,000円の計上でございます。

9 款市町村債、1 項財政安定化基金貸付金、1 目財政安定化基金貸付金、こちらは県から提示された納付金が支払われなくなった場合に借り入れをして支払う科目となります。存目1,000円の計上でございます。

次の米印の療養給付費交付金、前期高齢者交付金、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金、こちらも制度改正により廃目となります。

次のページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度583万5,000円、比較1,066万3,000円の減。13委託料でございますが、29年度は広域化に伴い、国民健康保険標準システム導入委託料として、1,000万ほど計上されておりましたので、30年度はそれらがなくなり減額となっております。

2目連合会負担金、本年度61万円、比較1万2,000円の増。ほぼ昨年と同額の計上でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度291万6,000円、比較20万4,000円の増。13委託料の事務共同電算処理委託料のこちらは増でございます。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、本年度16万3,000円。昨年と同額計上でございます。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、本年度9万7,000円。こちらも昨年と同額計上でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、本年度3億8,082万4,000円、比較1,592万2,000円の増、2目退職被保険者等療養給付費、本年度2,510万3,000円、比較798万8,000円の減。一般被保険者は増加、退職被保険者は減の見込みでございます。

3目一般被保険者療養費、本年度266万9,000円、比較30万1,000円の減。

4目退職被保険者等療養費、本年度12万6,000円、比較4万円の増。

5目審査支払手数料、本年度142万6,000円、昨年と同額計上でございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、本年度5,171万6,000円、比較455万8,000円の増、2目退職被保険者等高額療養費、本年度391万7,000円、比較264万円の減。一般被保険者は増で、退職被保険者は減の見込みでございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、本年度20万円、比較10万円の増の見込みでございます。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、本年度1万円。昨年と同額計上でございます。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、本年度1万円、2目退職被保険者等移送費、本年度1万円。どちらも昨年と同額計上でございます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、本年度420万円。昨年と同額計上で10人分となります。

2目支払手数料、本年度3,000円。昨年と同額計上であります。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度60万円。昨年と同額計上で、12人分でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、3款につきましては、県から提示された納付金となります。制度改正による歳出新規科目となります。こちらの納付金と保険事業費分を保険として、今後徴収することになります。当初予算につきましては、仮算定額となっております。

すので、ご了承願いたいと思います。

1 項医療給付分、1 目一般被保険者医療給付費分、本年度8,089万8,000円。

2 目退職被保険者医療給付費分、本年度120万7,000円。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度3,965万9,000円。

2 目退職被保険者後期高齢者支援金等分、本年度60万3,000円。

3 項介護納付金分、1 目介護納付金分、本年度1,416万5,000円。

以上が納付金額の計上科目となります。

4 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、本年度890万1,000円、比較91万7,000円の増。特定健康診査委託料で、糖尿病、腎疾患の早期発見のために30年度からは尿中微量アルブミン検査を導入することと、あと特定保健指導の委託料の増によるものでございます。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、本年度131万3,000円、比較312万4,000円の減。減額の主な理由としましては、昨年計上しておりました7 節の臨時職員の賃金の減と、18 節の備品購入費で保健指導車の購入費の減によるものでございます。

2 目疾病予防費、本年度552万4,000円。昨年と同額計上でございます。人間ドック委託料130人分でございます。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目国保基金積立金、本年度1 万2,000円、比較1 万1,000円の増。基金利子積立金でございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、本年度100万円。昨年と同額計上でございます。

2 目退職被保険者等保険税還付金、本年度1 万円。昨年と同額計上でございます。

3 目償還金、本年度1,000円、4 目小切手支払未済償還金、本年度1,000円。いずれも存目計上でございます。

5 目一般被保険者還付加算金、本年度3 万円、比較2 万円の増、6 目退職被保険者等還付加算金、本年度1,000円、7 目保険給付費等交付金償還金、本年度1,000円。いずれも存目計上でございます。

2 項延滞金、1 目延滞金、本年度1,000円。こちらも存目計上でございます。

3 項繰出金、1 目一般会計繰出金、本年度12万2,000円、比較2,000円の減。ほぼ昨年と同額計上でございます。

2 目診療施設勘定繰出金、本年度1,213万8,000円、比較29万6,000円の増。特定調整交付金の診療所運営費の繰出金でございます。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度2,492万円、比較690万2,000円の増。

次の米印、目の欄ですが、後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金。次のページをお願いします。前期高齢者納付金、前期高齢者関係事務費拠出金、老人保健医療費拠出金、老人保健事業費拠出金、介護納付金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、制度改正により廃目となるものでございます。

続きまして、32ページをお願いします。

診療施設勘定になります。

歳入、1 款診療収入、1 項外来収入、1 目国民健康保険診療報酬収入、本年度444万円、比較36万2,000円の減。

2 目社会保険診療報酬収入、本年度238万4,000円、比較13万9,000円の減。

3 目後期高齢者診療報酬収入、本年度1,744万8,000円、比較21万9,000円の減。

4 目一部負担金収入、本年度349万2,000円、比較49万2,000円の減。

1 目から4 目は、実績によります見込み額の減となります。

5 目その他の診療報酬収入、本年度1,000円。存目計上でございます。

2 項その他の診療収入、1 目その他の診療収入、本年度36万円。昨年と同額計上でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目手数料、本年度15万1,000円、比較2万1,000円の減。実績による減額計上でございます。

3 款寄付金、1 項寄付金、1 目寄付金、本年度1,000円。存目計上でございます。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度563万円、比較50万4,000円の増。こちらは、運営費及び各種健診、予防接種委託料の繰入金でございます。

2 項事業勘定繰入金、1 目事業勘定繰入金、本年度1,213万8,000円、比較29万6,000円の増。事業勘定からの特別調整交付金診療所分の繰入金でございます。

3 項介護保険特別会計繰入金、1 目介護保険特別会計繰入金、本年度3万円、比較1万5,000円の増。こちらは、介護保険調査員の委託料となります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度60万円。前年度同額計上でございます。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度60万円、比較8万4,000円の増。

続きまして、歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、本年度3,380万円、比較14万1,000円の増。こちらの増につきましては、正職員の看護師の2 節、3 節、4 節の人件費と、あとは灯油代の増となります。

38ページをお願いします。

2 項研究研修費、1 目研究研修費、本年度37万6,000円。前年と同額計上でございます。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費、本年度59万6,000円、比較29万5,000円の減。酸素器具の使用料の減でございます。

2目医療用消耗器材費、本年度28万3,000円。前年と同額計上でございます。

3目医薬品衛生材料費、本年度1,152万円、比較12万円の減。こちらは、薬剤購入の減でございます。

4目委託料、本年度30万円、比較6万円の減。こちらは、血液検査委託料の減でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度40万円。前年と同額計上でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 国保の関係なんですけど、今度県へ移行されるということで、今までの滞納分回収した場合、その扱いはどうなりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

あくまでも県のほうに移るのは30年度分からということでございますので、以前の分の滞納繰越分、こちらについては村のほうで徴収いたしまして、徴収金につきましては基金のほうに積み立てるといような形になってございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今、滞納分が現在どのくらい残っているか。

それと、今後これの管理については当然、村で管理すると思うんですが、管理と回収はすると思うんですが、これどのくらいで回収する計画でしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、滞納分ということなんで、今年度中については今、鋭意収税しているところでございますので、まだ明確な数字というのはちょっとこれからということなので、あくまでも平成28年度分までの滞納繰越金のうちの収入未済額というようにお話させていただければと思っております。

収入未済額については、3月1日現在、3,564万9,000円ほどございます。これをどのように回収するのかというお話なんですけど、確かに年度で区切って何年計画ということで計画できていけば一番理想的なんでしょうけれども、なかなか結局取り切れない部分というのはあれなんですけど、どうしても払えない方といいますのは、どうしても低所得者、それからやはり高齢者の方とかもいらっしゃるということですので、正直な話ちょっと何年という

話は難しい。ただなるべく早いこと、これについても全て分納していただいているというような成約を組んでいただいているということで、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） もう一つ聞けばよかったです、大体、滞納の人数、あとできれば高額、どのくらい、一番多い人これでどのくらいの1人で滞納しているんだか、それちょっと今わかりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、滞納の世帯というものにつきましては、先ほどと同様になりますが、滞納の分だけ分でいいますと、現在のところ88世帯。それで一番高額なものというようなことだったんですが、正確ではないかと思うんですが、おおむね私が把握している中で国保だけでいえば、200万をちょっと超過しているかなという形だと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今度回収すれば村の収益というような形で扱われるわけですが、ただいま高額で200万もいるということなんですよね。かなりの大きな金額なんです。これが亡くなっちゃったら、もう取れないと、回収できないということも考えられると思うんです。財産なりの差し押さえ等もできるんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

差し押さえもできるのかというようなお話だったんですけれども、こちらも国税徴収法並びに地方税法に基づいて、同じような税金ですので、差し押さえ及び滞納処分というのはいできます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっと金額が大きいものですから、やっぱりそういうこともちょっと今後考えて、回収に努めていただきたいなと思うんですよ。亡くなったらもう終わりというようなことではちょっと税の不公平になりますので、とりあえずその辺を頑張って回収に努めていただきたいと思います。なお、やはり回収はある程度目標を持って、もう何年で回収するんだというような目標を持って回収に当たっていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第40号 平成30年度牧本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 45ページをお願いいたします。

議案第40号 平成30年度牧本財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成30年度牧本財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48万6,000円と定める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

50ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円。存目計上でございます。

2項県委託金、1目県委託金、本年度1,000円。存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,000円。土地貸付収入でございます。

2目利子及び配当金、本年度3,000円。基金利子でございます。

3 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目使用料、本年度1,000円。存目計上でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度22万7,000円、37万円の減。

5 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度25万1,000円、25万円の増でございます。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度1,000円。存目計上でございます。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度25万4,000円、比較12万円の減。積立金で12万円の減としております。

2 目財産管理費、本年度13万2,000円。前年度と同額でございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度10万円。同額計上でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第41号 平成30年度大里財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 55ページをお願いいたします。

議案第41号 平成30年度大里財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成30年度大里財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33万8,000円と定める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

60ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円。存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,000円。土地貸付収入でございます。

2目利子及び配当金、本年度1,000円。前年度と同額でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度4万4,000円。7,000円の増でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度29万円。4万6,000円の増でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円。前年度と同様でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度26万6,000円、比較5万3,000円の増。積立金のほうで増えております。

2目財産管理費、本年度6万2,000円。前年度同額でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度1万円。前年度同額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第42号 平成30年度湯本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 65ページをご覧ください。

議案第42号 平成30年度湯本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成30年度湯本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ179万4,000円と定める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

70ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円。存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度3,000円。同額計上でございます。こちらは、土地貸付収入になっておりまして、東北電力からの電力柱の土地貸し付けによるものであります。

2目利子及び配当金、本年度1,000円。同額計上でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円。存目計上でございます。

2目生産物売払収入、本年度1,000円。こちらも存目計上でございます。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度1,000円。存目計上でございます。

2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度167万4,000円。同額計上でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、11万2,000円。前年度繰越金でございます。

次のページをご覧ください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度20万。同額計上でございます。

2款事業費、1項財産造成費、1目造林振興費、本年度3万9,000円。同額計上でございます。

3 款諸支出金、1 項繰出金、1 目繰出金、146 万 4,000 円。こちら同額計上でございます。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度 9 万 1,000 円、4 万 1,000 円の増。

以上、ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第 6、議案第 43 号 平成 30 年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第 43 号 平成 30 年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成 30 年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,393 万 3,000 円と定める。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000 万円と定める。

平成 30 年 3 月 6 日提出、天栄村長、添田勝幸。

80ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目商工費補助金、1,000円の存目計上であります。

2款財産収入、1項財産売却収入、1目土地売却収入、1,000円の存目計上であります。

2項財産運用収入、1目財産運用収入、本年度2,892万9,000円。前年度同額計上でございます。土地の貸付収入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1,000円の存目計上であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度500万円、比較400万円の増。前年度繰越金の見込み増でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、1,000円の存目計上であります。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度3,168万4,000円、比較308万2,000円の増。13節の地質調査委託料397万6,000円は、新規企業分を計上しているものでございます。その下の企業立地サポート事業業務委託料160万円は、村が行う企業訪問、これを効果的に行うために企業に対するアンケート方式での意向調査や立地計画等の情報収集、それから立地の可能性を有する企業の抽出及び具体的状況の把握並びに企業訪問の調整等の業務を委託するものでございます。アンケートの調査は1,000社を対象に行う予定でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度224万9,000円、比較91万8,000円の増。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第44号 平成30年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第44号 平成30年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成30年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,182万5,000円と定める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

90ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度980万8,000円、比較9万2,000円の減でございます。こちらにつきましては、現年度及び過年度の施設使用料でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度1万4,000円、比較7,000円の減でございます。こちら、基金利子でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度200万、比較ゼロ。こちらは前年度繰越金となります。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度1,132万5,000円、比較9万9,000円の減でございます。ほぼ前年同様でございますが、主な要因としましては、15節で約50万円の減となっております。また、25節で34万7,000円の増でございます。あと、28節で6万5,000円ほど増となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万、比較ゼロでございます。

説明は以上でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休議します。

（午後 2時39分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時00分）

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第45号 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第45号 平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億637万6,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、5,000万円と定める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

100ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、本年度6,105万3,000円、比較59万9,000円の増でございます。こちらは、現年度排水処理施設使用料並びに過年度排水処理施設使用料の増によるものでございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業費国庫補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1億4,070万6,000円、比較91万8,000円の減でございます。こちらは、一般会計繰入金の減によるものでございます。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、本年度161万1,000円、比較6万5,000円の増でございます。大山地区排水処理施設事業特別会計からの繰り入れでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度300万、比較ゼロ。前年度繰越金でございます。

6款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

7款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2項加入金、1目加入金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

8款村債、1項村債、1目事業債、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度9,581万8,000円、比較140万8,000円の減でございます。主な要因としましては、2節、3節、4節、人件費としまして、15万2,000円ほど増加となっております。また、11節需用費で修繕費のほか67万5,000円ほど増額となっております。次に、12節役務費でございますが、次のページお願いいたします。こちらのほうのし尿・汚泥汲取り料、口座振替手数料等の増によるものでございます。次に、13節委託料、こちらにつきましては、清掃委託並びに処理施設管理委託料などで91万7,000円ほどの増加となっております。次に、15節工事請負費で100万円ほどの減となっております。次に、23節償還金利子及び割引料、こちらで246万2,000円の減となっております。

次に、27節公課費で、消費税分としまして20万円ほどの増加となっております。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費、本年度1億1,005万8,000円、比較115万4,000円の増でございます。こちらは、償還金の増によるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第46号 平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第46号 平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ270万1,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000万円と定める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

118ページをお願いいたします。

事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度90万7,000円、比較9万6,000円の減でございます。こちら、現年度、過年度の水道使用料でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度50万円、比較ゼロ。こちら、一般会計からの繰り入れとなります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度129万2,000円、比較24万8,000円。こちら、前年度繰越金でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ円。存目計上でございます。次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度250万1,000円、比較2,000円の増でございます。こちら、ほぼ前年同様の計上でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度20万円、比較15万円の増でございます。説明は以上でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第47号 平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第47号 平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,424万8,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000万円と定める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

128ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度668万6,000円、比較43万9,000円の減でございます。こちら、現年度水道使用料及び過年度水道使用料でございます。

2項手数料、1目施設手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。設計審査手数料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、本年度1,000円、比較848万7,000円の減でございます。こちらは、簡易水道等施設整備費国庫補助金の事業完了に伴い、減となったものでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度37万8,000円、比較1,112万2,000円の減でございます。こちらにつきましては、一般会計繰入金でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度717万9,000円、比較27万5,000円の増でございます。こちら、前年度繰越金でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

7款村債、1項村債、1目事業債、本年度1,000円、比較1,999万9,000円の減でございます。こちらは存目計上でございます。

次のページ、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度1,026万7,000円。比較10万7,000円の増でございます。ほぼ例年どおりの計上でございますが、主なものとしましては、11需用費で19万2,000円の増、15節工事請負費で16万4,000円、また、18備品購入費で15万4,000円の増ということで、こちら、メーターの交換とメーターの購入が主な増減の理由となっております。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、本年度1,000円、3,998万7,000円の減でございます。こちら、政府資金元金償還金の減によるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度398万円、比較10万8,000円の増でございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、議案第48号 平成30年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第48号 平成30年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成30年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ164万8,000円と定める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

140ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度62万5,000円、比較3万6,000円の減でございます。こちらは、現年、過年度の排水施設使用料でございます。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度15万円、比較ゼロ。前年度繰越金でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度87万2,000円、比較27万4,000円の増でございます。一般会計繰り入れでございます。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度159万8,000円、比較23万8,000円の増でございます。主な理由としましては、11節需用費、施設修繕費でございますが、こちらの増額でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度5万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます、

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第12、議案第49号 平成30年度天栄村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第49号 平成30年度天栄村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成30年度天栄村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,738万9,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

150ページをお願いします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度1億3,558万7,000円、比較2,873万8,000円の増の見込みでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、本年度1,000円。存目1,000円でございます。

2目督促手数料、本年度1万8,000円、比較2,000円の増でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、本年度1億423万7,000円、比較550万7,000円の減、給付費減に伴う減でございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、本年度4,162万4,000円、比較929万6,000円の減。給付費減に伴う減でございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度367万6,000円、比

較132万9,000円の増。こちらは、要支援1、2の方が総合事業へ移行したことによる増でございます。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度385万9,000円、比較79万8,000円の増。こちらは、地域支援事業費の増に伴う増額でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、本年度1億6,625万2,000円、比較1,196万8,000円の減。こちらは、法定割合減に伴う減額でございます。

2目地域支援事業支援交付金、本年度397万円、比較134万2,000円の増。総合事業費増に伴う増額でございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、本年度9,588万円、比較123万8,000円の減。こちらは、給付費減に伴う減でございます。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度183万8,000円、比較66万5,000円の増。国庫と同じで要支援1、2の方が総合事業へ移行したことによる増額でございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度192万9,000円、比較39万9,000円の増。こちら、国庫と同じで地域支援事業の事業費の増に伴う増額でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、存目1,000円計上でございます。

2目利子及び配当金、本年度1万円。こちらは、前年度と同額でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2目物品売払収入、いずれも存目1,000円の計上でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、本年度7,696万8,000円、比較259万4,000円の減。給付費の減に伴う法定割合分の一般会計からの繰り入れ分の減でございます。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度183万8,000円、比較66万5,000円の増。総合事業対象者増に伴う増額でございます。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度192万9,000円、比較39万9,000円の増。こちら、地域支援事業費増に伴う増額でございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金、本年度68万4,000円、比較3万6,000円の減。

5目その他一般会計繰入金、本年度607万7,000円、比較29万2,000円の減。こちらは、事務費繰入金の減でございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、存目1,000円計上でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度100万円、比較650万円の減。こちらは、前年度繰越金の見込みでございます。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者延滞金、2 目第 1 号被保険者加算金、3 目過料、いずれも存目1,000円の計上でございます。

2 項預金利子、1 目預金利子、こちらも存目1,000円の計上でございます。

3 項雑入、1 目滞納処分費、2 目第三者納付金、3 目返納金。次のページをお願いします。
4 目雑入、いずれも存目1,000円の計上でございます。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度145万円、比較 8 万3,000円の減。ほぼ前年と同額計上でございます。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、本年度17万円、比較2,000円の増。ほぼ前年度と同額計上でございます。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費、本年度245万2,000円、1 万2,000円の減。ほぼ前年と同額計上でございます。

2 目認定調査等費、本年度194万4,000円、比較19万9,000円の減。実績に伴う計上でございます。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、本年度 6 万1,000円。前年と同額計上でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、本年度 1 億 6,997万9,000円、比較3,370万9,000円の減。こちらは、在宅でサービスを利用されていた方々が施設入所したことにより減額となっております。

2 目特例居宅介護サービス給付費、存目1,000円計上でございます。

3 目地域密着型介護サービス給付費、本年度2,706万1,000円、比較296万3,000円の減。こちらは、介護 1 から介護 5 の方の地域密着型介護サービス給付費の増額でございます。

4 目特例地域密着型介護サービス給付費、存目1,000円の計上でございます。

5 目施設介護サービス給付費、本年度 3 億3,624万4,000円、比較2,388万4,000円の増。こちらは、在宅介護から施設入所者が増えたために増額となっております。

6 目特例施設介護サービス給付費、存目1,000円の計上でございます。

7 目居宅介護福祉用具購入費、本年度30万1,000円、比較23万9,000円の減。こちらは、介護 1 から 5 の方の福祉用具購入費となります。

8 目居宅介護住宅改修費、本年度120万1,000円、比較42万1,000円の増。こちらも、介護 1 から 5 の方の住宅改修費用となります。

9 目居宅介護サービス計画給付費、本年度2,413万5,000円、比較18万9,000円の減、介護 1 から 5 までの介護サービス計画作成費用でございます。

10 目特例居宅介護サービス計画給付費、存目1,000円でございます。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費、本年度51万9,000円、比較 620万1,000円の減。こちらは、要支援 1、2 の方々の在宅サービス費となります。

2目特例介護予防サービス給付費、存目1,000円の計上でございます。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、4目特例地域密着型介護予防サービス給付費、いずれも存目1,000円の計上でございます。

5目介護予防福祉用具購入費、本年度10万2,000円、比較13万8,000円の減。こちらは、要支援1、2の方の福祉用具購入費用でございます。

6目介護予防住宅改修費、本年度36万円、比較48万円の減。こちら、要支援1、2の方の住宅改修費用でございます。

7目介護予防サービス計画給付費、本年度26万4,000円、比較74万4,000円の減。こちら、要支援1、2の方の介護予防サービス計画書作成費用でございます。

8目特例介護予防サービス計画給付費、存目1,000円の計上でございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度38万3,000円、4万9,000円の減。国保連の審査支払手数料でございます。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、本年度1,200万円、比較225万6,000円の減。こちらは、介護1から5の方の高額介護サービス費となります。

2目高額介護予防サービス費、存目1,000円の計上でございます。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、本年度120万円、比較60万9,000円の減。こちらは、介護1から5までの方の高額医療合算介護サービス費でございます。

2目高額医療合算介護予防サービス等費、こちらは、存目1,000円の計上でございます。

6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、本年度43万2,000円、比較18万円の減。こちらは、紙おむつの給付券の支給でございます。実績により計上しております。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、本年度4,200万円、比較324万円の増。こちらは、施設入所者の食事、居住費の限度額超過分の費用となります。

2目特例特定入所者介護サービス費、3目特定入所者支援サービス費、4目特例特定入所者支援サービス費、いずれも存目1,000円の計上でございます。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、存目1,000円の計上でございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、前年と同額計上でございます。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、本年度1,393万1,000円、比較696万円の増。こちらは、要支援1、2の方が総合事業へ移行した通所介護サービス費、訪問介護サービス費となります。増額の見込みでございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、本年度71万6,000円、比較18万4,000円の減。こちらは、総合事業対象者のサービス計画作成費となります。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費、本年度600万円、比較60万円の増。

2目権利擁護事業費、本年度60万円、10万円の増。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、本年度85万円、15万円の増。

4目任意事業費、本年度3,000円、比較2,000円の増。

5目在宅医療・介護連携推進事業費、存目1,000円計上でございます。

1目から5目までは、全て地域包括支援センターの事業委託でございます。

6目生活支援体制整備事業費、本年度200万円、比較80万円の増。こちらは、制度改正に伴い、科目を組み替えたものによる増額でございます。

7目認知症総合支援事業費、本年度44万5,000円、比較44万5,000円の増。こちらは、新規でございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度4万7,000円、比較2万9,000円の増。こちらは、総合事業に係る国保連の審査支払手数料となります。

4項高額総合事業サービス費、1目高額総合事業サービス費、本年度1万2,000円、比較1万2,000円の増。総合事業対象者の高額サービス費でございます。

次に、米印、地域支援事業、一般介護予防事業費150万円の減でございますが、こちらは、制度改正に伴いまして、科目を組み替えるもので、廃目でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、2目第1号被保険者保険料還付金、ともに存目1,000円の計上でございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円。昨年と同額でございます。

以上でございます。

ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 150ページ、1目の第1号被保険者保険料、これ2,873万8,000円増額になっていますよね。これ策定して、全体的に上がったたり、標準額が1,000円上がったというのは聞いているんですけども、200万以上でしたっけ、年金の。あれが一番高いので、何ぼ上がったんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 一番高い方で、第9段階の方なんですけど、市町村民税課税か

つ合計所得金額が300万円以上の方なんですけれども、29年度までの保険料ですと、月額8,500円でしたのが、30年度からは月額1万200円になります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ3年間査定だから3年間は変わらないということですよ。そうすると、3年、また3年過ぎれば増える可能性は、どんどん上がるでしょう、これ。また3年過ぎれば幾ら幾らというのはまだ査定できないからわかんないですけれども、これ介護給付費がどんどん増えるんじゃないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

施設の増床に伴いまして、ある程度今までずっと待機された方の入所者待機者の解消はなされまして、大体4と5の重度の方につきましては、ほとんどの方が施設のほうに入所されている今の現状でございます。それであとは、介護3、2、1、支援1、2と下がっていくわけですけれども、そちらの方々が重度化しないように今後予防のほうに徹底していきまして給付のほうが伸びないように3年間で抑えていけるように事務局として努めていきたいと考えておりますので、3年後上がらないかというような約束はできないんですけれども、3年に一度、介護報酬の改定がありますので、サービス費全体が少し上がるというところで、そこで抑えられるかなという、ちょっと疑問なところはあるんですが、給付費は伸びないように抑えていきたいと、努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 要支援1、2、要介護1、2、3と、上がらないようにするとは言っているんですけれども、どういう予防策をやるんですか。具体的に説明してください。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

今まで介護予防事業につきましても、十分に力を入れてきたつもりではございますが、30年度の次期計画の中では、さらに29年度に県のモデル事業としまして、天栄村で自立支援型地域ケア会議というものの事業に取り組んできました、1年間。どういったものかといいますと、ケアプランを立てた計画書がその人の本当の自立に向けてのケアプランなのか、サービスを過剰提供していないかとかというのを専門職の方々に助言をいただきながら、本当にその人のためになっているケアプランになっているかということを検証して、ケアマネジャーさんたちにも意識を高めてもらうというところで取り組んでまいりまして、2月20日に公

開モデル事業としまして、文化の森のほうで県内の関係事業者集めて、公開で模擬で会議をやったところでございます。そういったものを30年度からは2カ月に一遍ずつ見直して、過剰サービスが一番今までちょっと問題になっていたのも、これもあれもそれもというようなサービスを提供していた部分があったものですから、本当に自立に向けての計画書作成に向けて、給付のほうも抑えていきたいなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 住民福祉課長が一生懸命その予防策としてやっていくでしょうけれども、今の段階で要支援1、2、3が上がっているケースはないんですか、今まで。そのままとどまっているんですか。要介護、要支援1、2から要介護1、2、3まで、その人、予防するのにやっているんでしょう、今。それを要介護1が2になったということはないんですか。効果はあるんですか、それ。今やっている効果はあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

介護予防事業とか、健康増進事業につきましては、取り組んだからすぐ結果が出るというものでもございませんので、ただ先週の金曜日に最後の給付費の請求が来ました。それで、このところ給付が若干下がってきているという傾向があります。一時、施設入所したことで上がってはあったんですけども、急激に上がっていくのかなという予想をしていたんですが、今までの効果が出たのかどうか、またその自立支援型の地域ケア会議の効果が出たのかはちょっと検証はできないんですけれども、給付費が横ばいではなく若干下がっている、今下がり傾向にあるので、少しずつ結果が出ているのかなということで認識はしております。続けて取り組んでまいりたいと思ますので、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 本当に住民福祉課のその努力というのは、頭が下がります。ただ、私が危惧しているのは、団塊世代がどんどんもうあと10年後ですよ。そのときどのぐらいの予防になっているかが一番問題だと思うんです。何とかそのように予防策を考えながら、課長に頑張っていつてもらいたいと思ます。

あともう一つなんですけれども、滞納繰越分、これ年金から引かれるのに97万4,000円というのは、これどういうことですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

介護保険料の徴収の方法の仕方には、普通徴収と特別徴収と二通りありまして、65歳になったばかりのときには納付書で切符が行くようになります、保険料の。年金からの天引きが始まるのが大体半年以上たってからじゃないと、年金機構とのやりとりができないため、最初のうちは納付書で行くため忘れていたりとか、あとはやはり低所得者の方だと、どうしても自分のお財布から納めるといので、そこら辺でちょっと滞納になってしまうというところがございますので、よろしくお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） その滞納している人には何か交渉かなんかはしているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

滞納者の方につきましては、担当課のほうで臨戸訪問しまして、催促に納付のお願いに行ったり、あとは通知による催告書の通知を出したりということで、ただ介護保険の場合には、利用されるときに給付の制限がかかりますので、滞納されている方もいざ使うときに全額納付という方が多く見受けられます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。

次に、160ページ、この介護サービス諸費ってございますよね。これ合計で1,279万5,000円をマイナスになっているんですけれども、これは国の支出金2億1,943万6,000円、その他2億2,145万9,000円というのは、これ2号保険から出てくるやつですか。

あと、この1億1,803万、これ一般財源で書かっていますけれども、これ去年見たときは9,000万だったような気がするんですけれども、これだけこんなに増額しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

一般財源につきましては、一般会計からの法定割合分の繰り入れで、給付が上がればそれと同時に上がるということで、その他につきましては、介護保険料のほうの充当ということになります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） ちょっと私、今理解できないんですけれども、今聞いたのは、その他の項目、2億2,145万9,000円とあるでしょう。これ、その他の特定財源、160ページ。それと一般財源はこれ1億1,803万と出ているんですけれども、これ昨年度は幾らだったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

昨年度の一般財源につきましては、1億791万円でございます。その他の財源につきましては、2億3,226万5,000円でございます。

〔「財源」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 大変失礼いたしました。その他につきましては、一般会計からの繰入金と、あと支払基金ですので、2号の分です。一般財源につきましては、介護保険料になります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 財源で第2号保険と村といったんですが、村はどのぐらい、これ2億2,100万からどのぐらい出すようになるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

ちょっと金額ではすぐにちょっと申し上げられないんですけども、給付費の12.5%が一般会計から繰り入れ、支払基金につきましては、給付費の27%が来るということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ去年は9,000万弱だったですよ、村で出している12.5%というのは。昨年、私、一般質問したときやったのが9,000万弱だったんですよ。今年が幾らになったって、1億これ越しているでしょう、当然。後で、個別にそれは言います。わかりました。これ給付があんまり増えないように、住民課長、頑張ってください。ありがとうございます。終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

説明の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

これをもって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日は中学校の卒業式があるため、午後2時より開会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時57分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 6 号)

平成30年3月天栄村議会定例会

議事日程（第6号）

平成30年3月13日（火曜日）午後2時開議

- 日程第 1 議案第50号 平成30年度天栄村風力発電事業特別会計予算について
日程第 2 議案第51号 平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 3 議案第52号 平成30年度天栄村水道事業会計予算について
日程第 4 陳情審査報告
日程第 5 閉会中継続審査申出
日程第 6 発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
日程第 7 発議案第2号 待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書の提出について
日程第 8 議案第53号 副村長の選任につき同意を求めることについて
日程第 9 常任委員の選任について
日程第10 議会運営委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克彦 君	6番	揚 妻 一	男 君
7番	渡 部	勉 君	9番	後 藤	修 君
10番	廣 瀬	和 吉 君			

欠席議員（1名）

8番 熊 田 喜 八 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 淨 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	黒 澤 伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	熊 田 典 子 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君
建 設 課 長	内 山 晴 路 君	会 管 理 計 者	森 廣 志 君
湯 支 所 本 長	星 裕 治 君	天 保 育 所 長	兼 子 弘 幸 君
学 校 教 育 課 長	櫻 井 幸 治 君	生 涯 学 習 課 長	小 山 富 美 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 参 議 事 務 局 長	伊 藤 栄 一	書 記	星 千 尋
書 記	大 須 賀 久 美		

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

なお、8番、熊田喜八議員より、けがの治療のため欠席の届け出がありました。

（午後 2時00分）

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第6号をもって進めます。

◎発言の訂正

○議長（廣瀬和吉君） ここで、7番、渡部勉議員より、本定例会初日の一般質問の中で発言の一部を訂正したい旨の申し出がありましたので、天栄村議会会議規則第64条の規定に基づき、これを許します。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 初日の私の一般質問の1番、職員給与の中で、ラスパイレス指数の最も高いのは京都の宇治市だと。私93.7と申し上げたのですが、103.7で全国1位。93.7ではなくて103.7に訂正いただきたいと思います。

以上です。お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 以上で、7番、渡部勉議員の発言の訂正の申し出を終わります。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第50号 平成30年度天栄村風力発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第50号 平成30年度天栄村風力発電事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成30年度天栄村風力発電事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,592万8,000円と定める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

174ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、存目1,000円の計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度6万3,000円、比較1万1,000円の増。基金の利子でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度500万円、比較ゼロ。前年度繰越金。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度9,086万4,000円、比較ゼロ。売電収入でございます。前年度と同額を見込んでおります。

歳出、1款総務費、1項総務費、1目一般管理費、本年度9,392万8,000円、比較1万1,000円の増。ほぼ前年度と同額でございます。

増減の大きなものをご説明申し上げます。

13節委託料でございますが、保守点検委託料が前年度より173万円の増となっております。次のページでございます。

15節工事請負費でございますが、維持管理工事費が前年度より190万9,000円の増でございます。

また、25節積立金につきましては、前年度から355万8,000円の減となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度200万円、比較ゼロ。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案の通り可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第51号 平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

- 住民福祉課長（熊田典子君） 議案第51号 平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,075万8,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は2,000万円と定める。

平成30年3月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

182ページをお願いします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度2,524万5,000円、比較336万1,000円の増。

2目普通徴収保険料、本年度446万円、比較59万4,000円の増の見込みでございます。

2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、存目1,000円の計上でございます。

2目督促手数料、本年度3,000円、昨年と同額計上でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度52万1,000円、昨年と同額計上でございます。

2目保険基盤安定繰入金、本年度1,822万7,000円、比較5万4,000円の減。広域連合の試算によります減額でございます。

3目広域連合分賦金、本年度29万4,000円、比較8,000円の増。

4目保険事業費繰入金、本年度35万9,000円、比較3万2,000円の増。人間ドック助成費でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、昨年と同額計上でございます。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金、2 目過料、いずれも存目1,000 円の計上でございます。

2 項受託事業収入、1 目健診受託事業収入、本年度86万5,000円、比較2万3,000円の増。こちらは広域連合受託事業の収入でございます。

3 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、本年度10万円、昨年と同額計上でございます。

2 目還付加算金、本年度1万円、比較ゼロ。こちらも昨年と同額計上でございます。

4 項預金利子、1 目預金利子、存目1,000円の計上でございます。

5 項雑入、1 目雑入、本年度66万円、昨年と同額計上でございます。

歳出、1 款総務費、1 項一般管理費、1 目一般管理費、本年度18万9,000円、比較ゼロ。

2 目徴収費、本年度33万2,000円。比較ゼロ。1 目、2 目ともに昨年と同額計上でございます。

2 款広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度4,793万3,000円、比較390万円の増。こちらは保険料の納付金でございます。

3 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健事業費、本年度214万5,000円、比較6万4,000円の増。健診の委託料と人間ドックの委託料でございます。

4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、本年度10万円、比較ゼロ。

2 目還付加算金、本年度1万円、比較ゼロ。1 目2 目ともに昨年と同額計上でございます。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、本年度3,000円、昨年と同額計上でございます。

5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度4万6,000円、比較ゼロ。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第52号 平成30年度天栄村水道事業会計予算について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

- 建設課長（内山晴路君） 別冊の予算書をお願いいたします。

議案第52号 平成30年度天栄村水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 平成30年度天栄村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- （1）給水戸数1,486戸。
- （2）年間総配水量64万271立方メートル。
- （3）1日平均配水量1,754立方メートル。
- （4）主要な建設改良工事、石綿管更新事業、4,485万2,000円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款水道事業収益、第1項営業収益、予定額9,821万8,000円。

第2項営業外収益、予定額4,630万3,000円。

支出。第1款水道事業費用、第1項営業費用、予定額1億2,357万6,000円。

第2項営業外費用、予定額1,994万3,000円。

第3項特別損失、予定額2,000円。

第4項予備費、予定額100万円。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,107万7,000円は、過年度損益勘定留保
資金4,651万2,000円、消費税資本的収支調整額456万5,000円で補填するものとする。）

収入。第1款資本的収入、第1項企業債、予定額4,500万円。

第2項負担金、予定額1,739万8,000円。

第3項補償費、予定額1,000円。

第4項国庫補助金、予定額200万円。

第5項出資金、予定額5,000万円。

支出。第1款資本的支出、第1項建設改良費、予定額8,260万9,000円。

第2項企業債償還金、予定額8,286万7,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率の償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的、石綿セメント管更新事業。限度額、4,500万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借りる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。

償還の方法、借入先の融資条件による。ただし政府資金については、償還期間30年間以内の内据置期間5年以内半年賦元利均等償還とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費777万2,000円。

次のページをお願いします。

(他会計からの補助金)

第8条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,488万6,000円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、142万円とする。

平成30年3月6日提出。天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

平成30年度天栄村水道事業会計予算実施計画説明書によりご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度9,651万3,000円、比較25万7,000円の減でございます。こちらは、水道使用量の減によるものでございます。

2目受託工事収益、本年度162万2,000円、比較384万4,000円の減でございます。こちらにつきましては、3節消火栓工事受託工事の減によるものでございます。

3目その他営業収益、本年度8万1,000円、比較ゼロ。昨年同額計上でございます。

4目負担金、本年度2,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、本年度3万円、比較3万円の減でございます。こちらは預金利子の減によるものでございます。

2目他会計補助金、本年度2,488万6,000円、比較466万5,000円の増でございます。こちらは一般会計からの補助金の増によるものでございます。

3目雑収益、本年度2万円、比較ゼロ。指定給水装置等の指定手数料になります。昨年同額計上でございます。

4目消費税還付金、本年度1,000円、比較ゼロ。消費税還付金の存目計上でございます。

5目長期前受金戻入、本年度2,136万6,000円、比較4万1,000円の増でございます。こちら長期前受金戻し入れでございます。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度941万2,000円、比較112万円の増でございます。主な理由としましては、5節修繕費で100万円ほどの増でございます。そのほかにつきましてはほぼ例年どおりの計上でございます。

2目配水及び給水費、本年度1,666万6,000円、比較220万4,000円の増でございます。主な理由としましては、2節備消耗品費、6節修繕費の増によるものでございまして、こちら使用期間が満了になりましたメーター等の交換に伴うものでございます。

3目受託工事費、本年度162万4,000円、比較384万4,000円の減でございます。こちらの主な理由としましては、次のページにございます消火栓受託工事の減によるものでございます。

4目総係費、本年度1,308万5,000円、比較151万5,000円の増でございます。こちらの主な理由としましては、1、2、4節の人件費に係る費用、こちらが91万7,000円ほど増額となっております。また、17節で会計システムに係りますパソコン1台の更新費用としまして、20万6,000円ほど増となっております。また、水道車両の購入費に係る経費としまして、それぞれの節におきまして増額によるものがございます。

5目減価償却費、本年度8,167万1,000円、比較138万円の増でございます。こちらの主な理由としましては、減価償却費の増に伴うものでございます。

6目資産減耗費、本年度96万3,000円、比較68万3,000円の増でございます。こちらは、配水管布設替工事に伴う除却費及び水道車更新に伴う除却費によるものでございます。

7目その他営業費用、本年度15万5,000円、比較4万2,000円の増でございます。こちらは口座振替手数料等の増を見込んでいるものです。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度1,934万2,000円、比較202万5,000円の減でございます。こちらは、企業債償還金利息の減によるものでございます。

2目雑支出、本年度10万1,000円、比較ゼロ。前年と同額計上であります。

3目消費税、本年度50万円、比較50万円の減でございます。こちら消費税の納付金として減額計上しております。

3項特別損失、1目固定資産売却損、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2目過年度損益修正損、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

4項予備費、1目予備費、本年度100万円、比較ゼロ。同額計上でございます。

資本的収入及び支出。

収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度4,500万円、比較500万円の増でございます。上水道事業に伴う増額計上でございます。

2項負担金、1目負担金、本年度1,739万8,000円、比較1,149万1,000円の増でございます。こちらにつきましては、給食センター建設に伴いまして配水管の布設替工事負担金としまして計上しております。

3項補償費、1目補償費、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

4項国庫補助金、1目国庫補助金、本年度200万円、比較200万円の増。こちら水道車の購入としまして特定防衛施設周辺整備調整交付金を予算として計上しているものでございます。

5項出資金、1目出資金、本年度5,000万円、比較5,000万円。こちら一般会計からの出資金としまして現金預金の資本金の不足が見込まれることから計上するものでございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、本年度7,906万円、比較136万5,000円の減でございます。こちらの主な理由としましては、1節工事請負費で更新事業の減によりまして646万8,000円ほど増額となっておりますが、3節委託料で783万3,000円ほどの減となっております。

次のページをお願いします。

2目固定資産購入費、本年度354万9,000円、比較57万3,000円の減でございます。主な理由としましては、11水源の流量計の更新、こちら愛宕山でございますが、こちらが減になったことに伴いまして400万ほど減額となっております。また、5節におきまして、水道事業で使用している自動車がこのたび老朽化して修繕費がかさむことが予想されるために更新を行うものとして新規に計上しているものでございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度8,286万7,000円、比較158万5,000円の減でございます。こちら平成2年度から平成25年度借入分の企業債償還金の減によるものでございます。

説明は以上であります。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日において産業建設常任委員会並びに総務常任委員会に付託となっておりました事件2件について、産業建設常任委員会委員長並びに総務常任委員長からの審査の結果の報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員長から報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成30年度3月13日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会産業建設常任委員長、揚妻一男。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号1。付託年月日、平成30年3月6日。件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。審査結果、採択。委員会の意見。福島県最低賃金は、時間額で748円となっているが、政府が目指すとしている全国加重平均1,000円にはほど遠い金額であり、その金額は2006年10月発効分から長期にわたり全国で31位と低位にある。県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準に引き上げていくことは県及び村の復興促進のため重要であるとする。措置、

地方自治法第99条に基づく意見書提出。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 報告が終わりましたので、これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、総務常任委員長からの報告を求めます。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 平成30年3月13日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員長、小山克彦。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号2。付託年月日、平成30年3月6日。件名、待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書提出の陳情について。審査結果、採択。委員会の意見、待機児童の解消を初めとした保育、子育て環境の整備は待ったなしの課題である。今必要なことは、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、実態に合わない配置基準の改善による保育士の増員と処遇の改善による保育の質の確保など総合的な対策を進めることである。よって、待機児童の解消と保育士配置基準の見直しによる処遇改善などを国に求める。措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 報告が終わりましたので、これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、平成30年受理番号1、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、平成30年受理番号第2、待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書提出の陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎閉会中継続審査申出

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、閉会中の常任委員会継続審査申出についてを議題といたします。

初めに議会運営委員長、次に総務常任委員長、続いて産業建設常任委員長、次に議会広報常任委員長の順に申し出願います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） 平成30年3月13日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 本会議の会期日程等議会運営に関する事項並びに委員会運営に必要な調査研究のため。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに
決定いたしました。

次に、総務常任委員会委員長からの申し出を求めます。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 平成30年3月13日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに
決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長からの申し出を求めます。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成30年3月13日、天栄村議会議長、廣瀬和吉

殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究並びに広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申し出を求めます。

議会広報常任委員会委員長、渡部勉君。

〔議会広報常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（渡部 勉君） 平成30年3月13日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付するこ

とに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が3件ございますので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 2時45分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時47分）

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、揚妻一男君。

〔6番 揚妻一男君登壇〕

○6番（揚妻一男君） 発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年3月13日。

提出者 天栄村議会議員 揚妻一男

賛成者 天栄村議会議員 後藤 修

賛成者 天栄村議会議員 円谷 要

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由。

福島県最低賃金は、時間額で748円となっているが、政府が目指すとしている全国加重平

均1,000円にはほど遠い金額であり、その金額は2006年10月発効分から長期にわたり全国で31位と低位にある。県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準に引き上げていくことは、県及び村の復興促進のためにも重要であると考えため。

意見書送付先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長

意見書は別紙のとおりでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、発議案第2号 待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、小山克彦君。

〔5番 小山克彦君登壇〕

○5番（小山克彦君） 発議案第2号 待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年3月13日。

提出者 天栄村議会議員 小山 克彦

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

賛成者 天栄村議会議員 大須賀溪仁

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由。

待機児童の解消を初めとした保育、子育て環境の整備は待ったなしの課題である。今必要なことは、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、実態に合わない配置基準の改善による保育士の増員と処遇の改善による保育士の質の確保など総合的な対策を進めることである。よって、待機児童の解消と保育士配置基準の見直しによる処遇改善などを国に求めるため。

意見書送付先は、

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当（少子化対策）大臣

衆議院議長

参議院議長

以上であります。

なお、意見書については別紙のとおりであります。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第53号 副村長選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで副村長、森茂君、退席を求めます。

〔副村長 森 茂君退席〕

○議長（廣瀬和吉君） 議案を事務局に朗読させます。

〔参事兼議会事務局長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼議会事務局長（伊藤栄一君） 議案第53号 副村長の選任につき同意を求めることについて。

本村の副村長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

平成30年3月13日提出。

天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字宮ノ下35番地

氏名、森 茂

生年月日、昭和28年1月13日生

○議長（廣瀬和吉君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由でございますが、森副村長につきましては、平成26年4月1日から4年間にわたり副村長の重責を担っていただいているところでございます。引き続き副村長に選任をいたしたく、選任についての議会の同意を求めるものであります。

森副村長の経歴はお手元にお配りしました資料のとおりであります。議員の皆様ご承知のとおり、平成23年3月まで本役場に奉職され建設課長、総務課長などを歴任された後に退職され、平成26年度から副村長として補佐していただいております。これまでの経験から行政全般に精通しており適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は4月1日から4年間であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで副村長、森茂君の復席を求めます。

〔副村長 森 茂君復席〕

◎副村長就任挨拶

○議長（廣瀬和吉君） ただいま同意されました副村長、森茂君より挨拶の申し出がありました。これを許します。

副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） ただいまご同意を賜りました。本当にありがとうございました。重責に身の引き締まる思いであります。なお、より一層緊張感を持ちながら業務に当たってまいります覚悟でございますので、議員の皆様方にはさらなるご支援ご指導をお願い申し上げまして挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎日程の追加

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

常任委員会の選任と議会運営委員の選任を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議案日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 2時59分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時00分）

◎常任委員の選任について

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますが、ここで本会議を休議し、全員協議会により選任したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

全員協議会開催のため、暫時休議いたします。

議員の皆さんは議員控室に集まってください。

（午後 3時01分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時13分）

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により議長において指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。したがって、これより指名いたします。

常任委員選任について事務局に朗読させます。

〔参事兼議会事務局長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼議会事務局長（伊藤栄一君） 常任委員の選任について。

天栄村議会委員会条例第5条第1項の規定に基づき、常任委員を次のとおり選任するものとする。

平成30年3月13日提出。

天栄村議会議長、廣瀬和吉。

記。

- 1、総務常任委員（5名）、円谷要、服部晃、揚妻一男、熊田喜八、廣瀬和吉。
- 2、産業建設常任委員（5名）、北畠正、大須賀溪仁、小山克彦、渡部勉、後藤修。
- 3、議会広報常任委員（5名）、円谷要、服部晃、揚妻一男、熊田喜八、後藤修。

○議長（廣瀬和吉君） ただいま事務局が朗読いたしました常任委員にそれぞれを指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ常任委員に選任することに決定いたしました。

◎正副常任委員長の選任について

○議長（廣瀬和吉君） 続いて、各常任委員会の委員長、副委員長を選任したいと思います。委員長と副委員長の選出のため、暫時休議いたします。

（午後 3時16分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時43分）

○議長（廣瀬和吉君） 常任委員会の委員長、副委員長については、議長より報告を申し上げます。

総務常任委員会委員長、熊田喜八君。副委員長、円谷要君。

産業建設常任委員会委員長、大須賀溪仁君。副委員長、小山克彦君。

議会広報常任委員会委員長に服部晃君。副委員長に揚妻一男君を選任することに決定いたしました。

なお、任期につきましては平成30年4月1日からとなりますので、ご了承願います。

◎議会運営委員の選任について

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますが、ここで本会議を休議し、全員協議会により選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
全員協議会を開催のため、暫時休議いたします。
議員の皆さんは議員控室に集まってください。

（午後 3時45分）

- 議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時52分）

- 議長（廣瀬和吉君） これより議会運営委員会の委員を指名いたします。議会運営委員の選任については、事務局に朗読させます。

〔参事兼議会事務局長 伊藤栄一君登壇〕

- 参事兼議会事務局長（伊藤栄一君） 議会運営委員の選任について。
天栄村議会委員会条例第5条第1項の規定に基づき、議会運営委員を次のとおり選任するものとする。

平成30年3月13日提出。

天栄村議会議長、廣瀬和吉。

記。

- 1、議会運営委員（5名）、円谷要、大須賀溪仁、小山克彦、熊田喜八、後藤修。

- 議長（廣瀬和吉君） ただいま事務局が朗読いたしました5名の諸君を議会運営委員に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。
-

◎正副議会運営委員長の選任について

- 議長（廣瀬和吉君） 続いて、議会運営委員会の委員長、副委員長を選任したいと思います。

委員長、副委員長の選任については、議長より報告申し上げます。

委員長に小山克彦君、副委員長に円谷要君を選任することに決定いたしました。

なお、任期につきましては平成30年4月1日からとなりますので、ご了承願います。

◎閉会の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） 以上で今定例会の会議に付託された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会とすることに決定いたしました。これをもって平成30年3月天栄村議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午後 3時54分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 3月13日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 円 谷 要

署 名 議 員 大 須 賀 溪 仁

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	3月7日	同意
2号	天栄村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	3月7日	原案可決
3号	天栄村体育施設条例の制定について	3月7日	原案可決
4号	天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月7日	原案可決
5号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月7日	原案可決
6号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月7日	原案可決
7号	天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	3月7日	原案可決
8号	天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	3月7日	原案可決
9号	天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月7日	原案可決
10号	天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3月7日	原案可決
11号	天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月7日	原案可決
12号	天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月7日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
13号	天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月7日	原案可決
14号	天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	原案可決
15号	天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	原案可決
16号	天栄村集会所等の設置に関する条例を廃止する条例の制定について	3月8日	原案可決
17号	天栄村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	原案可決
18号	天栄村デイサービスセンターの指定管理者の指定について	3月8日	原案可決
19号	天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について	3月8日	原案可決
20号	天栄村湯本スキー場の指定管理者の指定について	3月8日	原案可決
21号	天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について	3月8日	原案可決
22号	村道の路線の廃止について	3月8日	原案可決
23号	村道の路線の認定について	3月8日	原案可決
24号	大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	3月8日	原案可決
25号	平成29年度天栄村一般会計補正予算について	3月8日	原案可決
26号	平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	3月8日	原案可決
27号	平成29年度牧本財産区特別会計補正予算について	3月8日	原案可決
28号	平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	3月8日	原案可決
29号	平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について	3月8日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
30号	平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	3月8日	原案可決
31号	平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	3月8日	原案可決
32号	平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	3月8日	原案可決
33号	平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について	3月8日	原案可決
34号	平成29年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	3月8日	原案可決
35号	平成29年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について	3月8日	原案可決
36号	平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月8日	原案可決
37号	平成29年度天栄村水道事業会計補正予算について	3月8日	原案可決
38号	平成30年度天栄村一般会計予算について	3月12日	原案可決
39号	平成30年度天栄村国民健康保険特別会計予算について	3月12日	原案可決
40号	平成30年度牧本財産区特別会計予算について	3月12日	原案可決
41号	平成30年度大里財産区特別会計予算について	3月12日	原案可決
42号	平成30年度湯本財産区特別会計予算について	3月12日	原案可決
43号	平成30年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について	3月12日	原案可決
44号	平成30年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について	3月12日	原案可決
45号	平成30年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について	3月12日	原案可決
46号	平成30年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について	3月12日	原案可決
47号	平成30年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について	3月12日	原案可決
48号	平成30年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について	3月12日	原案可決
49号	平成30年度天栄村介護保険特別会計予算について	3月12日	原案可決
50号	平成30年度天栄村風力発電事業特別会計予算について	3月13日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結 果
51号	平成30年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について	3月13日	原案可決
52号	平成30年度天栄村水道事業会計予算について	3月13日	原案可決
53号	副村長の選任につき同意を求めることについて	3月13日	同 意
発議1号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について	3月13日	原案可決
発議2号	待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書提出について	3月13日	原案可決

議 員 提 出 議 案

議案番号	件名	議決月日	結 果
発議1号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について	3月13日	原案可決
発議2号	待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書提出について	3月13日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
1	平成30年 2月13日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	須賀川市森宿字ヒジリ 田50 日本労働組合総連合会 福島県連合会 須賀川地区連合会 議長 鈴木 重一	産 業 建 設 常任委員会
2	平成30年 2月15日	待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書提出の陳情について	福島県渡利字大豆塚7 (さくら保育園気付) 福島県保育連絡会 代表 大宮 勇雄	総 務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
1	平成30年 3月6日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	採 択
2	平成30年 3月6日	待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書提出の陳情について	採 択